

第百一回 参議院大蔵委員会會議録第二十八号

昭和五十九年八月二日(木曜日)
午前十時七分開会

委員の異動

七月三十一日

辭任

木本平八郎君

八月一日

辭任

八百板 正君

補欠選任

青木 茂君

補欠選任

赤桐 操君

出席者は左のとおり。

委員長

伊江 朝雄君

理事

岩崎 純三君

大坪健一郎君

藤井 孝男君

竹田 四郎君

塩出 啓典君

堀本 又三君

河本嘉久蔵君

倉田 寛之君

中村 太郎君

福岡日出磨君

藤井 裕久君

藤野 賢二君

宮島 混君

矢野俊比古君

吉川 博君

赤桐 操君

鈴木 和美君

丸谷 金保君

鈴木 一弘君

多田 省吾君

国務大臣

内閣総理大臣

大蔵大臣

政府委員

総務庁長官官房

審議官

防衛庁経理局長

経済企画庁調整

局長

外務省経済協力

局長

大蔵政務次官

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房第

本専売公社監理

官

大蔵大臣官房審

議官

大蔵省主計局次

長

大蔵省主税局長

大蔵省関税局長

国税庁徴収部長

自治省行政局選

挙部長

事務局側

常任委員会専門

員

日本専売公社総

裁

日本専売公社総

務理事

日本専売公社総

務理事

西村 忠弘君

近藤 忠孝君

栗林 卓司君

青木 茂君

野末 陳平君

中曾根康弘君

竹下 登君

佐々木晴夫君

穴倉 宗夫君

赤羽 隆夫君

藤田 公郎君

井上 裕君

西垣 昭君

小野 博義君

角谷 正彦君

平澤 貞昭君

梅澤 節男君

矢澤富太郎君

緒賀 康宏君

小笠原臣也君

河内 裕君

長岡 實君

岡島 和男君

西村 忠弘君

日本専売公社理 生平 幸立君
事 日本専売公社理 丹生 守夫君
事 日本専売公社理

本日の會議に付した案件

○たばこ事業法案(内閣提出、衆議院送付)

○日本たばこ産業株式会社法案(内閣提出、衆議院送付)

○塩専売法案(内閣提出、衆議院送付)

○たばこ事業法案等の施行に伴う関係法律の整備等

○たばこ消費税法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(伊江朝雄君) ただいまから大蔵委員会

を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る七月三十一日、木本平八郎君が委員を辭任

され、その補欠として青木茂君が選任されまし

た。

また、昨日、八百板正君が委員を辭任され、そ

の補欠として赤桐操君が選任されました。

○委員長(伊江朝雄君) 前回に引き続き、たばこ

事業法案、日本たばこ産業株式会社法案、塩専売

法案、たばこ消費税法等の施行に伴う関係法律の整

備等に関する法律案及びたばこ消費税法案を議題

とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○赤桐操君 私は、まず、新会社の発足に当たり

まして、いろいろとこれからそれへの準備が行わ

れていくであろうと思いますので、それに関する

若干の御質問を申し上げたいと思います。

新会が発足に至るまでいろいろの順序がある

と思うんですが、スケジュール的なものが

でき上がっていると思いますので、その点ひ

とつ明かにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(小野博義君) お答え申し上げます。

日本たばこ産業株式会社法につきましては、公

布の日から施行されることになっておるわけでござ

います。成立後速やかに設立行為を開始され

ることになるわけでございます。

具体的に申し上げますと、設立委員の選並び

に任命、それから設立委員会の開催、それから設

立委員会によります定款の作成とこれの大蔵大臣

の認可。この定款の作成、認可によりまして出資
財産が確定され、あるいは資本金が決定されるわ
けでございます。その後、創立総会が開催されま
して、ここで新会社の役員が選ばれることになる
わけでございます。以上の手続を済まして、昭和
六十年四月一日に新会社が成立するということが
予定されるわけでございます。

なお、新会社の設立に際しましては、過去の特
殊会社の例あるいは新会社の企業規模等から見ま
して、およそ半年以上の期間が必要であろうと考
えているところでございます。

○赤桐操君 そうすると、設立委員会の発足の時
期はいつごろになる見込みですか。

○政府委員(小野博義君) 法案を成立させていた
だきますれば、それから人選にかかるわけでござ
います。現時点でまだ確たる何月何日というところ
まで詰まっておりますところではないところでござい
ます。

○赤桐操君 やがて設立委員が任命されることにな
るわけでありますが、これは大臣の任命による
ことになっております。その人選については、
もちろんこれは民主的に選ばなければなりません
が、どのような範囲から人選をされようといったし
ておるか、この点を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) これは従来特殊会社がで
きますときの設立委員、これの任命につきまして

は、一般的に所管省は当然入るではなからうかな、それから関係各省庁、これらの代表の方、また経済界等の有識者の代表の方が入ることが多いわけですが、本会社につきましても、その過去の特殊会社をつくるに当たつての設立委員の任命等を参考にしながら人選を進めていくことにならうかな、こういうふうな考えでおります。もちろん、今おっしゃいましたように、各方面の意見を聞きながら公正妥当な人選と言われるようなものにならなければならないというふうに考えております。

○赤桐操君 設立委員会がやがてそういうことでつくられると思います。設立委員会ができれば、まずと、商法に基づいて各種の作業が行われてくるようになると思います。

そこで、伺いたいと思いますのは、資本金の關係であります。衆議院大蔵委員会で大蔵が明らかにされたところでは、千五百億円を上限にして決めた、ということのようでございます。したが、これに對しまして社会党は、この新会社、このからの運営等大蔵の状況等を考えまして、こうしたものを考えるという一千億程度にすべきではないかということをお願いしてきては、どうでございます。同時に、これを設立委員会に申し入れるよう要望もいたしてまいりましたところであり、大蔵大臣のこの際もう一度御所見を承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(竹下登君) これは確におつしやいます。種々議論がございました。いろんな資産内容等から見て低いとはいひやないか、極端に言へばそういう議論もあつたわけでございますが、専売公社が専売関係の財産を除いてその財産の全部を出資すると、こういうわけになつております。具体的な出資額につきましては、会社設立時すなわち来年の四月一日の財産の見込みで申し上げますと、五十九年度末の公社貸借対照表上の純資産の見込みから専売事業にかかる財産及び未払い地方たばこ消費税等の負債勘定に計上されるものを除きますと、七千二百二十億円になるん

ではないかと考えているところでございます。

日本たばこ産業株式会社の資本金は会社の設立過程において定款を定める段階で決定されるものでございますが、現段階における基本的考え方として述べますと、おおむね千五百億円が上限ではなからうかというふうに考えておるところでございます。新会社の資本金についての考え方の中には、いわゆる葉たばこの過剰在庫を抱えているという点がございます。この特殊性を資本金決定にどのように反映させるかという問題につきましまして、これこそ目下検討中のところでございまして、本委員会において行われた議論等を正確に設立委員会の場にお伝えをして、十分議論していただくかならぬ課題だというふうに理解をいたしておるところでございます。

○赤桐操君 これはぜひひとつそういうことで設立委員会に要望として反映していただくようにお願いしておきたいと思ひます。

次に、設立委員会は役員等の問題にも入るわけであり、大蔵大臣は、天下りの定議についてはいろいろある、しかし新会社に負担にならないような役員の選出を行いたいということも述べられておるわけでございます。これは衆議院大蔵委員会でも同じく答弁されておるわけでございますが、これはたばこ事業に精通した者というように解してよろしいかどうか、この点ひとつ。

○國務大臣(竹下登君) 公社改革というものが、そもそもが経営の自主責任体制の確立ということと、それから民間活力の導入、こういうことが基本にあつて、このたびの改革が行われるわけでございます。それから、新会社の役員の選定に当たつても、こうした制度改正の趣旨に沿つて行われるべきものであるというふうに考えておるところでございます。たばこの事情に精通してない者ばかりじゃ困るだろう、大いに精通しておる方が、常識的に考えますならば、当然のこととして役員等に選ばれる方向ではなからうかというふうに考えております。

○赤桐操君 新会社に負担になるような役員では

困るわけでございます。これはひとつぜひ新会社が厳しい荒波の中で戦つていくわけであり、また、まさに事業運営全体に大きな役割を果たせるたばこ事業に精通した者を願ひたいと思ひます。

次に、これまた衆議院大蔵委員会において同じように出ておるわけであり、再度ひとつ確認をしておきたいと思ひます。株の放出の時期であります。これについては経営の健全性が担保された時期、そのときに放出を考えたということとを大臣が御答弁なさつておられます。つまり、たばこというものは大量生産、大量販売、これによつてスケールメリットが出てくるわけでありまして、その意味からすれば、厳しいたばこ市場の競争に耐え得る、そのためにはまさに安定した経営基盤が必要になつてくるわけでございます。そういう意味合いから、株の放出の時期については相当慎重に考えていかなければならないであろうと思ひますが、この点もう一度明確な御答弁を伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(竹下登君) まさに今御指摘なさいましたように、慎重の上にも慎重を重ねなさいかね問題であらうと思つております。したがつて、この法案を御審議いただいております段階で、事柄の性質上、売却時期について明示するということは容易なことではないというふうに考えます。が、基本的には、今おつしやいましたように、新会社の株式は当分の間三分の二以上の保有を政府に義務つけておりますが、その裏側にあります三分の一以内の部分については、これをもちろんすぐ売らなさいやなという性格のものではないと思ひます。民間活力の導入という見地からすれば、できるだけ早くこの新会社の株を放出すべきだという考え方も、確かにそれは原則論としては存在いたします。他方、しかし何と申しても、長い間の専売制度、公社制度のもとで行われてまいりましたたばこ事業が、政府関係特殊法人であるとは申しながら、株式会社組織で運営されていくことになるという大改革でございます。

で、当該新会社の株式の放出につきましては、仰せのとおり、たばこ事業関係者にとつて全く不安がないような会社経営——この法律案をつくるに際しまして、各方面の意見を聞きましますと、その不安というふうなものについての意見も確かにございました。

したがつて、そういう不安がないような会社経営、言いかえますならば、新会社が新会社法またたばこ事業法に掲げられております公共目的を念頭に置きながら、なお合理的な企業経営ができるかどうかというところを見きわめた上で、それこそ逐次行つていかなければならないことであると考えております。したがつて、まさに新会社の経営の実態、それからたばこ事業の実態等を見ながら、慎重な上にも慎重を重ねて、この時期を見定めるべきものであるというふうに理解をいたしておるところでございます。

○赤桐操君 公社から民営ということになるのであります。これは大変大きな転換でございます。まして、新しい制度に伴ういろいろな仕事、たくさん処理すべき事項が出てくるであろうと思ひますが、政省令制定の数が、通達までも含めると質量ともに大変膨大で、二百四十項目にも上つておると聞いております。衆参両院の大蔵委員会での議論経過、これを私もいろいろと検討してまいりましたけれども、この政省令というのがある形が出てくるんではないかと、私どもが一番注目しなさいやなと思つたことは、行政の介入というものは新会社に対してなるべく避けなさいやな、そして必要最小限にとどめるべきである、こういうふうに考えるわけであり、この点、政府答弁も同じような答弁がなされておりますが、そういう考え方、これからやるということについて再確認したいと思ひますが、よろしうございませうか、それで。

○國務大臣(竹下登君) 公的関与は最小限にとどめるべきである、そういう答弁をここで再確認をしろ、こういうことでございませう。まさにそうしなければならぬと思つております。何しろ公社

そこで、配当するかどうかという問題は、それ

策等いろいろ考えられておると思うんであります

したけれども、合理化計画については既に労働組

いうふうに理解いたしております。

○赤桐操君 今までは公労法下におけるところの全専売労働組合でありましたね。これからは労働三法、労働組合法によるところの労働組合、こういう形に移行していく。今までの公労法下におけるところの労働関係では極めて近代的な労働関係として事前に何でも話し合う。それからまた話し合つて決まったことは、これは必ずお互いが責任を持って実施していく。あるいは労使対等の原則を今も言われたとおり貫いてきた。こういう三つの大原則の上に立つて信頼関係が結ばれてきたと思つていいと、こういう御答弁だと思つたんですけれども、まさにそうだったと思つたんです。私も大体そういうふうな労働関係、専売公社と専売労働組との労働関係はさようなものであるというふうに認識いたしてまいりました。

そこで、新会社に移行されますと、これはいろいろまた立場がお互いに変つてくると思つたんです。従来、公社は公社の立場でそれぞれ長い歴史、八〇年の歴史の中でもって、一定の力というものを持ちながら、監督官庁その他に対してもそれなりの主体的な立場を履行しながら、その中におけるところの労働関係をつくることができたと思つたんです。今度、立場が変わつてくるわけですから、組合の方も、公労法下の組合であつたけれども、これからさうではなくて、労働三法を適用される組合に変わつてくるとすれば、まさにこれは一般の民間労働組合と同じ立場になつてくる。社会的にもまたそれだけの大きな責任を負うことになる。組合員数にしてもかなり大きな組合員数になる。こうなつてまいりますと、この社会的影響という社会的地位というものは、これまでと違つた立場になる。こうした中でも今の労働関係が維持されていかなければ、私はこれからの本当に厳しい競争の中で戦つていくことはできないだろうと思つたので、そこで総裁に伺いたいと思つたんです。

今の述べられた考え方ですね、従来つくり上げてきたその考え方はこれからは間違ひなく續けていく自信があるのかどうか、またそういう基本的な展望をお持ちかどうか、この点しかと承つておきたいと思つたんです。

○説明員(長岡實君) 新会社に移行いたしましたも、ただいま申し上げましたような労働関係の基本的な認識は、私どももいたしましては、いささかも変わりがないものと考えておりますし、労働組合もそのような基本認識を持っていたわけではなかつたかと思つております。労使双方が自主性を持つということとは、いわば自主責任体制ということでございますから、お互いがお互いの立場を理解し合いながら責任を持って企業の将来のあり方を考えていくということが基本にあるかと存じますが、その基本を支えていくものは従来と同様な労働関係の基本認識を持ち続けるということであろうかと存じます。

○赤桐操君 わかりました。そうすると、その基本認識の上に立つてつくり上げられました現行労働協約、各種協約がたくさんございまして、私も実は拝見をいたしておりますが、この「労働協約類集」にたくさん今までの労働の御努力で積み上げられてきた各種協約が載つております。これもよく拝見いたしておりますが、そうすると、この労働関係の各種協約については原則として踏襲されるというように理解してよろしいですか。

○説明員(長岡實君) 新会社移行に際しての労働協約の取り扱いにつきましては、赤桐委員も御承知のように、法律の適用関係が変わるといったようなものもございまして、今後の労働間の取り決めにによるものもございまして、そういったものを除きまして、原則として、現行の労働条件を維持するという考えのもとに円滑な移行に向けて労使間で合意が成立いたしますよう鋭意話し合つていくつもりでございます。

○赤桐操君 そういたしますと、特にこの中で一つ私が確認しておきたいと思つたことは、これから合理化が非常に強く進められていくことは間違ひなさそうであるが、この協約の中で合理化に関する三協定ができておりますか。

○説明員(長岡實君) 第一点の合理化三協定であるのは勤務時間、休日、休暇に関する協定、これをどうするかという点でございますけれども、労働協約の具体的な取り扱いにつきましては今後労使間で話し合つていくこととなりますけれども、ただいま御指摘になりました合理化三協定、勤務時間、休日、休暇に関する協定につきましては、新会社において承継していくという考えでございます。

それから公社は従来から合理化等の実施に当たりますのは、職員の雇用及び労働条件に影響を及ぼす場合もあり、摩擦を未然に防止するために事前に計画を労働組合に提示し、相互尊重の精神にのっとりまして誠意を持って協議を行い解決を図つてきたところでございまして、このような関係につきましましては、新会社移行後もいささかも変わりがないというふうに考えております。

○赤桐操君 各支部・局別の職員表というのを最近公社の方にお願ひして資料として御提出をいただきました。この内容で見ますと、全国にたくさんいろいろな支部や局があるわけでありまして、私が一番注目をしたのは、職員数が全体でトータルいたしまして三万六千八百八十九人、これは五十八年十月一日現在の人員でありますか。

それから二つ目は、これからいろいろ事業に取り組んでいくに当たつて、これは民間の会社になるわけでありまして、しかもこれだけのいろいろな新しい変革を遂げていくことにする以上は、基本的には事業の縮小という形をとるということよりは、むしろ本来ならば拡大再生産の方向へ大きく進まなければ、これからのビッグスリーの、上陸してくるであろう諸会社と対決することは不可能だろうというふうに私は考えるんです。そういう意味においては、事業範囲が拡大されるという方向がとれるならば、これは雇用の確保についてもそこで解消されていくだろうと思つ

ら、現在は多少異動しておると思いますが、これを基準にしてみますと、このうちの男子が二万六千八百、女子が一万人を超えておるといふ状態なんですね。したがつて、この三万六千のうちの約三〇%近いものが女子職員になつていて、こういうことでございまして。しかも、これは全国の各県にわたつて大変いろいろ職場が散らばつてゐるわけでありまして。これが専売の職場の実態というふうになつてゐるわけでありまして。

んです。もちろん、女子職員が多いんですから、相当いろいろ配置その他については考えなければならぬけれども、とにかくも事業が縮小されないで拡大されていくという方向がとれるならば、私はこれは解決していくであろうと思います。こうした面についてのこの二点について、これは最後の段階に来ていますので、はっきり総裁の腹を伺っておきたいと思うんですが、いかがですか、これは。

○説明員(長岡實君) まず第一点の、要員の削減の場合に、生首を切らないという点でございますが、先ほどお答え申し上げましたように、合理化三協定は新会社移行後もこれを維持するつもりであるというお答えを申し上げましたけれども、その中にも入っている事項でございます。これは私どもとしても合理化を進めていく場合に生首は切らないという基本方針は貫くつもりでございます。

それから第二点でございますが、まさに御指摘のように、企業経営においてその企業の経営が縮小の一途をたどるということでは、職員の労働意欲と申しますかモラルと申しますか、そういったようなものに大変な悪影響があるのではないかと、自分の働く企業が将来に向かって一つの希望が持てるというようにことが職員の労働意欲を支える非常に大きな要素にならうかと存じます。

一方、たばこ事業につきましては、客観情勢等からいたしまして、たばこそのものの事業の発展、拡大というのにはおのずから限界があるかと存じますので、そういったような意味も含めまして、私は事業領域の拡大に積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○赤桐操君 そこで、いよいよ新会社に移行していくと、労働組合の方は労働三法が適用されることになる。そこで労使のいろいろの交渉が行われていくことになりましたが、いろいろ労使関係については従来の基本的なあり方を踏襲していく、これを原則とするということをお伺ってきたわけであ

りますが、そういうような意欲で公社側が取り組まれるといたしまして、問題は新会社に当事者能力がなければどうにもならぬですね。どうもいろいろこのたばこ産業株式会社法案の内容をずっと見ていきますと、その点いろいろ危惧される点があるんですが、せっかくお互いがそういう意欲に燃えて新しい場面をつくり出し取り組もうとしておりまして、新会社に当事者能力が与えられないということに事実上なっていると、これはまさに絵にかいたもちになってしまうと思

うんですね。そういう意味で、公社はこれから本当にこの当事者能力を持つて対応するということについて自信をお持ちであるかどうか。それからまた本当にそういう対応ができるのかどうか。あちらの顔色、こちらの顔色ばかり見ておつて、本当の労使関係がでないんじゃないかというように、附則その他を見てみると危惧の念が出てくるんですが、その点はいかがなんでしょうか。

○説明員(長岡實君) 厳しい国際競争下で事業の維持、発展を図っていくためには、経営全般にわたる合理化、効率化が必要でございます。そのためには労使双方の当事者能力に裏打ちされた自主交渉、自主解決を通じての安定した労使関係の確立が不可欠であるという、こういう基本認識のもとに今次改革が立案されたというふうに私どもは理解いたしております。したがって、労使双方が自主交渉、自主解決ができるようにするということは、今度の制度改正の一つの大きな柱であらうと存じます。

そういったような意味におきまして、私は今回の制度改正により、今御指摘になりましたような本当に自主解決、自主交渉をしていくという条件は制度的には確保されたものと考えております。またその衝に当たる者といましては、当然その制度の趣旨に沿った労使関係の確立に努めてまいらなければならないというふうに考えております。

○赤桐操君 これは大蔵大臣に伺いたいと思うん

であります。両者とも新しい関係に対して、そういうようなお互いの責任体制を持ちながら当事者能力を持つてやろうという意欲に燃えているわけでありまして、公社答弁について大蔵大臣のお考えを伺っておきたいと思ふのであります。特にこの予算や給与統制等の問題が、制度上は徹底されていきますけれども、事実上は、事業計画は大蔵大臣の認可を得ないままに、これを變更する場合も認可を得ないままに、こういうことで大変厳しい裏づけがなされているように私は思うんでありますけれども、もちろん大蔵大臣のそうした了承を得ながらやらなきゃならぬかもしれませんが、問題はその運用上の問題であります。政府の監督等についても、これはもう前段で大蔵大臣の御答弁もいただいておりますが、本当に必要な最小限のものにして両者の当事者能力を大きく成長させていくということでないかと本当の力が出てこないと思うんであります。この点ひとつ、特に公社側の当事者能力を大きく育てていくんだという意欲をお持ちであるかどうか。この点大臣のしかとした御答弁を伺っておきたいと思うんであります。

○国務大臣(竹下登君) 基本的に今おっしゃいますとおりで、私も当事者能力がいささかも損なわれるような関係はしてはならぬというふうに基本的な認識を持っております。考えてみると、二つの立場がありまして、一つは、当面発足いたしますならば、全額保有の株主権とも申しましようか、そういう立場があるのかと思っております。これは出資、財産の保全を図るという考え方で、一方、最大限に尊重して所有と経営の分離を旨とする商法の規定の中にまず自分を位置づけていくというのが株主権いわゆる株主としての立場ではなからうかというふうに思っています。もう一つは、これは事業計画等々の認可及び監督事項、こういうことが一方存在するわけ

でございます。これに關しては、そもそも今度製造独占というものを与えつつも、その中で合理化し、国際競争

力に勝ち抜いていくために改組した今度の新会社でございますだけに、その政策目的を達成するために、できるだけ片や商法の立場、片や労働三法、そういう当事者能力というのを最大限發揮されて自主的な活力のあるそういう立場でやりになるということが最も好ましいことと存じます。まさに必要最小限というものととどめるべきであるという考え方を、私が今の席を去りましようとも、引き続きいくべき一番の今のポイントじゃないかと、こういうふうに考えております。

○赤桐操君 これは大変大事なところでありますから、もう一遍私は申し上げたいと思うんです。国は確かに株主としての立場が一つあります。しかし、双方の当事者に対しては責任も負荷しているわけですよ、率直に申し上げて。国がそれに直接関与する立場ではないんです。責任の主体は両者なんです。これは公社にあるわけだし、また一方、社会的には労働組合にも課せられているものである。だから労働三法の適用を受けている。ここまで大きな責任を両者にかぶせている以上、国は株主であるかもしれないが、経営、運営については責任を持たせにやらないだろうというように私は考えるんです。そういう意味合いから、結果的にそれは確かにいろいろ責任を負う立場になると思いますが、定められた手続その他に基づいて監督の立場を遂げていかなきゃならぬかもしれないが、原則はそういう立場でお互いを交通整理しておくべきだと思いますが、この点よろしいですか。

○国務大臣(竹下登君) これは私は全く同感と申し上げて差し支えないと思っております。

○赤桐操君 そこで、この会社が大きく成功し発展していくためには、目的達成のための事業をいろいろしていかなくちゃならないという立場に置かれていくようでありまして、この場合の認可をめぐる問題であります。こういう面にも実は自主的な立場、自主性と言われますか、存在の意義と

んであります。この目的達成事業の問題について、会社の設定とか運営とかについてはこれまた新会社にやらせるべきだと思ひますが、この点、大蔵大臣のお考えいかがですか。

○政府委員(小野博義君) お答え申し上げます。

先生御案内のように、外国の巨大な企業におきましては、たばこと関係のないような海運であるとか、石油であるとか、あるいはビールであるとか、いろいろな多角経営をやっている経営基盤の強化を図っておられるわけでございます。そういう巨大な国際たばこ企業と競争していくという意味におきまして、新会社の保有している技術等の有効活用を通じて経営の効率化を図るということは、必要欠くべからざるものであるというふうに考えておられるわけでございます。したがって、そのために事業範囲を合理的な範囲内で可能な限り拡大する、それと同時に新会社の経営の自主性を最大限尊重することが重要と考えておられるのでございます。

他方、さきさきながら、このように目的達成事業の実施を完全に自由に認めた場合には民業圧迫等のおそれもないわけではございませんので、そのような事態が生じないように、目的達成事業認可に際しましては、あくまでも会社の自主性を尊重しながら適切に対処してまいりたいというふうに考えておられるわけでございます。

○國務大臣(竹下登君) 現実問題といたしまして、事業の拡大等あるいは新規事業への参入とかという問題につきましては、恐らく現実問題といたしましては、相当前広に私どもの協議が行われる性格のものであらうというふうに思っております。

今日の技術利用あるいは大変な巨大なビッグスリーというような強敵を持ちつつも、全体から言へば、日本の今度でございます新会社も相当なノーハウも蓄積した会社であるわけでありまして、むしろ私どもは、今監理官からも広範に申しておりますが、それが著しくたばこ産業と関係の遠いような、それがしかも民業圧迫とかというようなもの

にまで至っていくということになると、当然これは事前チェックとか、そういうこともないでございまいし、ようけれども、そういうことも、法律というものが最低限を規制するという考え方の上に立って認可であらしめておかなければならぬかもしれない。しかし、現実私は、この会社自身の商法の合理化案に対する意欲の中で生じてくるものというの、民業圧迫とかというところのものに出でくるというふうなことは余り考えなくともいいんじゃないか。したがって、基本的にはその自主性を尊重していくということではなからうかというふうに考えております。

○赤桐操君 総裁にちよつと伺いたいと思うんですが、ビッグスリーという会社の運営ですけれども、最近の近代経営は大体皆こういうようになってきていると思うんですが、レイノルズとか、フィリップ・モリスなんという会社というのは、今大臣からもお話がありましたけれども、これは実際相

当のいろいろな仕事をしているんですね。私もこのういふ会社のことは余りよく専門的な立場に立つた認識はございませんから、ひとつ伺いたいと思うんですが、レイノルズ、フィリップ・モリスのこの二社について、これが一番日本に上陸してきて大きな影響を持つ会社じゃないかと思ひますから、こういう会社はどんな経営で、どのくらいの規模で、どういふふうによつていっているのか、少し説明してくださいませんか。

○説明員(長岡實君) レイノルズとフィリップ・モリスについての現状を申し上げますと、レイノルズは総売り上げが百三十億七千五百万ドル、まあ三兆を超えるぐらいの企業だろうと思ひますけれども、そのうちたばこ部門が五％でございまして、それから食料品が二四％、海運一％、石油一〇％、その他が三％でございまして、それからフィリップ・モリスにつきましては、売り上げが百十七億一千六百万ドル、たばこの国内が三七％、それからフィリップ・モリスは海外

の進出が非常に多いわけでございますけれども、たばこの海外進出が三〇％、それ以外にビールが二五％、清涼飲料五％、機械二％、不動産一％といったような事業内容になっております。

私の聞いておりますところでは、レイノルズは最近、先ほど申し上げました海運をたしか手放すという方針を決めたようでございます。その趣旨がよくわかりませんが、どうもレイノルズとしてのいわゆるコングロマリットの最高責任者の考え方としては、多角経営をやるのは、その方針は貫くけれども、その多角経営の対象とする業種はある程度消費サービス部門に純化していくと申しますか、そういう方向を志向しておるよう聞いております。

○赤桐操君 重ねて伺いたいと思うんですが、三つの会社、特にレイノルズとフィリップ・モリスの二社が日本では脅威だと言われているんですが、レイノルズ・モリスですか。そうすると、日本に上陸してくるのもこれが一番先頭を切る、またシェアの面から見ると一番警戒しなけりやならぬものか、この辺の辺というところになるのかどうかです。

○説明員(長岡實君) フィリップ・モリスとレイノルズがアメリカの二大たばこ企業でございまして、歴史的な経緯を見ますと、フィリップ・モリスが海外進出重点、レイノルズが国内市場重点でやっております。海外では圧倒的にフィリップ・モリスが強い。しかしアメリカの国内ではレイノルズがナンバーワンの位置を占めておりますけれども、最近はどうもその点についてレイノルズがフィリップ・モリスに追い抜かれたというふう聞いております。

海外部門につきましては、御指摘のようにフィリップ・モリスが断然強うございまして、例えば現時点において我が国に入ってきております輸入品、この中のシェアを見ますと、フィリップ・モリスが七四・八％、それからレイノルズが一四・四％、それからブラウン・アンド・ウィリア

ムソン、いわゆるBAT系といわれている企業でございまして、六％。現在の輸入品の会社別のシェアは、この三社だけで我が国で九五・二％を占めておるといふ現状でございます。

○赤桐操君 そうしますと、これはなかなか恐ろしい会社で、確かに総合的ないろいろな各種経営をやっております。だから、場合によっては、この面である程度損してもこちらで抜くと、このくらの戦略的なことをやる会社ですね、こういうのは。だから、今まで諸外国では、もうどうにもならないようなつぶれかかった会社を買収してはたばこ販売の拠点にしているということもやってきました。どうも思ひますが、これはそういうたばこ経営の総合力を利用した会社なんですね。そういうような、いざとなればある程度手段も選ばず戦ってくる、そういう戦略的なものを展望しながらやってくる会社でありますから、日本の専売公社から民間会社へ移行したこの体制の中で皆さん方がこれからこういうものと戦うわけですから、これは大変だと思ひます。率直に申し上げて、今までの委員会が私に耳にした外国たばこのシェアは全体の中で大体五％くらいだ、私の聞き間違いかどうか知りませんが、そのくらいの程度に見えらるというふう聞いていたけれども、そうなのかな。私はそんな程度で済まないんじゃないだろうかと思う。ヨーロッパの各国へ上陸した状況なんかを聞きますと、なかなか短期間に大変な離れわざをやっているというところも聞いていますので、果たしてどうなのか。ちよつとその点、総裁から伺っておきたいと思ひます。

○説明員(長岡實君) おっしゃるとおり、アメリカの巨大なたばこ資本は輸入自由化後の私どもの大変強力な競争相手になるわけでございます。その点について、我々いたしまして、十分に相手方企業の競争力等を念頭に置いて仕事をやっていかなければならないというふうに考えております。来々四月以降に輸入の自由化が行われまして一

体輸入品のシェアがどのくらいあるかという点につきましましては、率直に申しまして、どういふ販売戦略を持ってくるかというようなこと等あわせ考えますと、まだ現時点においては、私も思はつきりとした数字を把握し得ない現状でございすけれども、私が御答弁申し上げましたのは、過去の経緯あるいは輸入自由化が行われたときのウィスキーの実例その他から総合勘案いたしますと、数年のうちに現在二〇程度のシェアが五〇ぐらになることは当然覚悟しておかなきゃいけないんじゃないかという意味で申し上げましたわけでございす。

それから、その五〇がその後どういふふうな推移をたどるのかという点でございすけれども、私も思は、その数年間というのはいくら定かではございせんけれども、四、五〇にまでシェアが高まってきた動きを見詰めながら、それがそのままだとどんどん拡大していくということがないような戦略をこちらから考えていかなきゃならないというふうに思っております。

○赤桐操君 目的達成事業というのはいくぶんふうなものを考えておられるんですか。

○説明員(長岡實君) 目的達成事業につきましては、公社といたしましては社内事業開発委員会というものを設けてまして、もう一つ前段階から申しますと、かねてから技術開発の委員会というものは私も持っておりますが、それは技術開発の段階にとどまっておりますが、それを、新制度の移行に備えまして事業開発委員会というものを設けて、事業開発に結びつくようなものを今一生懸命に求めている段階でございす。

したがって、現在ではまだ具体的にどういふ事業ということが固まっておりますわけではございせんけれども、基本的な考え方としては、公社が持つております技術とか資産といったような諸資源の中からどういふものが事業化されるかということを求めているわけでございまして、たばこの機械の輸出であるとか、技術の輸出であるとか、あるいは喫煙具類の製造、それから

中央研究所における研究成果に根差す育種育苗技術の活用、それからたばこという植物の持つております有用成分が一体どういふふう利用できるか、薬材たばこの中に心臓病に効く薬品をつくる要素が入っておりますことはつかめておるわけではございす、コストの関係でまだなかなか事業化できない。しかし、そういうふうなものの検討材料にいたしておるところでございまして、そういったものの中から事業化の可能性のあるものをできるだけ早くつかみまして、事業化に向けて準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○赤桐操君 私、千葉県の出身でございすから、千葉県の京葉工業地帯や内陸工業地帯はよく承知しているつもりなんです、進出企業の中で、ガラス会社だというからガラスをつくるのかと思つたら、これは肥料をつくつておるんですね。いろいろそういう突拍子もない仕事をみんなやっておるんですよ。だから、外国企業がこういうことをやつたからといっておかしいことではないんです。日本で現実に行われているんです、これは、今これが日本の資本主義社会の現実の競争場裏じゃないかと思つておるんです。だから、總裁の今のお話を伺っていますと、大変まじめに、本當に真剣にたばこを中心にした事業をいろいろ考えておられるわけでありまして、その辺は民業との関係があるかどうか知りませんが、この会社やがっていけなやしやうがないわけですか。

社、これは弾力性を持つて思い切つた発想の中で取り組んでいただくべきだろう、これが目的達成事業の任務だと私は思ふんですよ。そういうふうに新会社の立場に立つて御判断をいただくべきだと思ひますので、これは最後に申し上げておきたいと思ひます。

それから次に年金の問題です。これは大変難しい問題で、一番頭の痛い問題なんです、さきに国鉄の職員の年金の問題でデッドロックに乗り上げまして、昨年いろいろこの問題を中心とした対策をいたしたわけでありす。

そこで、私はそういう経緯等も踏まえて今御質問してまいりなけりやなぬと思ひますが、この専売共済組合の状況をお伺いいたしますと、この、年金の受給者がたゞいま現在で二万三千人に及んでおる。それで共済組合の組合員数、これは現在たゞいまで三万五千人だというわけですね。数字がちよと違ふかどうか知りませんが、私が伺つた少し古い資料であるかもしませんが、だと同つております。これを年金というものの性格、仕事の上から考えて成熟度を考えてみますと、という、これは実に七〇%に近いものであります。六七%だと、こう言われているわけでありす。したがって、これは実は国鉄の共済に次ぐ大変な段階に置かれていることが言えると思ひます。電報の場合にはまだ大分将来があるようでありすね。成熟度に関しては、恐らくまだ十七、八年か二十年ぐらゐる先があるようでありす。専売の場合にはもうそういう余裕はなさそうです。

そういう現状認識の上に立つて伺うのでありますけれども、この年金財政というもののついて給裁はどのようにこれからお考えになつていらつしやいますか、まずこの点を伺つておきたいと思ひます。

○説明員(岡島和男君) ただいま御指摘ございまして、専売共済組合は現在大変成熟度が高い集団になつております。規模といたしましては、最小の年金保険集団ということでございまして、その上に成熟度が高いということで、しかもその成熟度も上昇傾向は避けられない、こういう状況にあるわけではございす。

今後の対応でございすけれども、これは一般的なことでございまして、共済年金を初めとする我が国の公的年金共済制度の改革というものが国民的課題となつていふことがあるわけではございす。基本的には、昭和七十年を目標とす

る政府の改革の施策に沿つて対処していくべきものというふうに思ひつてゐるのが基本でございす。

具体的な対応でございすけれども、本年十月に財源率の見直しを行つて収支改善を図るということが一つ考えられております。それからもう一つございす、今回の関連整備法の中で、国家公務員等共済組合法を改正いたしておりますけれども、その関連整備法の中におきます共済組合法の改正によりまして、新会社が設立いたします子会社にも共済制度を適用して現行規模を維持していく、こういうことも実は考えている、こんなことが当面やらなければならぬことだというふうに思ひつております。

○赤桐操君 年金制度の問題は専売の立場だけではとても解決できないです。これは本来的にそういう立場なんです。これはよくわかるんですよ。

そこで、私もいろいろ考えなきやならないと思つて御質問しているんですけれども、問題は結局、早く国共済の方に一緒にすることなんだろうと思ふんです。結論的に言つて、昨年の段階でいろいろ統合の問題がやられて、ことしの四月からですか、一応形は整つたんですけれども、財布はみんな別々なんです。率直に申し上げれば、一本化されているわけじゃない。形の上は何か統合の形をとつていけるわけだけれども、財布は別々だ、こういう状態に置かれてゐる。それは根本的な解決にならないので、早く国共済と合体することを考えるべきだ、というふうに思ふんです。こうした面について本格的な促進策をとるべきだと思ふんですけれども、この点總裁はどのようにお考えになつてゐますか。

○説明員(長岡實君) 私どもの共済は年金保険集団としては非常に小さいものでございまして、共済の制度の仕組みから申しますと、その集団が大きい方がよろしいんだらうという基本的な考え方を持つております。

で、国家公務員等共済組合連合会への加入につ

きましては、共済統合法の策定のとき、いわゆる公共企業体の共済を統合していくという共済統合法の策定のときから、年金保険集団の拡大という公的年金制度改革の趣旨にも沿うものとしてその実現を強く要望してきたところでございまして、今後ともそういう方向につきまして私も早期実現に向けて努力してまいりたいというふうな考えを持っております。

○赤桐操君 そういふことでひとつ御努力をいただきたいと思ひます。そして、ここに働く皆さん方の本當の安定を図るべきだと、私はこのことを主張しておきたいと思ひます。

それからもう一つ、関連産業がいろいろ現在あるようでありまされども、私は出身が違つておりますので余り関連産業の内容を知らないんで、ここで幾つかの関連産業について御説明をいただきたいと思ひます。

○説明員(丹生守夫君) お答え申し上げます。

たばこ事業の現在法律上の附帯事業ということで公社から出資をしている会社がございます。たばこの配送に関する事業、それからフィルター製造の事業、それからたばこの包装材料に関する事業、香料の製造に関する事業、それから最近設立いたしました輸出会社、こういったものが全体で十六社ございます。

○赤桐操君 この十六社で職員はどのくらいおりますか。

○説明員(丹生守夫君) 約五千になります。従業員約五千人でございます。

○赤桐操君 総裁、こういう人たちはこの年金の中に入らないんですか。

○説明員(岡島男君) この方たちは現在、厚生年金制度の適用を受けておるといふふうに理解しております。

○赤桐操君 わかりました。いづれにいたしましても十六に及ぶ関連会社、またこれからはいろいろ政策遂行のための会社ができてくると思ひますけれども、関連産業については従来大変大きく専売事業の発展のために貢献

してきた会社であると思ひます。新会社ができた場合に、今度はこの関連会社との関係はどんなふうになるのか、この点位置づけをひとつ伺つておきたいと思ひます。

○説明員(長岡實君) 新会社ができましたときには、現在、公社の関連企業になっておりますけれども、その公社が関連企業との関係がそのまま引き継がれるというふうに理解をいたしております。

○赤桐操君 そうすると、これも同じような形で移行していくということですね。

それで同時に、私がひとつ念を押して伺つておきたいと思うのは、いろんな合理化が行われていくことになると思ひますけれども、こうしたところへのしわ寄せはないでしょうか。これはえてして大体そういう形の出でくるものですが、これもひとつ重ねて伺つておきたいと思ひます。

○説明員(長岡實君) 関連会社につきましても合理化の余地がないとは言えないと思ひます。たばこ産業集団全体が厳しい環境の中で生き抜いていくためには合理化努力を惜しんではならないと考へますけれども、本体である公社あるいは新会社の方のいわば考え方を重視してしわ寄せをその関連企業に及ぼすといったような考えは持つておりませんし、またそういうことはすべきではないというふうに考へております。

○赤桐操君 これは最後に伺つておきたいと思ひますが、大体基本的なものはお伺ひいたしましたつもりですが、私は、専売公社も戦後の歩みの中で非常に年齢構成に、ある年代においてはかなり集中している時期がある、ある年代においてはかなり採用が縮小されて、そしてその年代についてはかなり人員的に少なくなつていて、そういう若干繰返しがあったと思ひます。そういう中で、今これからの合理的な合理化をしていかなきゃならなくなつてくる。当然そこには、たばこ事業全体の中でお話でありますから、お互いに苦勞しなければならぬということになるだらうと思ひますが、原則的には今のよ

うな大変な上陸してくるビッグスリーを相手にしてやるわけでありまされども、人を減らしていく中に生産の増大はないと思ひます。

例えば我が方が素人の立場で考えてみても、専売公社の売り上げのシェアというのはどういうところろに日本全国全体の中で分布されているのかというところは考えなきゃならぬはずですね、経営の原則として。当然相手方はそういうところをねらつてくるだらう。売れないところを獲らねらつたつて、これは購買力のないところには、人のいないところには、恐らく私は努力してもむだだらうと思ひます。まして外国の会社がやる以上は、集中度の高いところをねらつてくることは当然だらうと思ひます。そうなれば当然そこでは激烈な戦いが始まる。これはもう素人でもわかることです。

したがって、私は、今までは確かに四面海で囲まれた大変安定した中での経営であつたと思ひますけれども、これからはもうそうじゃない、垣根が取り払われた、こうなるわけですから、これは私は率直に言つて大変な日常の努力が求められると思ひます。したがって、今までは全国で二十数万の販売店があるようでありまされども、そういうところに対しての対策も専売公社の販売店の長い間の関係でできたと思ひますけれども、これからは私は場合によつちや変わつてくると思ひます。したがって、人間が余るどころではなくて、もっと本格的に拡大販売をやるところの人員対策まで考えなきゃならぬような状態になるんじゃないかと思ひます。そういうふうになつてくるといふことにもなるならば、これはそういう意味における本當の意味の、もちろん合理性は伴わなきゃならぬけれども、たくましい拡大再生産への職員の配置が行われていかなきゃならぬ、人の増大が求められていかなきゃならない。これがこれからの時代でなければ、私は専売公社新会社のこれからの将来というものはあり得ないと思ひます。経営に当たつての大変基本的な問題になると思ひますけれども、ひとつこの辺をめぐつて総裁の御決意を伺つておきたいと思ひので

あります。

○説明員(長岡實君) 私どももいたしまして、厳しい競争に打ちかかつていくために合理化は避けられないということは重ねて申し上げておるところでございますけれども、そういう場合には企業としてむだな人間を抱えるという余地はなくなると思ひます。

しかし一方におきまして、何と申しまして、企業が最大限に力を発揮する場合の戦力は何かといへば、私は人であらうと思ひます。長年の歴史を持ち、また一致団結して今日まで鋭意たばこ事業に取り組んでまいりました私どもの職員は、新会社になりましてもやはり最大の戦力になり、最大の武器になれるべきものであらうというところを基本認識に置きまして、将来に向かつて進んでまいりたいと思ひます。

○赤桐操君 終わります。

○多田省吾君 私は、前回は続きまして、確認の意味も含めまして二、三お尋ねしたいと思ひます。

今度の五つのたばこ関係法案を見ますと、臨調答申の趣旨からかけ離れているのではないかと批判もあつたけれども、九万三千に及ぶ葉たばこ生産農家の葉たばこ全量買い上げによる保護育成とか、あるいは二十六万に上る小売店の保護等盛り込まれておりました、これらは一応評価できるわけでございます。

しかしながら、また一方におきましては、政府の全額出資の株式の問題あるいは大蔵大臣の監督権限の強いこと等と相まって、単に看板のかけかえにすぎないのではないかと、余り変わるころはないのではないかと批判もあつた。

八十年も続いた専売制度の大改革でございますので、これを何のためにやるのか、また具体的にどう変わるのか、こういう点を私は大蔵大臣として国民の皆さんの前にはつきりと示すべきではないか。専売公社から日本たばこ産業株式会社に移行するのはこういう意味があり、具体的にどう変わるんだと、こういった疑問に対しまして大蔵

大臣の御所見を承りたいと思います。

○國務大臣(竹下登君) 今お話がございましたように、専売公社がこれまでたばこ専売制度の実施主体として財政収入の確保に大きな役割を果たしてこられた、これはまず評価すべきことであらうと思っております。しかしながら、今日国際情勢を客観的に見ますと、まさに貿易立国というところを旗印といたしております我が国にとっては、開放経済体制を志向するということは、これは好むと好まざるにかかわらず選択すべき道である。そういうことを考えてみますと、たばこ事業をいつまでも閉鎖的な状況下に置いておくことは、これは適当ではない。この際専売制度を廃止して、製造たばこについては輸入自由化に踏み切ろうと、これが第一点であると思えます。

そうなること、当然のこととして専売制度がなくなつて輸入の自由化と、こういうことになりまふと、我が国市場の中で国産のたばこ輸入たばこが対等の立場で競争を展開するということになる。そうなれば当然のこととして、まず日本のたばこ産業に国際競争力を確保して、その上で発展していかなければならぬということになるわけでありまふ。そうなれば、専売公社というものにまづ製造独占というものは置きましよう、その上で経営形態の上では合理的な企業経営が最大限可能な形にするにはどうしたらいいか。それは商法の規定に基づき、そして労働三法というもののによるところの特殊会社になければならぬ、それによつて国際競争力に対応していくための環境を整えていかなければならぬということがまず基本であるというふうな考えのわけでありまふ。

したがって、今度の新会社に対しては、政府としては公的規制というものを可能な限り緩和していく、そして自主責任体制というものを確立していくという立場をとるべきであるということが、恐らく多田さん、この場を通じて国民の前に明らかに確認するという意味でございましょうが、基本姿勢であるというふうな考えのわけでありまふ。

○多田省吾君 自主的な、そして積極的な、あるいは活力のある経営によつて国際競争力を高めなければならぬというのが新会社のあり方だと思ひます。それにしましては、政府全額出資の株式保有の問題とか、あるいは大蔵大臣の監督権限であるところの人事権におきまして、取締役やあるいは監査役の選任及び解任の決議、あるいは定款の変更あるいは利益の配分、また事業計画等、これ一切大蔵大臣の認可になつてゐるわけでございます。これ、こういったものは新会社の自主性あるいは積極性、そして国際競争力を高める経営方針に對しまして相当の束縛になるのではないかと、こういう懸念があるのでございしますが、大蔵大臣はいかが考えられますか。

○國務大臣(竹下登君) 確かに今、国際競争力に對応していくための自主性が十全に発揮できるやうなところを主眼としてこういう環境を整えるための新会社を設立することにしたというふうな申しましたが、法律をお読みいただきまして、許可申請、そういうことに對する認可、あるいは人事権等数々のことが記載されておることは事実でございます。まず一つは製造独占ということ。日本たばこ産業株式会社以外には日本国内においては製品たばこを製造することはできないわけでありまふ。そういう特殊法人として設立されたものでありまふ。

一方、経営の自主性を最大限發揮するという趣旨にかんがみまして、私どもといたしましては、今までの各種特殊会社の中でそういう自主性というものがどれが一番最小限の範囲の規制になつておるかというように種々検討をいたしながら、経営の自主性が妨げられることがないやうに必要最小限のものをとしての政府規制ということを行つておるところであります。

いま一つは全額出資。ともかくにも当面そのとおりであることは事実であります。これに對しては、民間活力というものを導入するためには可能な限り早く民間に放出するというところによつて活力を生み出すべきであるという意見もとより

ございませう。しかし、今日まで日本のたばこ産業を支えてまいりました長い歴史の中にこれが新しい体系になつて国際競争力をつけていくという立場に立ちます場合、関係方面のこれに對する物の考え方というものは幾ばくかの不安がぬぐい去ることもできないことも事実でございます。したがつて、それらがこの事業遂行上差し支えないやうに、それよりもっとその方が好ましいという段階を見きわめながらそれに対応していくこと、こういう考え方をございませう。とりあえず株主権というものをもち、そして一方、許可認可、監督の権限を持ちながらも、その範囲の中で最小限の規制にとどめるような措置と心構えと両方持つて対応していくべきものであるというふうな考えでおるところであります。

○多田省吾君 私は前回も伺ひし、先ほども質疑があつたのでございませうけれども、日本たばこ株式会社に移行する場合に、当然事業面の拡大を行うことによつて国際競争力を高めるということは必要であらうかと思ひます。で、会社法の第五條には「附帯する事業」と、それから「目的を達成するために必要な事業」と、この二つ別々にうたれてゐるわけですが、その二つの定義はどうか理解すればよろしいんですか。

○政府委員(小野博義君) お答え申し上げます。目的達成事業と申しますものは、本来事業、この日本たばこ産業株式会社の場合は製造たばこの製造、販売及び輸入の事業でございませうけれども、この本来事業とその本来事業に附帯する事業に關連または派生する事業であつて会社の目的を達成するために必要な事業というやうな定義がございませうと思つております。例えば製品及び原料の品質あるいは技術の向上に資する事業、あるいはたばこ事業のコスト削減等に資する事業またはたばこの需要の創出に資する事業、例えばたばこの製造用機器の輸出でございませうとか、あるいはたばこのデザイン等を利用した販売促進商品の開発であるとか、そういったやうなものが入らうかと思つております。

それからもう一つは、本来事業または附帯事業に係る技術等を活用する事業でございまして、先ほど總裁の方からも御説明ございましたように、例えばバイオテクノロジー技術の利用の事業などが考えられるわけでございます。

これに對しまして附帯事業とは、本来事業に直接關連し、あるいはその周辺に位置する事業でございまして、本来事業に對しいわば從属的な地位に立つという事業を言うものであるというふうな考えでございませう。例えば、先ほどのたばこ製造用機器の例で申し上げますと、たばこをつくるには当然のことながら製造用機械が要るわけでございますが、製造用機器の製造の事業などはいわば附帯事業に当たるとあらう、それを独立して輸出販売するやうなことになるれば、これは目的達成事業であらうと、例示的に申し上げますと、こういうことであらうかと存じます。

○多田省吾君 附帯する事業というものは、現在の専売法第二十七條でも認められておりますのである程度理解もできるわけでございます。目的達成事業となりますと、大臣認可となつておりますが、かなり広範囲にまた多岐にわたる、このやうに思われます。

總裁にお伺ひしますけれども、現在行われてゐる附帯業務はどのやうなものか、それから新会社に移行された場合に新たにどのやうなものを検討していくか、これがまず第一点です。それから別に今度は目的達成事業として考えているもの、これは先ほども御答弁ありましたが、系統的にもう一度お話しいただきたい。

○説明員(長岡實君) 現在、附帯業務として事業化しているものは、たばこの配送であるとか、あるいはフィルターの製造、香料の製造、包装材料の製造、工場関連作業の業務などがございまして、それぞれ出資会社とその事業運営を行わせておるところでございませう。新会社移行後の附帯業務につきましてはまだ具体案を得ておりませう。現在、先ほど目的達成業務のところでも申し上げました事業開発委員会の中で附帯業務につきま

も検討を行つてゐる段階でございますけれども、ただいま例示的に申し上げましたような事業をさらに展開させる余地があるのかどうかといったようなことを考えます一方、また、たばこの種子の生産、販売、あるいはたばこ販売に非常にかかわりのあります市場調査の事業等の展開が考えられるのかなというふうに思つております。

それから目的達成業務につきましては、公社が持つております技術や資産等の中から事業開発に結びつくものを現在事業開発委員会を設けて検討しておる段階でございますけれども、たばこの製造用の機器の輸出あるいはたばこの製造にかかわる技術の輸出、それから喫煙具類の製造、それから私も中央研究所でバイオテクノロジー関係等につきまして相当な技術の開発を持つておりますので、そういったようなものを基礎に置きました育種育苗技術の活用、それから葉たばこという特殊な農作物の持つております有用成分の総合利用、小さなものといひましては、私どもの資産であります土地や建物の高利用、これは不動産産業を営むということを主たる目的とするものではございませんけれども、土地建物の高利用といったようなものが目的達成業務として考えられるのではないかと思います。

○多田省吾君 その中で、企業イメージを高めるために文化事業なんかも検討してゐると聞いております。あるいは化学工学の分野で香料等の面をもっと拡大利用しようという御意見もあるようでございますが、そのようなことは考えておりますか。

○説明員(長岡實君) 香料等につきましては、先ほどの附帯業務の方でも現在も香料の製造等があるわけでございますけれども、これはまだまだ発展させる余地があるかと考えております。それから文化的事業につきましては、これは公社あるいは新会社の附帯事業、附帯業務あるいは目的達成業務として考えておると性質のものではございませんで、一種の企業イメージというものを広く国民一般あるいは社会に植えつけるためにど

のような文化的な貢献ができるか、そういったような角度から現在検討してゐるところでございます。専売公社は公共企業体であり、新会社は株式会社になりましても政府関係特殊法人でございますから、そういったような性格から見て、それにふさわしいような一種の文化的な貢献がある程度できないだろうかということで現在検討してゐる段階でございます。

○多田省吾君 大蔵大臣にお伺いいたしますが、新会社が国際競争力を高める等のためにいろいろな創意工夫でこういう目的を達成するための業務というものを拡大しようとしてゐるわけでございますけれども、大蔵大臣としては基本的にどのような態度で臨まれるのかお伺いしたい。

○國務大臣(竹下登君) いわゆる輸入自由化後の国際競争力に適切に対応していく、これには、新会社の保有しております大変な技術がございます。またノーハウもございまして、そういうものの有効活用を通じて経営の効率化を図ることが必要でございますので、事業範囲を合理的な範囲内で可能な限り拡大していく、そして新会社の経営の自主性を最大限に尊重するということが最も重要であるというふうにまず基本的に考えております。

一方、そうした目的達成事業の実施を自由に認めた場合には、あるいは民業圧迫というようにないのが全くないとは、私は全くないとは断言はできないではないか。だから、そういうような事態が生じないように、目的達成事業の認可に際しては適切に対処しなければなりません。しかし、おおよそ常識的に考えてみますと、恐らく従来とも行われておりますところの附帯事業でございますとか等から考えてみますと、当然のこととしてかなり前広にそれらは協議が行われるものであろう。したがって、いよいよ出てきたものに對して、これは民業圧迫だとか言つてそれを許可しないというやうな実態にはならないであらう、その事前の濃密な連絡というものが十分そういうことを排除するために役立つのではないかとこのように考えま

すだけに、基本的にはとにかく国際競争力に立ち向かつていかなきゃならぬわけでございまして、経営の自主性を最大限尊重するという立場に立つて対応すべきものであるというふうに認識をいたしておるところであります。

○多田省吾君 次に、これも会社の当事者能力それから自主性の問題と関連するわけであります。この日本たばこ産業株式会社法案の第七條から十三條にかけまして監督の部分がありますが、その中に事業計画等も大蔵大臣の認可になつてゐるわけでございます。当事者能力、自主性というのであれば、人とか物とか金、これはある程度自主性を持たせなければ新会社移行への意味がなくなつてしまふと思ひます。そういう意味で大蔵大臣として事業計画とはどういう内容のものを望んでおられるのか。現在不明でありますけれども、電電関係法案の衆議院の附帯決議を見ますと、「政府は、事業計画に對する郵政大臣の認可を行うに当たつては、収支計画及び資金計画は、その添付資料とすること。」等の決議もあるわけでございまして、これは一つの参考にすぎませんけれども、日本たばこ産業株式会社からどのような事業計画を求めるのか伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(小野博義君) お答え申し上げます。認可の対象となります事業計画の内容につきましては、現在大蔵省と専売公社との間で協議中でございますけれども、いづれにいたしましても、新会社の弾力的な経営を阻害しないようにすることが必要であると考えているところでございまして、

なお、収支予算、資金計画についてのお尋ねがあつたわけでございますが、この取り扱いにつきましては、現在これにつきましても、大蔵省と専売公社の間で協議中なわけでございますが、現在のところ他の特殊会社の例、例えば日本航空などがそうなのでございまして、これに倣ひまして事業計画の添付資料といたしたいというふうに考えておるところでございます。

○多田省吾君 次に総裁にお伺いいたします。

今回の法案には大蔵大臣の認可事項が非常に多いわけでございます。公社としまして来年に備へまして認可申請を検討しておられると思ひますけれども、現時点でどのようなものをお考えおられるのかお答えいただきたい。

○説明員(長岡實君) 現時点で会社化後の事業運営上必要となるものとして認可申請を検討すべき事項といたしましては、会社の事業運営の基本方針でございます事業計画、それから社内における作業の進捗状況にもよりましますけれども、事業範囲の拡大に伴ういわゆる目的達成事業といったようなものがあると思ひます。

○多田省吾君 大蔵大臣としては、もっとあると思ひますが、それらの申請が出された場合はどのように対処されるお考えですか。

○國務大臣(竹下登君) これはまさに新会社の自主性を最大限に尊重して対応すべきものであるというふうに考えております。とにかく政府規制を最小限にしよという物の考え方ではございまして、私どもとしては、新会社の自主性というのを最大限に尊重するという立場から対応すべきものであるというふうに理解をいたしております。

○多田省吾君 次に、総裁に今度は二、三具体的な問題でお伺いしたいと思ひます。

製造たばこについてはございまして、工場で生産されたたばこはどのようなルートで消費者の手に届くのかまずお伺いしたいと思ひます。

それから第二点目は、昭和五十五年から五十七年までの三年間、輸送費はどのくらいかつたか。また、輸送について現在日本通運が独占的に取り扱つてゐるわけでございますが、その理由は何かがあるのか。

最後に、今後は新会社も参入して合併輸送会社を設立すると聞いておりますけれども、現況はどうなつてゐるのか。

この三点お尋ねいたします。

○説明員(長岡實君) まず、製造たばこの消費者に届く経路でございますけれども、現在全国三十

○多田省吾君 新会社発足に当たりまして、今お伺いいたしましたように、輸送流通部門の問題、それから輸出入のたばこインターナショナル、そ

これは内容は大変多岐にわたるわけでございますけれども、内容的に大きいものは香料の關係と

私どもが持つております特許その他を最大限に活用して事業化を図っていきたくと思つておりますし、また技術輸出その他の面につきましても、相

現状でございます。これは既にお答えを申し上げた点ではございますけれども、生産性向上の関与

につきましては、昭和六十五年を目途に労働時間
で四割、生産費で二割程度の低減を目標といたし
まして、なかなか実現には困難も伴うかと存じま
すけれども、その目標に向けて公社と耕作団体と
が一致協力して生産性の向上に向けての努力を積
み重ねていくことであらうかと存じます。

それから、なかなか葉たばこのコストが下がり
ない、負担も相当のときに農政負担ができるのか
という点でございますが、農政負担の考え方には二
つございまして、たばこ農業者だけというより
は、もう少し農業の基本にかかわりますような土
地基盤の整備であるとか、あるいは地域的な集団
化の問題等につきましては、これは農水省にお願
いを申し上げざるを得ないわけでございますけれ
ども、葉たばこの生産コストの低下に直接結びつ
くような意味での例えば生産対策の補助金である
とか、そういったような農政負担は、厳密に申し
ますと、単に農政負担というだけではなくて、そ
れがまためぐりめぐって公社あるいは新会社の経
営に相当深い影響を持つ要素でございますから、
そういったようなことにつきましては、今後とも
新会社が当然負担していくべきであらうというふ
うに考えておるわけでございます。

葉たばこ耕作の現状の問題でございますけれども、
も、現在の耕作面積が一体維持できるのかどうか
という点に集約されると存じます。私もまではでき
ればそうありたいという気持ちは持っております
けれども、正直に申し上げます、現在の一年分の過
剰在庫を解消していく場合に、考えられるあらゆる
努力を傾けても、なかなかその努力だけで過
剰在庫の解消が図れないということ。それから
現状が、たばこの消費というものが世界的な傾向で
ございまして、停滞の状況にあるということ。
さらに最近の好みとして煙いたばこを嗜好する
ということから、たばこをつくり出すときに使
います原料の葉たばこの原単位がやや低下傾向に
あるといったようなことをあわせ考えますと、將
来に向かって面積調整と申しますか、減反につ
きまして農業団体に、耕作者の方々に応分の御協力

をお願いせざるを得ないのではないかとこのう
に考えております。ただ、これは再三申し上げて
おりますが、耕作農家にだけし寄せをして将来
の合理化を考えると、農業者はとらなないつもりで
ございまして、産業集団を挙げて各分野分野が自
分のところである合理化はすべて惜しまないとい
ったようなものの一環として面積調整について
も御協力を願います。これはないかというふう
に考えております。

○多田省吾君 先ほど質疑がございましたが、
輸入たばこの自由化につきまして、総裁は衆参両
委員会を通じて、この数年間で五割程度にな
ろうかと思われ、現在二割だと、こういう御
答弁をいつもなさっておられるわけでございま
す。来年度の四月一日からの法案が通れば新会社
に移行いたします、その後輸入たばこの情勢が
どうなるか、これはたばこもまだわからない問題で
ございまして、ただ推測する以外にないわけでござ
います。ただ推測する以外にないわけでござ
いますけれども、私も前回質問いたしましたよう
に、今までは日本の大手商社が専売公社の委託
で外国たばこを輸入していたわけでございま
すけれども、今度は本格的な輸入業務をなさると思
われるわけでございまして、当然外国たばこ企業が小
売マージン率を思い切つて引き上げたり、あるいは
我が国の国内小売店の外国たばこ販売意欲を大
いに高めるいろいろなやり方をとってくることに
販売攻勢をかけてくることは当然予想される問題
でございまして、私は、この流通自由化による我が
国たばこ産業への影響については過小評価すべき
ではありませぬし、相当の心配があるかと、こ
のように思います。公社あるいはこれからの新会
社が、安くて、うまくて、また安心して吸えるた
ばこの生産を目指しておられることは当然であり
ますけれども、この外国たばこの攻勢に對しまし
て本心に迎撃して、国際競争力に耐え得るだけ
の決意とまた自信がなければならないかどうか、もう一
度ひとつお尋ねしておきたいと思つております。

○説明員(長岡實君) 輸入自由化が行われました
後に外国のたばこ企業がどういった販売戦略を展
開するかという点につきましては、私も最も最大
の関心を持つて対応していかなければならないと
考えております。その場合に、諸外国なかんずく
ヨーロッパの諸国等にアメリカのたばこ資本が進
出していった場合にどういった戦略をとったか、
こういうことの分析等も十分に行いまして考え
いかなければならないと思つておられるわけでござ
います。現在私も認識している範囲内で申し
ますと、定価制をとっている国における輸入品の
販売の対応を見ますと、定価制という一つの枠が
あるからでもございまして、たばこも、マージン
が、何というか、泥沼のように引き上げの競争に
入つていくといったような事態はないように理解
をいたしております。

我が国におきまして今後どういったようなこと
が考えられるかと申しますと、多田委員も御承知
のように、國産のたばこの小売店におけるマージ
ンは一割でございますけれども、輸入品は現在の
ところ八・五割でございます。輸入品を取り扱う
立場からすれば、八・五割のマージンを一割に上
げた方が小売店が販売に努力してくるであらう
ということも考えるのは当然でございますけれども
も、またそれを上げれば価格にどう響くかとい
つたような要素も入ってくるわけでございまして、
まず考えられることは、その八・五割を一割に引
き上げるかどうかといったようなことから始まる
のではないかと考えております。

いづれにいたしましても、相当激しい競争が行
われてまいりますことは事実だと思つていただ
く、先ほどから申し上げておりますように、我々
あらゆる事態を想定しながらそれに対応する姿勢
を整えていかなければならないと思つて、基
本的には消費者に好まれるいい商品を市場に投入
し、その販売の努力を積み重ねていくという、い
わば地道な販売活動によつて國産品のシェアの維
持に最大限の努力を傾けたいというふうに考えて
おります。

○多田省吾君 その点でもう一点だけお尋ねして
おきたいのでございますが、フランスの二の舞を
するなということであるいろいろお考えだと聞いてお
りますけれども、フランスがなぜあのように輸入
率が高まったのか、どこに欠陥があったのか。ま
た我が国の対応について。

○説明員(長岡實君) これも他國のことござい
ますので、正確に把握しておるかどうかはいさ
か問題もあるかと思つておられるけれども、私も
把握しておりますフランスのたばこ市場が、輸入
品、なかんずくアメリカの商品に非常に大きなシ
ェアを奪われるようになった最大の要因というも
のは、これはフランス専売が開発し市場に投入し
ておりましたたばこが、黒たばこと称しまして、
やや特殊なつくり方をした製品でございまして、
銘柄としてはジャンとかゴロワーズとか、フランス
に古くからあるたばこでございますけれども、私
どもが吸いますと相当、何といひますか、辛味
と申しますか、特殊な味があるわけでございま
す。フランスではフランスの國民の嗜好に最も
マッチした商品であるということで、そういう商
品を中心に製造並びに販売活動を続けておつて、
アメリカ型の非常に軽いたばこについての製品の
開発についてやや欠けるところがあつたのではな
いだろうか。これが輸入自由化の状態になります
と、非常にフランス専売当局の意に反して消費者
の方々がアメリカ式の軽いたばこの嗜好の方に走
つたというのが、一つの大きな要因ではなからう
かと思つております。

そういった点につきましては、我が国におきま
してマイルドセブン等を中心にいけばアメリカ型
のたばこを申しまして、そういつた製品を開
発し市場投入をいたしておりますし、それが現在
における我が国のマーケットに占めるシェアも相
当高くなつておりますので、フランスの前車のお
だちを踏むようなことはないのではないかと考え
ております。

○多田省吾君 最後大臣にお伺いいたします
が、今回の法改正による影響は非常に大きいと思
います。関係各部門の名前を書きかえるだけでも
相当な金額を要する、小さなことでもこういう問

題もあります。私は最後に大臣にお伺いしたいのは、九万三千のたばこ耕作者の方々、あるいは二十六万の小売店の方々、その他たばこ関係の従事者の方々が、今回の改正において十分納得のいくものにならないかならない、そういう施策を講ずるよう強い要望もあると思います。それに対して大臣はどういう決意を持っておられるのか。

それからもう一つは、国民にとって安くて安心して吸えるたばこ、これを新会社でつくってくださるだろうという期待感もあるわけですが、それが、それにどうにかたえるのか、大臣としての御決意をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) このたばこの改革に当たりまして関係者の方々等に大きな影響が及ぶということについての基本的な考え方と、そしてそれぞれに対する期待とお願いを込めてお答えをしてみたいと思っております。

いずれにいたしましても、今次の改革というものは、その柱の一つであるのは製造たばこの輸入自由化、これでございます。したがって、国産品と輸入品が対等な立場で日本国内において競争を展開するということになります。したがって、そうならば従来から考えますと、当然何がしかの影響が及ぶということは避けて通ることのできないことであろうというふうに考えます。

それに対して対応策を準備することが必要であります。その基本は、たばこ産業の中でまず中心的作用を担っていらっしゃる専売公社を当事者能力が付与された株式会社形態に改組して、輸入品との自由な競争に耐え得るような経営形態とすることです。これによって労使が一体となつて、率先して経営の合理化に取り組んで、輸入自由化の影響をみずからの合理化努力によって可能な限り吸収していくということを心から期待いたします。

それから次に、たばこを申し上げましたたばこ産業集団の一つでありますたばこ耕作者の方々に対する問題であります。我が国の現状にかながみまして、これにはまず一つには全量買い取り制

の維持をする。そして二番目には葉たばこ審議会の設置をする。三番目には葉たばこ審議会の審議基準の明定、そういう措置を講じます。

それからいま一つの集団であります小売人の方々につきましては、一つには自分の小売販売業許可制の採用をいたします。それから小売定価制の採用をいたします。

これらの措置によりまして、耕作者、小売人という二つのたばこ産業集団に対して急激な変化が及ばないように合理的範囲内において必要な配慮を行ってまいります。

そこで、このような今次改革法案におきましては、我が国たばこ産業の健全な発展等のための基本的枠組みはそれによって整備されることである。今後はその枠組みのもとで新会社はもとより耕作者の方、そして小売人の方、これを合めたたばこ産業全体としての一層の経営の効率化に努められ、みずからの努力により将来の展望を必ずや切り開かれるであろうことを私は期待し、そして確信をもちたいと思っております。

公社はまた自由化に基づいて競争場裏に立たされると同時に、今おっしゃいました国民に対して安価にして良質な製造たばこの供給というものにも努めていかねばならないことは当然のことであると考えておるところであります。

○委員長(伊江朝雄君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後二時四十分まで休憩いたします。

午後二時四十分開会

○委員長(伊江朝雄君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法案、塩専売法案、たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及びたばこ消費税法案を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○近藤忠孝君 きょうは大臣に対して、たばこ市場開放の問題について質問通告しておきました。その前に、先ほど赤桐委員の質問の中で、とりわけ対策の急がれる第一線事業所の問題について総裁から答弁がありました。既に配置案を固めたところ、そして話し合いを開始したところというところであります。ですから、その具体的な内容は既に固まっております。これは今までの質疑の中でも明らかとなり、耕作組合、販売組合、労働組合、そして国会の先生方ということ、そこへ中身は示されておるところでございます。

この問題は、「第一線事業所の業務遂行体制整備等の概要」、これ自身が本法案と一体のものである、こういう答弁が第一回目でありました。そして、今申し上げた問題は、その具体化でありますから、もちろん本法案と一体のものであると思っております。ところが、いまだに、何度も中身の説明を求めても説明いたしません。既にかんがりの部分に示されておきながら、一番大事な国権の最高機関である国会になぜ示されないのか、その中身を示すかどうかという差があります。これについてお答えいただきたいと思っております。

○説明員(岡島和男君) 第一線事業所の整備問題でございますが、この第一線事業所の整備は、私ども既に四十七年に実施したことがございます。その後の事業量の変動あるいはまた社会経済情勢の変化、交通通信の手段の発達等、事業環境の変化がございまして、それからさらに制度が変わりまして輸入自由化がある。そういうことを展望して国際競争力の確保ということのために計画をしたものでございまして、その意味におきましては、法案と非常に密接に関連する部分があるわけでございますが、一方、現在の公社制度のもとにおきましては、既に御存じのように輸入品との競争というものは事実上行われておるわけでございまして、そういう意味におきまして、事業環境の変化の対応というものは、制度の改正の問題とかかわりなく、実施していかなければならないという側面があるわけでございます。必ずしも、今近藤先生

生おっしゃいましたように、法案と一体不可分のものであつてというふうにおっしゃいましたけれども、私どもとしては密接に関連する部分もあるけれども、制度改正とかかわりなく実施していかなければならない部分もあるというふうに理解しておるということをまず申し上げさせていただきます。

それからもう一点、資料の提出の問題についてまた御指摘があったわけでございます。これにつきましては、前回も申し上げたわけでございまして、けれども、私ども公社としての案を固めたところでございます。本件につきましては、影響の一番大きい労働組合等事業関係集団の理解と協力なくしては円滑な実施が期し得ないというところから、これらの団体の意見を聞くという立場から公社としての案の説明を最近行っている、こういう状況にあるわけでございまして、それで、私どもといたしましては、特に労組との協議が非常に重要であるというふうに考えておりました。いろいろな公社としての種々の資料を提示したということでございますけれども、これも前回議論がありましたが、要員計画等の説明はまだ行っていないというところでございまして、実質的協議はこれから、こんな段階でございまして。

販売組合、耕作組合等の関係団体に対しましては、理解を得るべく説明を行っておるわけでございまして、現在中央の団体への説明も進めておりますけれども、地方における個々の団体との話し合いも一方において進めている、こういうことでございまして、一方、国会の先生に対しましては、説明を求められた方、この前も申しましたけれども、専売に関する特別委員会という組織をお持ちのところに対しまして概要を説明した資料で御説明申し上げた、こういう状況でございます。

それで、なおそのほかの国会の先生にも御説明をしたではないかという御指摘があったわけでございまして、これは関係集団と密接な関係を有しておられる先生方から説明を求められたと

いうことがございまして、この場合において、全
体計画ではなく、その部分に限りまして非公式の
説明を行ったということでございます。

公社にいたしましては、この問題については関係当事者間、とりわけ労働組合との話し合いが第一義というふうに考えておりまして、こういう考え方を御理解いただいて、支所の統廃合等の合理化問題については専売労使間の協議進展に合わせ、適当な時期に報告を求めるといふ先般の理事会の御決定もあつたものではないか、このように考えておるわけでございます。したがしまして、当面、関係者間の協議、話し合いを進めさしていただくことを第一義といたしまして、そのようにお願いいたしましたして、今後の労使協議の進展に合わせまして、しかるべき時期に委員会の委員長にも御相談申し上げて理事会の決定に従つて御報告を申し上げます。こんなふうに現在考えておる、そういう状況でございます。

○近藤忠孝君 密接不可分なる当然出さなければいかぬことです。今の答弁のとおり、これは密接な関係があるということであり、しかも本法案の一番の問題は、これから合理化をあらゆる分野でやっていくのは本当に大変なことだと、それは具体的にどうなのかということが最大の問題だと思ふんです。ですから私は、もう既に一部に提示してあるんですから、これを国会に出さぬということとは国会軽視も甚だしい、こう思ふんです。私は理事会の決定があったから出さぬということでではないんだと思ふんですよね。それはどうなんですか、理事会の決定があったから出さぬのですか。

○説明員(岡島和男君) 私どもといたしましては、ただいま申し上げましたように、本件に関する進め方は、最も関係の深い労働組合初め販売組合、耕作組合等の関係団体というところとの話し合いを進めることが第一義ではないか、このように考えておりまして、そういう考え方について御理解をいただいて先般の理事会の決定もなされていくというふうに私どもとしては理解をいたして

おるわけでございます。

○近藤忠孝君　ですから、関係団体、一番影響を受ける人々と話を進める、これは当然のことですね。しかし、違うものを国会に出すわけじゃないんだから、それが同じものを出してどう悪いのか。現に現場では既に、労働組合に示された中身は、大体五月末ごろには労働組合のオルグが、それぞれの関係の特に廃止される方などへ行つて、こは廃止されるという説明をして、もう現場は全部知っているんですよ。ですから、一回目だから二回目だけに答弁された、その中身がわかるというんな関係者に非常に動揺を与えるということだが、動揺を与える余地はもうないわけなんです。これをなかなか示さない理由というのは、これが公然と出た場合にはそれぞれ——大都會の廃止はほとんどないので、これは主に地方ですからね。そうでしょう。そうなりますと、地方に地盤を持つ先生方に大変な影響があるんだというようなことでまず余り出さない。むしろこれは野党対策よりはその辺を考えているのではないか。しかし、かといって、いきなり出では廃止される営業所を持っている先生方の立場がないので、それで廃止される地域の先生にはこれを非公式にお知らせしたと。大体そういう関係なんですよ。

○説明員(岡島和男君) 支所再編成の具体的な内容につきまして、私どもとしては、内部的にいろいろ議論を重ねまして成案を得まして、その成案を得た素案と申しますか、成案と申しますか、案を得た段階でその内容につきまして関係団体にお話しを始めたということでございます。全体として、私どもとしては、その第一線の支所の再編成というものはぜひともやらなければならぬというところでございます。これは私どもといたしましては、関係の団体に対してできるだけ配慮をするつもりでございますけれども、何がしかのまた影響も危惧する面もございますものですから、関係団体に対して十分な理解を求めるべく話し合いをし始めたということでございます。関係するところがなかなか多いものですから、これ

は微妙な段階にあるということからその運び方については慎重を期したい、こういうふうに考えておるわけでございます。現在話し合いを開始したばかりの微妙な段階であるのではというのはそういう意味でございます。

○近藤忠孝君 微妙かどうかはいろんな見方があるわけで、しかし少なくとも各府県ごとにいろんな営業所について、ここは残す、ここは廃止するということは、それぞれの工場では、営業所ではもう既にその場所で働いている従業員には知らされておるんです。そういうことで、公社が一覽表を示さぬから、私の方でそういう角度から調べてみたんです。そうしますと、例えば公社からもらった関西支社管内第一線事業所一覽表、これによって順番に見てみますと、滋賀県では六カ所ありますが、残すところは京津、この四つの営業所は廃止するわけでしよう。そうでしよう。

○説明員(岡島和男君) ただいま申し上げましたように、繰り返しになって恐縮でございますけれども、私どもはこの話を進めます際に、第一義的には関係団体との話をまず進めたいということを考えておりまして、これは国会の場におきましてまず云々するよりは、そういうところで進めていきたいということでございます。したがいましめて、今先生から具体的な名前が御提示ございましたけれども、私どもからこれは正式にお示ししたたけどもではないものでございますから、今この場でそこについてのコメントというのは差し控えさししていただきたいと思います。

○近藤忠孝君 私は具体的事実を申し上げているんで、現にこれらの営業所の労働組合に示したことは間違いないんだから、それから販売組合にも示したことも間違いないんだからね。そうすると、それぞれのところで関係者に伝わっている。私はその方から調べて確認しているんですよ。それに対してどうして答えられないんですか。それとも私の言ったことは間違っているんですか。

○説明員(岡島和男君) 間違っているとか間違っ

てないとかという前に、私どもとしてはこれを公式の場で御説明することを差し控えさしていただきたいという立場に立っておりますものですから、先生の御指摘に對しまして、今ここで何かそれがどうであるかということを申し上げる立場にない、こういうふうに申し上げておるわけでございます。

○近藤孝君　そうであれば、どう微妙で、そしてこれが公式に示されたのではぐあい悪いということをも具体的に言ってください、今までののは微妙だというだけの話である。

しかも恐らく問題は、現場で働く営業所の労働者の問題です、基本的には、廃止されたらほかに行かなきゃならない。それからもう一つはその関係の販売者ですね。しかしその販売者の関係などは大体販売組合通じてわかつているんだから、一体どこに差しさわりがあるのか。差しさわりのないもの、具体的に実証されないものを公式には明らかにできない、これは国会監視も甚だしいじゃないですか。

○説明員(岡島和男君) 私どもが話をしておりますのは、労働組合初め耕作者の団体、あるいは販売組合団体等でございます。耕作者の団体につきましては、原料関係の支所が統廃合されますということにつきましては、集荷、原料を集める場合の收納するときの地域が違くなるというような問題がございますものですから、これにつきましていろんな反響があるわけでございます。また営業所につきましては、今までと違ひまして、物の流通と申しますか、輸送がどのくらいちゃんが行われるだろうかということにつきまして、これまた懸念があるわけでございます。それからまた、ただいま申されましたように、そこに働く職場の者にとりましては、自分たちの職場が別の場所へ移らなければならぬということになるものでございますから、これまた非常に不安があるというのもまた事実でございます。

そういう微妙な段階でございますものですが、私どもといたしましては、これができるだけ

慎重に運ばねばならぬということで、細心な注意を持って運ばねばならないということから、これを微妙な段階というふうに申し上げておるわけでございます。

○近藤忠孝君　そういう微妙なものを特に一部の国会の先生に、耳打ちであつても、話すこと自身私は大変問題だと思ふんです。じゃ具体的に聞きましょう。

今滋賀の例を出していますが、具体的な場所は言わぬようですが、しかし滋賀県で見えますと、国会議員は我が党の瀬崎議員がいるけれども、ここには知られていない。自民党は宇野、山下両議員、ここには知らしたんですかね。どうですか。

○説明員(岡島和男君)　これは非常に非公式な話でございますから、どの先生どの先生にどうしたということをおまじつと私もこの場で申し上げることは差し控えていたと思います。

○近藤忠孝君　それじゃやむを得ません。もう時間がないから、私の方で調べた問題をちょっとひとつ申し上げたいと思ふんです。それについての答えをいただきたい。

京都では七つ営業所がありますが、残すのは京都、伏見、福知山、廃止するのが舞鶴、宮津、園部、峰山。大阪は大会社だからつぶさずに逆に、営業所、これは中営業所というのですから、一つ新設する。それから兵庫の場合には十五あります。大きいところはつぶさないで、廃止されるのが九つ、明石の明石薬たばこ生産事務所、それから洲本、竜野、赤穂、三田、加西、社、和田山、篠原。奈良県では六つのうち奈良、大和高田が残る、それからもう一つ残りますが、なくなるのが桜井、五条、下市。そして和歌山の場合は七つのうち四つ廃止される、橋本、新宮、粉河、湯浅。関西工場では大体そんなところだと思ふんです。が、私の今言ったことは間違つておりますか。

○説明員(岡島和男君)　たびたび同じお答えをさしていただいて恐縮でございますけれども、先ほ

ど滋賀の例についてもお話がございました。にお答えしましたのと同じように、私もまだ公式の場でこれについて御説明する段階にないというふうに考えております。ですから、今先生が挙げました具体的な場所の名前につきまして何か申し上げることはあくまで差し控えていたと思います。こういうことでお許しをいただきたいと思ひます。

○近藤忠孝君　大臣、ずっと毎回この問題を聞いてまいりました。いつか大臣の見解を聞こうと思つていたわけですが、私はこれは三つの問題で、大変大事な問題だと思ふんです。今のようには大変な秘密主義です。しかも合理化の大変影響を受ける人々の問題、第一線営業所ですが、工場を統廃合で十くらいに絞つていて、それもこういう秘密裏に進められていくことは大変問題ではないか、これが第一点です。

それから第二は、こういう秘密主義、しかも中身を関係ある一部の先生にお知らせするとなりますと、今後株の放出の時期にこういう体質ということから同じようなことがありはしないか。何度聞いたつてこういう答弁なんです。私はそのことを大変心配せざるを得ないんです。

それからもう一つは、竹下さんも大変長い国会議員の生活をされておるので、国会議員としてお伺いするのですが、国会審議のあり方としてどうか。既に一部中身が示されている。当然そこでの協議が必要ですよ。しかし国会としても、今後合理化がどう進んでいくのか、大変関心を持って。そこまで突っ込んで議論すべきだという意見と、そうでないという意見があるかもしれません。しかし私はそこまですべて、そして今度のたばこの耕作業者も含めて大変な犠牲をやつて公社をつぶしていいのかわからない議論がある場合に、具体的な中身について一切知らせないということでは、国権の最高機関としての国会の十分な議論ができない、国会監視も甚だしいんじゃないか、こう思ふんですが、これらの点について大臣の意見をまとめてお伺いしたいと思います。

それから時間がないので、最後に言うだけ言つてしまひます。

この後、私の質問時間がなくなつてから総理質問を行つて、残念ながら、採決へと行くんですが、まだこういうぐあいに問題が全然明らかになつていない。私が質問通告をしておつた、アメリカの圧力によつて市場を開放したのじゃないかという大事な問題が残つてしまつて、そういう意味では、重要な問題が全然解明されてないまま本日の採決まで行くことには絶対反対であるということを表明して質問を終わります。

○国務大臣(竹下登君)　問題は二つあると思ふんですが、一つは国政調査権といわゆる行政執行上の秘密とか、そういう問題であります。国政調査権に対しては、行政当局としては最大限これに協力しなければならぬ、これが鉄則です。しかし法律による守秘義務の履行、あるいは人事等の関係、あるいは業務上の公の場に出されることを差し控えた方が適切であると判断したこと、そういうものは国政調査権とそれに対する協力義務との調和をどこにとるか、こういうことであらうと思ひます。

私も聞かされておるわけじゃないです。問題は、自主的にやれ、自主的にやれという御主張の中で、そういう労使でいろいろな検討をされて、私もそう思ひますが、それをあえて出せ出せと言ふのもいかなるものかな、こういう感じが今率直にいたしております。

それからもう一つの問題は、これで採決するかどうか、これは国会自身の問題でございまして、私どもの論評すべき課題ではない。

以上で終わります。

○青木茂君　この前の質問の続きから入りたいと思ひます。

私がこの法律案が提示されて以来よくよく辛くも申し上げてきたことは、葉たばこ耕作農家に對して全量買い取り制、あるいは葉たばこ審議に對して耕作代表をたくさん入れるというふうな手厚い保護が法律の内容で担保されている。これに

対しまして、たばこ産業に働く多くのサラリーマンたちの身分保証というものは、一片の生首は取らぬとかいう口約束で終始している。サラリーマンに對しては農家というものに比べて扱い方が極めて不公平ではないかということ。しかもこれはたばこ産業に従事するサラリーマンだけではない、一般のサラリーマンを中心とした国民層から見れば、いわゆるクロソンの名で象徴されるように税金は絞り取られていく。他方においてえらく高い葉たばこを使った高いたばこを買わされていく。これは一種の隔れた間接税ですから、だから二重、三重の農村過保護、都市に對する保護の手薄さ、こういうふうな状態が果たして許されていいかどうか。つまりそれほど農村は都市に比べて貧しいのかということが一番の問題になると思ひます。

そこで、ちょっと公社に伺いたいたんですけれども、まず、たばこ作農家と一般の農家を比べてみまして、専業農家、一兼農家というのがたばこ作農家に比べて非常に多いというのは数字的に証明されるわけですね。いかがでしょうか。

○説明員(生平幸立君)　今お尋ねのありました専業農家でございますが、たばこの方は一般の農家に比べて確かに専業農家の比率が大変高うございます。専業農家が割合で言いますと三〇%、第一種兼業が五五%、第二種兼業農家合わせまして八五%というふうな状況でございます。

○青木茂君　専業農家、一兼農家が非常に多いということ、これは裏を返しますと、たばこ作農家というのは反当収量も多いし、農家全体の中においてはかなりの富農が多いんじゃないかということが一つ言える。

もう一つ伺ひますけれども、収入面において、例えば販売金額に對する農家の割合を考へてみまして、例えば上の方、五百万円から七百万円層は、たばこ作農家が何%ぐらいあつて、一般全農家平均ではどれぐらいあるか、この数字についてはいかがでございましょうか。

○説明員(生平幸立君)　今資料を調べまして後で

御返事させていただきます。と思います。
○青木茂君 そうですか、お願いを既に申し上げていると思いませんか。

私の方の資料で見ますと、五百万円から七百万円は、たばこ作農家で二・一％あるのに対して、全農家平均ではわずかに二・五％だ。七百万円から一千万円を比べてみますと、たばこ作農家では四・八％だけれども全農家平均では一・四％だ、大体こんなような数字が私どものところにあります。間違つておたら後から訂正してください。こういう数字を見まして、たばこ作農家というのは一般農家平均に比べて非常に富裕である、豊かであるということが言えるのではないかと思っています。

それともう一つ、今度は一戸当たりの平均農地面積ですね。平均農地面積は、たばこ作農家と全農家平均を比べてどうでしょうか。平均農地面積はご覧になりますか。

○説明員(生平幸立君) 最初に、先ほど先生のおっしゃいました数字、そのとおりでございます。それから一戸当たりの平均耕地面積は現在六十アールでございます。昨年度は五十八アールでございました。

○青木茂君 全農家はどうか。全農家と比較してみてください。それはちょっと難しいです。それじゃ結構です。

数字は後からお調べいただくとして、大体の傾向といたしましては、間違っているかな、私の調べたところによりますと、一戸当たり平均農地面積は、たばこ作農家で大体百六十アールぐらい、それから全農家で八十二アールぐらいだと。大分違うんですけれども、これは後からお教えられると思います。

いずれにしても、こういう数字から見まして、農家全体の中においてたばこ作農家というのは、どちらかと言えば、富裕層が多いということが言えるのではないかと思います。

その次には、今度は都市に比べて農村が一体豊かなのか貧しいのかということでございます。

でも、そういう数字がなかなか難しいという御返事でございましたから申し上げますけれども、例えば経済企画庁の消費動向調査によりますと、全自動型電気洗濯機の普及率、これは全自動型です。最新の型ですね。あるいは音声多重のカラーテレビの普及率、これも最新の型です。最新の型の方は農家の普及率が高い。それから新築住宅戸数においても農家の普及率が高い。住宅の広さと言わずもがな農家の普及率が高い。こういう数字が一応出ております。それから貯蓄状況、これは日本銀行の貯蓄増強中央委員会の調査におきまして、農家の貯蓄平均の方が都市のサラリーマンの貯蓄平均をはるかに上回っている、こういう事実もございします。それから一人当たり家計費ですね、一人当たり家計費を比べてみますと、農家の場合は八十九万一千六百円、これは都市を一〇〇とした場合に一一・〇・六の値になっています。一割ほど農家の方が高いわけですね。

こういう数字をずらつと並べていきますと、ずっと明治以来の政策の基本であつたところの豊かな都市・貧しい農村、これは崩れているんだ、特にその中でも、たばこ作農家というものは豊かなんだということを我々としては言わざるを得ない。そうすると、豊かな都市・貧しい農村というものが既に崩れておるにもかかわらず、依然として都市は豊かに農村は貧しくということでもって政治の基本が行われている。今度の専売五法案は余りにも手厚い農家保護だと我々としては考えざるを得ない。つまり農政保護であるというふうに言わざるを得ない。もつと言うならば、圧力団体に土下座しちやうていっているんじゃないかということだつて言えないとも限らない。ここら辺のところは私どものサラリーマン側のひがみというふうには片づけられてしまつていいものでしょうか。

これはちよつと大臣にお伺いしたいんです。
○国務大臣(竹下登君) これは青木委員の御指摘もそれなりの数字があるうと思つておりますが、私が昨年、永年勤続二十五年のときに全部調べた県民一人当たり所得、農村、都市とは必ずしもい

きませんでしたが、県民一人当たり所得を見ますと、昭和五年は東京の一〇〇に対してちよつと福島県が九分の一ですよ。それから意外と関東の周辺が貧しい、一人当たり所得でございます。それから昭和五十五年で見ますと、それが一〇〇対六五とか七〇とかに近づいておりますが、総合して一人当たりで見ればやっぱり都市の方が依然として高い。こういう状態に私はあると思つております。

それからもう一つは、私も出身は農村というより山村でございますが、青年団長をしておりまして、たばこ耕作の実態、私も一、二度経験しておりますが、乾燥場に入つてみて、これは大変な重労働、労働集約型とでも申しますか、そういうものであるということも私も数少ない体験のうちのひとつで、本当にそういう労働に対する対価というものはあり得るなあと、地域的にごらんになりますと、いわゆる日本のウクライナ地方みたいなところにはないわけでございます。これしかないという形のところに苦心して先輩たちが農政の面で定着さしてくれたものだという感じは、そのとき受けました。

最後にもう一つ、いわば農工並進とかいふんな議論が出ましたが、あくまでも政治というものは全国民を対象にして対応すべきものであつて、別にプレッシャーグループに土下座したという感じは持つておりません。あの団体の方とお話しなすつてみますと、なかなかいろいろなお話を聞かすつておりますし、むしろ先生、サラリーマン党というのをとおつくりになつたんですから、これもまたある意味においてはプレッシャーグループとか、こういう感じを受けたわけでありまして。

○青木茂君 農村の方のそれが非常に重労働ということは、これは私もわかります。しかし、都市のサラリーマンも別に机の前に座つて居るだけの仕事をしているわけではないので、物すごく満員電車で揺られてえらい遠いところから、

農村みたいに職住接近というわけにはいきませんものだから、遠いところから通わなければならぬ、それは同じこと。それから国民の立場、これも当然でございます。当然でございますけれども、今や国民と申しますけれども、有業人口の七割以上は給与生活者なんですよ。そうすると、我々が国民という概念で物をとらえますときは、有業人口の七割以上を占める給与生活者というものを中心に考えるのが数の原則、民主主義の原則だと思ふのです。

もちろん農業の場合ということだつて、私はこれをむげには否定いたしません。いたしませんけれども、言葉が過ぎたらちよつとお許しをいたしたいのですが、米とはわけが違ふということですよ。たかがという言葉を使つて、この前大分しかられたのですが、たかが嗜好品産業なんです。たかがたばこ産業なんです。別にこれがなくなつたて人間は死なない。私みたいなヘビースモーカーがそういうことを言うの大変どうもよく当たるものがございますけれども、そういう嗜好品産業にこれだけの手厚い国家保護というものを加える必要が果たしてあるかどうか。むしろ私は米を守るためにたばこはある程度ダメージ受けたつて仕方がないんじゃないか、開放体制へ入つていくんだから。そういう感じがこの法案の審議というものをずっと拝聴しておりますけれども、抜けていないというところで、私のサラリーマンなるものを背景とした者のひがみでしようか。

○国務大臣(竹下登君) 私、別にひがみとも何とも感じておりません。しかしながら、いわゆる開放体制に即応する、それ以前の体制というのは、まさに製造独占であり、流通独占であつて財政物資であるという歴史の流れに、今の葉たばこ栽培というものが存在しておるわけでございます。それも日本の、考えようによれば、そうしたウクライナみたいなことでないところに地域農業として育つたという歴史から見れば、開放体制に即応していくときに、激変というようなものは避けてあげべきではないか。

ただ、嗜好品という問題でございます。きのうも連合審査でお答えいたしましたし私もよく知るところがありましたが、必ずしも安全保障物資だとは言えないかもしれぬと思いたつたけれども、後から振り返つてみて、昔の軍歌に一本のたばこも二人で分けてのむと書いてありますと、幾らか安全保障物資かなという感じも受けたわけでございます。

○青木茂君 それがあるから私も恐らく採決のときにはある程度前向きな意思表示になると思うのです。それがなければ、つまりたばこ事業八十年の歴史がなく、それなりに皆さんが仕事で生活なさっているという事実がもしないとするならば、私は外国たばこをどんどん入れまして、それにこまんと消費税かければ財政の負担へのメリットはそんなに下がらないと思います。全く自由化してしまつて外国たばこと対等な競争をさせればですね。しかし過去八十年というものを考えたら、そこまで言うのは暴論である、暴論であるからそこまでは申し上げない。しかしながら嗜好品産業なんだから、とにかく余り我々の納めた税金がどんどんそつちへつき込まれるということについては余り愉快とは言えないわけなんです。

もう時間が来てしまいましたから余りくどくどしいことは申し上げませんけれども、とにかくサラリーマン世界におきましては、最近においてもヤタガイがつぶれましたし、リッカーがつぶれましたし、ちよつと前には大沢商会がつぶれて、古くは安宅産業がつぶれた。非常に多くのサラリーマンが路頭に迷つたわけですよ。それに對して別に國の方は保護したということはない。なぜ農村のみ、葉たばこ農家のみに、絶対に収入の減る心配のない手厚い保護を法文中に明記するようなどころまでの過保護を加えなければならぬのか、私は依然として疑問が残るというのが率直な印象でございます。むしろ、もう豊かな農村・貧しい都市ということで政策の基調を百八十度転換させるのが二十一世紀じゃないかというふうに考えておるといふこととございます。

意見を最後に申し上げまして質問を終わります。

○委員長(伊江朝雄君) 速記をとめて。

○委員(伊江朝雄君) 速記を起して。

○委員(伊江朝雄君) 速記を起して。

○鈴木和美君 いやいよ総理の御出席をいただきまして、たばこ関係五法案の審議も大詰めに來たような感じがいたします。私はこの瞬間、十万人のたばこ耕作者、並びに二十万店のたばこ小売店、そして約四万人のたばこ労働者、並びに関係の産業の労働者、塩に携つておる方々約百万人とされる人々、並びに三千五百万人の消費者が総理の答弁に大変関心を持つておると思うのであります。なぜかと申し上げますと、戦費調達という不幸な目的で充足した専売事業ではあったかもしれませんが、幾多の変遷を経て國の財政や地方財政や国民生活に大いなる貢献をしてきたことだと思ふんです。この関係団体は、どちらかというところ、今回のたばこの自由化というものに対して、結論から申し上げますと時期尚早である、そういう感じを持つておることを私は承知していただきます。それだけに、きょうの総理の答弁に関心を持つておることだと思ふんです。

もう一つ問題を申し上げますことは、私も竹下大蔵大臣に申し上げたんですが、専売公社に三十二年御厄介になりました、専売の中で働いてきた一人でありまして、それだけに、自分たちが働いてきた八十年、また公社制度三十五年が幕を閉じるのかなあと思ふんです、万感の思いで質問してつもらいあります。

同時に、私は同僚の議員の皆さんにも大変ありがたいて思つておりますのは、数々のたばこに關しての御提言や御批判や激励などをいただいて、大変うれしく思つております。また竹下大蔵大臣を初めとする専売当局の答弁につきましても、腹を割つた真摯な答弁に對して私はうれしく思つております。

同時にもう一つ私がうれしく思ふことは、この委員会を通じて、たばこというものに関し

て大変な理解を得る国民的な宣伝ができたことも大変うれしく思つておるところであります。いいにつけ悪いにつけ、喫煙者と嫌煙者が同居しているというこの現実を見詰めてどうするかという対策、協議が行われたことを大変うれしく思つております。私もかつてスモコロジ運動ということ提唱しまして、たばこを吸うことに対して嫌がる人たちのいろんな意見を聞いてみたら、大体のところはマナーやモラルで解決するようなこととございまして、そういう意味から申し上げますと、皆さんから大変な御批判、また御意見、御提言をちょうだいしたことをうれしく存じている次第でございまして。

さて、そこで総理にお尋ねしますが、後ほど自由化の問題は触れますが、包括的に今日まで続いてきた八十年の歴史と、三十五年の公社制度に對しての評価の問題について、総理としてもう一度この席で伺ひをしておきたいと思ふんです。

○國務大臣(中曾根康弘君) 我が國におきまするたばこ専売制度は、百数十年にわたる長い歴史を持つておると思ふんです。この間におきまして、関係者が一方におきましては、国民のニーズにこたへまして国民を一面においては喜ばせ、また一面におきましては財政専売の収入を國家のために働かして出していたいただきまして、國のためにまた社会のために大変お働きくださつてきました。このことに對しましては深く感謝いたしたいと思ふんです。

しかし、最近の内外の經濟情勢の変化、あるいは国民のニーズの変化、あるいは國際關係におけるさまざまな情勢変化等を踏まえまして、この際はこの伝統のある公社制度から、さらに一歩企業責任体制を重んじ、かつまた労使間の新しい世界へ一歩踏み出して、さらにたばこ産業というものの基礎を強化して永続的にしていきたい、そういう考えに立ちまして今回の改革を考えて法案を提出した次第でございまして。

○鈴木和美君 もう一つ感想をお尋ねしておきたいのでありますが、先ほども申し上げましたよう

に、たばこというものが何か死の商人みたいな一時宣伝をされたことがあるのでありますが、私はこの席でも宮城参事人からいろいろ意見などをお尋ねしたり、私自身もたばこの効用について生理的な効用や薬理的な効用や精神的な効用また社交的な効用、趣味の問題など取り上げまして、決しておつかないものではないよということを決して申し上げ、私は最後に、喫煙は大地の生み出したものを味わうために人間が工夫した新しい創造の傑作であり、人間の最も古くからある暇つぶしの偉大なものである、そういうふうな規定づけまして、どうぞ愛用してもらいたいというふうな思つたのでございまして、総理のたばこに對する感想はいかがでございましてか。

○國務大臣(中曾根康弘君) まず、小説家とか弁護士さんとか大学の先生とか知的産業に従事する皆さん方はたばこでないと共存できないという環境にあるように思ふんです。いろいろ知的労働をしていく場合に、まず一服という関係で新しい発想が生まれる、あるいは心の余裕が生まれる、そういう面は今までも非常にあったのではないかと思ふんです。それから一般庶民にいたしましては、割合に低廉に手軽で、そしてそういう心の憩いあるいは味わいを得られるという手軽なものはたばこであつたのではないかと。一面におきましては、これが健康に非常に差し支えるという議論もありまして、確かにそういう面はまたそういう面であつて、なかなかならぬ面もあると思ふんですが、そういう目に見えない大きな効用というものが社会の中で果たしてきたということも否定できない事実である、そう私は思つております。

○鈴木和美君 これは答弁が要りませんけれども、先般國鉄の皆さんにおいでいただきまして、私は禁煙区間というのはどうも納得できないというところを提唱しておきました。禁煙時間とか禁煙帯とか、そういうものは人の嫌がることなんですからそれは避けたいと思ふ。しかし、昼間のときにがららの列車で、東京から平塚までは禁煙区間ですからおやめくださいと、そこまではち

よつと行き過ぎかなと思つて、国鉄の皆さんにもよく検討してほしいということを申し上げておきましたので、頭の隅に入れておいてほしいと思います。

さて、今回の臨調の答申と本法案の内容でございしますが、私はこういうふうな理解をするのでございしますが、間違ひがございしましょうか。

第一次臨調のときに問題になった公共企業体のあり方については比較的官業非官論というところから問題が提起されていろいろな検討があつたように思ふんです。専売の生産性についても同じ枠組みで議論されてきたと思ふんです。しかし、いつの間にかたばこの自由化という開放体制というか、そちらの方が前面に出てしまつて、臨調が言っているものとは全然違つた角度から今回問題にされているんじゃないかと思ふんです。例えば時期的に言いますと、一昨々年あたりから大きな問題じゃないでしょうか。もつとはっきり言ふんでは、経済摩擦の問題で取り上げられておつて、江崎さんが団長として出かけられたときに、アメリカ側との間にたばこの自由化の問題が比較的鮮明に議論された。こういう経過を私はたどつていふと思ふんです。

ですから、問題を取り上げるときに、私は、ある意味では今回適切な政府の措置だと思ふんです。つまり民営は善であり官は悪であるというふうな感じから言つて、大蔵大臣からも御賛同を得たんですが、たばこ事業についてはそれほどではないよと。どういう意味かわかりませんけれども、世界に類を見ない労使関係だと言われたんでございしますが、しかしそういう製造産業である販売産業でありますから、先取りして対応することは当然であります。我々も、ですから、そういう意味で対応してまいりましたので、自由化という問題とは切り離して、一体どういうような形態であつた方がいいのかという角度から議論すべきでありまして、そういう意味では、民営ということになれば、ビッグスリーと言われるフィリップ・モリスもレイノルズもBATも、これは次は

資本の導入ということを明らかに考えているわけですから、資本の導入ということは何かと言へば、民営・分割にしなければとても入つてこれないです。そういう意味で、フランスのSEITAがとつた一社で対応するという点において、民族産業を守るといふ立場から、私は製造独占という形をとられたことは適切だと思ふんです。

そういう意味で、臨調が考えていたものと今回政府が提案したこととは明らかに違ふ、こういう性格において違ふんだということを、私は総理からはずり答弁していただきたいと思ふんです。そうでない限り、また不安が残るということになると思ひますので、基本的な部分についてお答えいただきたいと思います。

○国務大臣(中曾根康弘君) 公社制度の問題の中では、私の記憶では、公共企業体労働関係という問題が最初から取り上げられて、スト権奪還という問題で政治的に取り上げられてきたと、こう思つております。それから臨時行政調査会が始まりましてからは、行政改革の観点から公社制度というものが点検されました。これは単に専売公社のみならず、電電公社等と一緒に取り上げられて、公社制度一般としてこれが取り上げられてきたと思ひます。その後、自由化の話がおつちやるやうに連れ添ふやうに出てきたということも否定できません。

しかし、自由化の話というのは臨時行政調査会が検討していたその方面と一致しておつたこととでございします。臨時行政調査会の方向は、国家的な規制をできるだけ排除して、そして労使間の経営並びに労働関係の責任体制、自主体制をつくらせよう、というものが主眼であつたと思ひます。そういう方向に持つていくという面から見ますと、自由化という問題は当然出てくるので、そういう意味においては、市場開放あるいは自由化という線と同方向、同行する方向であつたと思ふんです。そういうようないふんなさまざまなものが複合的に結びまして、今回のこういう法案として提出されてきたと、私の意識においてはそう考へ

ております。

○鈴木和美君 過般、臨調の岩村参考人においていたたいて、臨調の考へておつた専売事業、たばこ事業についての御意見を伺いました。私は大変奇異に感じたんですが、お話を承つていた中で、特殊会社の方向から安定したならば民営に切りかえるというところが臨調の方針であつた。それなら、特殊会社はいつのころかがついてそして民営に切りかえるというふうなタイムスケジュールみたいなものを考へておるのかという質問に対してお答えになったのは、いや、実はそう深くは考へていないんだ、民営というふうな競争原理を常に掲げておつて、つまり精神訓話というか、ある意味ではむちたきというか、そういうものを掲げておれば競争原理が導入されてしかりやるであらう、そういう意味で臨調は述べておつたんだというお話を承りまして、はあ、そうですかと思つたんです。

そういう面では、臨調はどうあるにしても、政府がとつた今回の措置は、製造独占という形で民営に持つていけば独禁法の問題もございまして、それから分割・民営にすれば、待つてましたとばかり外国資本の投入ということが行われて、民族産業が全滅するといふやうなことになると思ひますので、この民営・分割はしない、そして製造独占は恒久的に守るといふことについて、いささかも変更はないといふことについての見解をもう一度総理からお聞きしたいと存じます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 今回の法案におきましては、専売公社からたばこ産業株式会社に移行するに当たりまして、関係者にできるだけ不安を与えないやうに、そういう意味もあり、そういう意味からも製造独占あるいは葉たばこの全量買いつけ、こういうことは暫定措置としてではなくして法案で明記しておるところでございします。それ以外の価格の問題とか、あるいはその他の小売店の問題でございしましたが、そういうものは認可といふやうな形でやらしておりますが、ともかくそういう関係者に不安を与えないで円満に推移して

いくという配慮から、法案におきましては、そういう暫定措置としてではなくしてこれを取り扱うといふやうに考へておりますので、それで御了解願いたいと、そう思つておる次第でございします。

○鈴木和美君 大変重要なことでございしますので、もう一度お尋ねしますが、今回の民営・分割は考へない、また製造独占、全量買い上げ制度などについては、恒久的に考へるということであるといふことに理解してよろしうございしましょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) こういう法案を提出いたしましたその法案の考へ方というものは、申し上げたとおりでございします。

○鈴木和美君 次に、恐らく現在のこういう議席の数でございしますから、私がどう述べようと、我が党がどう述べようと、たばこ事業は自由化の中に突入することになるんだと思ふんです。そのときに私は大変心配していることは、専売公社の皆さんが、役員と職員とは違ふという問題はあつたにせよ、暫定的なお仕事をこれからまたなさるんだと思ふんです。そのときに、大変心配を持つてゐることは、公社の皆さんはそれなりに優秀な方々でございしますから、實際上、国内においては本気になつて競争したときの状態を知つてゐるのは沖繩のたばこだけなんですね。沖繩は三社ございまして、沖繩煙草、琉球煙草、そしてオリエンタル、この三つがあつた島の中で大変激戦しておつた。そういう経験を生じておるんですが、あの巨大な外国資本がコングロマリットで稼いだものをどんと持つてくるということに立ち向かうといふことは、私は時期尚早の感がありまして、大変不安があるんです。

ましてや、私は大蔵大臣にも申し上げたんですが、フィリップ・モリスがあつて小田原工場でマルボロというものをクロスライセスでつくることになつておつた。そのときに、最初の一年は二〇〇国内原料を入れる、最初向こうから持つてきたといふわけだつたんですが、それを国内の生産農家のこともあるから、二年、三年後に五〇〇国

内産葉たばこを使ってマールボロの味を出す、そのぐら技術を持てると述べられた。それでクロスライセンスの約款は成立した。どうでしょう。今日小田原でつくっているマールボロの味とジュネーブで吸うマールボロの味とニューヨークで吸うマールボロの味とは同じでしょうか。私は一つの例を挙げて述べているんです。だから、彼ら外国資本の山口、やり方というのはそんなまぬるいものじゃないと思うんです。

ここで一つは、関税の問題が九〇%から三五、そして二〇に落ちてきました。彼らはそのときに自由化の反対は余りしてないです。関税だけを下げてくれというのが当面の主張じゃなかったですか。関税だけを下げてくれ、そして関税の二〇%になったところをもって自由化の今度は申し入れをする。そういうことを考えたときに、販売の促進政策についても、マージンの問題は定価制が維持されたり、いろいろな並びがあつてなかなか難しいでしょう。しかし、彼らがシェアを拡大するといふときには大変な販売政策をとってくることを予期しておかなくてはならぬと思うんです。専売公社の予測を聞くと、五年後に五割ぐらいは決意をしなきゃならぬといふふうに述べています。決意をしなきゃならぬということと現実に入ってくるのとは違ひます。公式の場ですからそれ以上の数字は述べられないとは思ふんだけれども、おささおさ慮りのない対策はとっていることと信じます。

しかし私はそんな簡単な問題じゃないと思うんです。だからこそ私は、今自由競争に立ち向かうためには大幅な経営に對しての権限とそして当事者能力といふものを与えておかないと、政府が縛るようなことがあつては自由な競争力がつかないと思うんです。そういう意味で、許認可事項それから監督、いろいろな問題がありますし、政令、省令で二百何項目でございしますが、どうぞそういう意味では自由な競争体制がとれるように当事者能力を最大限与えていただきたいと存じます。その基本的な考え方を総理にお尋ね申し上げたいと存じます。

と存じます。

○国務大臣(中曽根康弘君) 今回の公社制度の改革といふものは、民間的手法を導入して効率化させよう、その中では競争原理の導入、それから経営における当事者責任能力の付与、同じく労使関係における自主責任体制の確立、そういう方向をもつて効率化の基礎をつくるものである、そういう考えに立つてこのような法案の基礎がつくられていると私は理解しております。そういう考えからいたしまして、できるだけ当事者の自主責任体制を尊重していくことは望ましいと考えております。

○鈴木和美君 四回の委員会の審議を通じて、竹下大臣からもある程度の見解が述べられているのでありますが、ここで竹下大臣からももう一度この経営の自主制、つまり当事者能力を拡大する意味での、監督権とか認可権とかまた株主権といふようなものを行使していただるに統制をというふうなことはないんだぞ、ましてや事業計画については日航並みでいいぞということについての御答弁をさらにここでもう一度伺いたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 基本的には、ただいま総理からお答えがございましたように、いづれにしても経営の自主性といふものを最大限發揮されるように、政府としては必要最小限にとどめていくという考え方でございます。この考え方に沿ひまして、認可権等の運用につきましても主体性、自主性がいさかも妨げられることがないようにという配慮をまず最高限度に行うべきものであるといふふうに私は理解をいたしております。

それから国でする計画の中の問題でございしますが、認可対象であります事業計画の範囲につきましては、今後大蔵省と専売公社の間で話を結められるべきものではございしますが、新会社の弾力的な企業運営が阻害されることのないように考えていくというのとは当然のことでございます。今日、最小限と言われている日本航空のあり方等、私どもの頭の中には十分入つておるつもりであります。

す。

○鈴木和美君 この機会に大蔵大臣にもう一つお尋ねしておきますが、今度新しい制度になりますと、たばこ小売店の指定といふものが許可の制度にかわりまして、その事務取り扱いが新会社が行うことになっていくと聞いておりますが、仮に小売人指定の不服審査という問題が出てまいりますと、これは大蔵省が取り扱うことになるわけですね。そこで、大蔵省のどこが取り扱うことになるのか、そこを明らかにしてください。

○政府委員(小野博義君) 技術的なことでございしますので、私どもの方からお答えさせていただきます。たいと思ひますが、小売店許可につきましては、事業法によりまして、許可権者は財務局長に委任されることになるといふふうに考えておりますけれども、この許可に對する不服申し立て、正確に申しますと審査請求といふことになろうかと思ひますが、これは上級官庁である大蔵本省の方に上がつてくることになろうかと思ひます。

○鈴木和美君 今本件につきましては検討されているようでありまして、私の聞いている範囲では、財務局が取り扱うといふようなことを聞いておりますので、これは大蔵大臣にお願い申し上げますが、これからの仕事の関係もございまして、大蔵関係の労働組合で結成している大蔵労連との間に入つて話を十分聞いていただきたいことを要望申し上げておきたいと存じます。

さて、時間もありませんので、次に入らさせていただきますが、葉たばこの問題について総理の見解をお尋ねしておきたいと存じます。

私は、葉たばこの問題を論ずるに当たりまして、次のような見解を持っていますのであります。が、間違ひでございましょうか。確かに葉たばこといふものは食糧といふような枠組みの中から考えればおかしいと思うんです。これはおかしいかもしれません。しかし、農業とか農政という立場から考えれば、葉たばこといふことも、日本農業の構造の中から出てきている縮図だと思ふんです。例えは葉たばこが割高だといふことがよく言われ

ますけれども、東南アジアみたいな開発途上國との間の割高論を言うのであれば、それは日本の近代的な生産性や経済の膨らみとの関係です。アメリカとの関係を比較するのであれば、あつちは大な土地で生産性向上になり得る構造的な条件にあるわけですね。我が国はそれに對してどういふうにしたらいいでしょうか。つまりこれは葉たばこに限らず全体的な農業の持っている問題点だと私はまず考えます。

その次は、たばこ耕作といふものは、私は何回も言うんですが、いい悪いはともかくとして、現実には耕作作物では米に次ぐ第二位の作物です。農作物では第六位から第七位です。それだけ地域経済や地域の雇用マーケットに對して寄与している現実の事実といふものが私はあると思ふんです。

それからもう一つは、全国にまんべんなく、東京、大阪を除けば、あります。私も総理がせっかくおいでになるといふから群馬県も調べてきました。群馬県には二百六十七人の耕作者がおります。竹下さんのところには千三百人も現実にいるわけですね。非常に広範囲にわたっているといふことが一つ。広範囲にわたっているといふことは、大型農場に適しているところもあるけれども、また逆に言えば、たばこの作物しかできないといふところもあるんだと思ふんです。それが全国に散らばっているという実態です。

もう一つ述べたいことは、先ほど青木先生からもお話がございました、私は逆な意味でたばこ耕作者といふのは農家らしい農家であると言っているんです。農家らしい農家である。つまり、その一つは専業農家の率が多いということ、二つ目は農業収入依存度が高いということ、三つ目は共同組織への参加率が高いということ、四つ目は雇い入れている雇用率が高いということ、五つ目は一戸当たりの耕地が広いということ、それから六つ目は十アール当たりに対する固定資本額が他の農業よりも高いということ、そういうような状況を捉えれば、たばこ作と逆なことがなかなかでき

にくいということを意味していると私は思うんです。そういう状態にある現実を私は見逃してはならないと思ひます。

さて、二つ目は、先ほどアメリカと東南アジアの問題を申し上げましたが、私は日本の農業の現状を考えたときに、時期尚早論を私が言うのは、一つは過剰在庫というものを解消していつてほしい、二つ目は職員の年齢構成というものを十分に考えた上で無理なく転換できることを見詰めるよう、三つ目は喫煙と健康の国民的なコンセンサスを得る必要がある、本来であればこの三つが解消されているときに自由化に踏み切ることが一番いい。その意味で私は三年早いと言っているんです。しかし、そのこともできず、六十一年の四月一日から突入することになります。過剰在庫を抱えたまま新会社への突入です。

私は、新会社になった状態の中で——先ほどの御議論じゃないですけども、米が余ればしょうちゅうにでもアルコールにでも変えることが出来ます。しかし、米はたばこは肥やしにもならぬです。それを国民の税金で支えろといったって理屈が立たぬです。これは。そういう意味で、農家も新会社も自助努力は積極的に続けなきゃならぬと思ひます。当然のことだと思ひます。しかし、総理、どうでしょう、過剰在庫の問題、これからシニアが食われる部分、ソフト化に入った原料の低下の部分、それを全部新会社に持たせるということはどうでしょう。今、従価率に直して四六・何%かの率で合意したでしょう。それは米たばこ価格も含まれているからその率でしょう。しかし、米たばこは耕作の問題を考えると、面積が大きくて過剰にできるという問題と、この対策が大きい生活に保障しなきゃならぬと思ひます。その生活は生活なりに保障しなきゃならぬと思ひます。それから大きな面積であつて過剰に入るといふ問題は、これはこれなりに対策を考えなきゃいかぬと思ひます。いずれにしても、新会社が原料の上り部分は全部ひつかぶるということにな

ります。それは大変過酷じゃないかと思ひます。そこで私は総理にお尋ねしたいんですが、農政負担部分とか社会的政策の部分は政府が補うべきじゃないですかというのを述べてきたんです。

本会議のときに総理に述べました。そうしたら答弁のときに、それは新会社であつていつたらいじやないかというお答えだったんですが、私の今述べてきた日本農業の今日の現状や米たばこ農業の現状や激変緩和の問題を考えたとき、新会社に対して競争の激しい荒波に突っ込まれるときにそのまま全部新会社に持たせるのかという意味を考えて、農政負担部分についてどういふ見解をお持ちでございましょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) たばこ産業の問題になります。たばこ耕作の問題というのは今切り離さない重大な問題であります。たばこ耕作者の問題というものは一種の農業問題であり、また社会問題でもあると思ひます。おっしゃったような特質は我々にも十分考えられると思ひます。しかし、でありますからこそ、全量買入れということをして法的にも書いてある、保障しておるわけでございまして、その点は前と変わらないわけでありまして。

そのほか、公社からこの会社に移行することによって、企業経営あるいは工場管理万般にわたった合理化、効率化を行つていただいて、そして競争力、対抗力を持たせ、生産性を向上さしていただくようにしていきたい、それが競争原理の導入という形で進んでいくであらう、そう考え、これで新風を吹き込んだわけであります。その点は競争という形にもなるんでございまして、ですから今度、会社にお入りになる方々もその点は覚悟していただいて、そして十分闘うだけの気持ちを保持して一生懸命おやり願ひたいと私は思ひます。であります。でありますから、いわゆる農業問題というものについて国家的保護や助成を行うという考えはございせん。これは全量買い上げという形におき

ましてある程度そういう点は維持しておるわけでございまして、今後とも会社との話し合い、あるいはそのほかによりまして御努力を願ひたい、お願いをいたしたい、そう考えておるわけでございまして。

○鈴木和美君 私の聞き方が悪いのかもしれない。もう一度尋ねたいと思ひますが、農政負担部分というふうな言葉を使うときに、農政負担部分とは何かという定義がはっきりしない、なかなか共通の土俵で議論できないと思ひます。私は、農政負担というときに、一つは、先ほど総理は全量買い上げ制度だから担保している、保障しているというお話ですが、私はそう思ひないんです。全量買い上げ制度というのは、裏を返せば、これは集約的調整なんです。なぜかという契約なんです。余るものを買い上げ制度、こう言うのと何かえらひ保護をされたみたいな感じになつてゐるんですけれども、私はそう思ひないんです。ただ、必要なのはつくつてもらうように使用にならない部分は外して買いますよ、それは当たり前だと思ひます。製造独占ですから売るところがないんです。そのときに農政負担部分という言葉をいうときは、つまり減反とか減産とかをやるときに、そのときの補償金とか奨励金なんかも農政負担部分でしょう。今度は品質改良のために土壌とか構造を変えなきゃならぬというふうな改善事業というのもありましょう。そういうふうなもの、農政負担部分というのがあると思ひます。もう一つは、米と同じように、俗にいうわゆる政治価格ですわ。そんなことでやられたら大変だ、新会社はたばこだ、というふうなことがあるわけでありまして。

したがって、その二つの意味から、先般、連合委の中でも議論がありました。農水大臣は前段の方は従来と同じようにやりましようというお答えでございまして、そのところを区分けして総理からもお答えをいただければ大変ありがたいです。

○国務大臣(中曾根康弘君) 私は一般論として申し上げておきますが、ともかく公社からこのような株式会社形態に移行するというについては、民間的手法を取り入れてできるだけ効率化させよう、そして経営にむしる責任体制を持たせよう、そういうふうな考えに立ちましてやっています。したがって労使関係においても、あるいは耕作者組合との関係においても、新会社が責任を持つてこれを処理していく、それが望ましい形であると思ひます。余り国家的統制や関与はしないという建前に立つてやっております。いろいろ助成や何かというものが出てくると必ず国家的統制とか関与というものが生まれやすいものです。うものとして合理的経営を促進していただきたい、そういう念願に燃えておる次第なのでござい

私は農水大臣がどういふ答弁をしたかよく知りませんが、その辺の分界点というふうなものには非常に専門的、技術的なところになりますから、これは政府委員から御答弁させていただきますと思ひます。

○鈴木和美君 本件についてなお付言しておきます。答弁は要りませんので、どうぞ頭の中に入れておいてほしいと思ひます。

本委員会において私もこの問題を取り上げて、竹下大臣の答弁もいただきました。大変難しい問題であるけれども、いろいろな意見を踏まえて勉強してみようということで、今直ちにどうだということはありません。なぜならば、新会社はあの税率で決めてスタートするんですから、今直ちにどうかということ、私は述べた通りではないんです。これからの推移を見ながら、新会社に一律に負担がかからないような方向においてどういふ方策がいいのか、ぜひ検討していただくように要請を申し上げておきたいと存じます。さて、次の問題は労働問題でございまして、この労働問題につきましては、先刻、赤桐同僚委員からすべて質問がございまして、竹下大臣か

らもお答えをいただいたのでありますが、私流に言ひましてこういうふうな理解してよろしゅうございましょうか。

現在、日本専売公社に勤めている職員が新会社に移行するときは、現在締結してある労働協約はすべて原則的にこれは移行する、それから二つ目は、新会社移行後の新しい合理化問題などなどにつきましても協定は、合理化協定の精神にのつとつて、近代労働関係すべて話をしていくというように考えているというお答えであつたといふことに理解をしておりますが、竹下大臣、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) このたびの改革において専売公社を株式会社形態に改組して、労働関係につきましても労働三法を完全適用する、こういうことでございまして、すべて労働条件の決定等は労働双方の交渉にゆだねられるべきものでありまして、労働協約の内容についても労働の協定によつてこれは決定されるべきもの、このように理解しております。

○鈴木和美君 我が党としての最後の締めくくりを竹下理事にお願ひ申し上げてあります。

私はここで自分の最後の感想でございますが、何といつても、甘いと言われれば甘いかもしれませんが、私の経験によれば、長い八十年間の歴史の中で荒波に突入するわけでございまして、私は専売公社総裁以下、全く腹を固められて、新しい職員と国民の期待にこたえられるように積極的に努力してほしいと思ふんです。

そういう意味で、総理並びに大臣におかれましてはあらゆるところで、原則は原則としながらも、新会社が健全に発展するようにあらゆる御配慮をいただくとお願ひ申し上げまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○竹田四郎君 私は、あと残された時間、質問、総理にお聞きしたいと思ひます。

私は、今度のこのたばこの審議を通じて、この新しい会社の置かれてある実態というのはどうもとつとひどいんじゃないのか、こういうふう

に思ひます。

その一つは、外国のたばこの葉に比べて日本のはたばこの葉がコストが三倍もするというのが実態のようであります。しかもそういう葉が一年分も余分に在庫がある。しかもこういう中で流通分も余分になって自由輸入ができるということになった場合に、果たして今まで専売公社という温室の中でたばこを売っていたような、そんなのんびりした競争が一体あるだろうか。例えばマージン一つとつてみても、私はかなり厳しいマージン競争、シェアの競争というのは恐らく行われるだろうといふことをこの前も述べてまいつたわけでありまして。

先ほども鈴木委員から小田原工場の話が出たと同じようでありまして、特に都市的な地域におけるマージン競争というのは極めて厳しいだろう、こういうふうな思ひます。そういう中で、公社はこの席において、シェアは五割ぐらいだといふことをずつとつておられたわけでありましてけれども、私はいろいろ他の方面から聞いてみますと、そんなことじゃとてもおさまらない、恐らく一〇割は突破するだろう、こういうのがその筋の皆さんのお話であります。

この前、一本のコストについて鈴木委員が質問いたしました。一本の平均コストが三円だといふお話であります。この中には、恐らく販売促進費から何からいろいろ入つていゝと思ふんです。ところが、販売促進費を外国と日本と比べますと、日本は温室の中だから要らない、向こうは販売促進費をはるかに何十倍とかけている。たばこといふのは、竹下大蔵大臣に聞くと、竹下大蔵大臣は一つの銘柄のたばこをいつまでも吸つていゝといふわけでありまして、ある意味ではたばこなんて、これはど共通的な、味も似ていゝ、においも似ていゝという商品はないと思ふんですね。

他面から言えば、私はイメージ商品だと思つております。三浦友和の「俺の赤」というポスターになるとたばこはぱつと売れる。あるいはかつてのピースのデザインであれば世界的にピースは輸出

できるようなことになる。そういうことを考えてみますと、最近の日本の公社のそういう意味でのイメージアップというのは、何といひますか、世界的な競争に勝つていゝ状態では私はないと思ふんです。町を歩いて見ればわかる。若者が持つていゝたばこのバッグといふのは大体ラウクですよ。マイルドセブンとかあるいは新しいたばこのバッグなんてのは余り見ないです。これ一つ見ても、いかに外国のたばこ資本の力といふのは大きいのか、こういうことを私は痛感せざるを得ないわけですね。

そういうことを考えてみますと、どうも私は、今の公社の理事の方々が全部次の会社の役員になられるかどうか、それはわかりませんが、もう少ししつかりしてもらわなくちゃいかぬ。それでないと、たばこは、私は今は吸ひませんが、財政物質なんですよ。国の収入に大きく影響する都面といふのは多いわけですね。今日でも中央、地方を合わせますれば一兆有余の金が入つてくるわけですね。こう考えてみますと、私は新会社が新しく発足するに当たつて、これが本當に育つていくのかいかにいふのか、このことによつて金の卵を産む鶏になるのか産まない鶏になるのか。恐らく三年ないし五年の勝負であらう、こういうふうには思ひます。

そういう意味で、大蔵大臣はこれから新発足する会社がどんな状態だろうかとイメージをお持ちだろうと思ふんですが、その辺はどんなふうでございましてか。

○国務大臣(竹下登君) 私は、まず端的に感じますのは、恐らく一つの法律案で衆参両院を通じてこれだけ長い時間各方面から御議論を賜つた法律案は余り例がないんじゃないかと思ひます。

で、その間の議論を聞きながらさきさまの私なりにイメージの変化がございました。しかし、各方面の熱心な意見を体しながら、そしてまさに新会社の持ちます自主性尊重の立場から、労働双方並びにたばこ産業の大きな集団である併作者団体あるいは小売人、それらが相互理解の上に立つて

お互いの経営の合理化、効率化といふものを目指していったならば、印象というとな非常に表現が難しいんでありますが、まあほのぼのとした明るさといふものが期待できると、こういう今日時点の認識を持っております。

○竹田四郎君 総理はどうですか。総理はこの二年ぐらいは恐らく総理の座にいらつしやるでしようし、新会社がその間相当な基礎を固めると思ひますね。まあ大蔵大臣はもう二期おやりになったからどうなるか、この次はわかりませんが、総理は恐らく二年おやりになる。ですから、竹下さんがおかりになつても、中曾根さんは新会社については恐らく大きな責任を持たざるを得ないような定めになりそうだと思うんですが、特に総理大臣の御印象を聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 竹田さんは簡単に物を言われますが、私にかつて竹下さんがなるかもわかりませんが、一寸先はやみでありまして何とも、何が起るかわからぬと思ふのであります。

しかし、おつしやるように商売の道は非常に厳しいと思ひます。特に外国資本が入つてくるたばこの流通過程、流通面といふものを見ますと、これは本當にふんどしを締めて熾烈な戦いに勝ち抜く決意を新会社の幹部も従業員も皆さんもしていただかなきゃならぬし、政府といひましたも、それ相応の消費税をいただかなければならぬわけでございますから、このたばこ産業株式会社をつぶしてはならぬし、収益が上がるように我々は側面からまた見守つていかなければならぬ。国の大事な財産を実は運営していただいております。国の大蔵大臣にこの役員になつた方々におられます。それだけにこの役員になつた方も、あるいは従業員になつた方も、ひとつ労働協約のもとにふんどしを締めて、自主的な立場を堅持しつ、しつかりやうていただきます。しかし、そういうふうな新しい風が入つてきますれば、新しいアイデアなり商法も生まれてくるはずであ

つて、ちょっと批判がましいことになりましたが、いわゆるお役所仕事で続けたら、これはいかぬ。そのために株式会社という名前になるわけでありまして、そのために予算統制をできるだけ排除して、労使の責任体制を持つていただくという体制に切りかえるわけでありまして、それにふさわしいような経営をやつていただきたいと考えております。

○竹田四郎君 総理がそういうつもりで新しい会社の幹部に激励していただくことは、新会社にとつても私は非常にいいことだと思ふんですけれども、しかしそういうことも純粋な民間会社じゃないんです、特殊会社でありますから、政府の監督というものがいろいろな形でかかっているわけですね。例えばさっきの小売のマーチンなどにいたしまして、一律にくるのか、部分的にくるか、私はわからぬと思ふんです。あるいは後で若干述べますけれども、新しい事業範囲の拡大にいたしまして、どんな仕事が出てくるかということとはこれからの勝負だと思ふんです。そのときには、例えばマーチンのときに、あそこは少しマーチンをつけ過ぎるじゃないか、こっちは少しマーチンが少な過ぎるじゃないか、同じ小売人に対して新しい会社はマーチンのつけ方が違ふじゃないか、こういうような批判というのは役所の方から出る可能性が私はあると思ふんです。

それから中央研究所なりあるいは平塚の試験場が持つておられる新しい技術、これは今まで私は少しおろそかにされていたと思ふんです。もつとこうしたいような技術が、たばこだけでなくて、たばこ以外のところにもそういう技術が応用されるものがあると思ふんです。またそういう場合には、例えば新しい仕事をやれば、それは民業圧迫だ、特殊会社が民業を圧迫するのはけしからぬじゃないか、こういう議論というものは出やすいと思ふんです。

それからたばこの種です。種というのは、今までたばこというのは専売公社の許可でしかつくっておりませんから、専売公社で与えられた種しか

つくれなかつたわけですね。しかし、これからつくることが自由でありますから、あつちこつちから種が入つてきます。しかし、専売公社はあつちこつちから種が入つてくる特殊な種は出さない、こういうことになるかも知れません。そういう可能性が私にあると思ふ。そのときには、おまえは種を独占しているじゃないか、特殊会社のくせにけしからぬじゃないか、こういうものが出やすい。そのときに役所が言うことは、大体今までそういうことを言つてきた。そういうことも私は、今後の会社を考える意味で、最後になればわかりませんけれども、最初のうちはそういうことを言つてもらふというところは事業範囲の拡大にならないんじゃないか、こういうふうに思ふ。

それからもう時間が来ましたから言つてしまつて、あと御回答があればいいと思ひますが、なれば結構でございます。例えば新しい会社になつても、今までに比しますと法人税は払わなくちゃならぬだろうし、資本金が幾らになるかわかりませんが、これも一割配当として一千五百億の資本金だとすれば、百五十億は払わなくちゃならぬ。これは全部政府に入る。そういうことを考えてみますと、私は新しい会社の利益というものはそうたくさん出ないんじゃないかと思ふ。

でありますから、今ここで特に総理にお願いをしておかなければならぬのは、金の卵を産む鶏を今つくるわけでありまして、私は自分の間はいろいろな形でこの新しい会社に、もう少し消費税を上げるとか、もう少し臨時特例金、特別な納付金を納めるとか、こういうことはちよつとやめてもらいたい。もう現に今特別納付金ですか、一本当たり三十四銭、財政危機だからということを取つておりますけれども、これだつて一千億です、お金は。こういうものも五十九年度で終わるわけでありまして、新会社の発足については、私はそういうこともひとつこしぱらく我慢して、金、金の卵を産む鶏を本場に育てていただく、こういう立場に総理が立つていただきたい。

こういうふうに思ひますが、どうでしょうか。○国務大臣(中曾根康弘君) 趣旨には全く同感であります。この新会社がたくましく育つように我々も側面的に協力すべきであると思つております。しかし、一面においては消費税をいただく、そういう形にもなり、また法人税もいただくという形にもなると思ひますが、いわゆる専売納付金の今までの範囲内、その範囲内において消費税、要するに負担率というものを考へていきたいと、そのように原則的に考へておる次第であります。

○竹田四郎君 終わります。

○塩田啓典君 それでは総理にお尋ねをいたします。

中曾根総理は臨調スタートのときにはたしか行政官理庁長官として、以来行政改革には一番関係もあり、大変力を入れてこられたと私は理解しております。その中でありますが、そういう点で今回の法案が臨調答申の内容とは変わつてきておる、何点かあるわけでありまして、そういう点について総理はどのように今度の法案を評価しておるのか、これをお伺いいたします。

○国務大臣(中曾根康弘君) 臨調答申の趣旨は、一つは労使双方の自主責任体制の確立、そういう意味においてできるだけ経営側については経営にまつて自主性を持たせる、項末な予算統制を排除するということ、それから労働関係においては労働権を回復する、そして両者が張り切つた経営、運営をやつていただく、それが一つの眼目であつたと思ひます。

それからもう一つは、競争原理を導入して、そして自由競争な経営あるいは刷新、合理化というものもやつていただく、そういう二つの面があつたと思ふのであります。つまり効率化、合理化、競争原理の導入という面と二つが臨調答申の趣旨で、これは実行していると思ふのであります。しかし、実行してない点はどこにあるかと言わ

れますれば、葉たばこの全量買い付けの問題とか、あるいはそのほか幾つかの問題があると思ひます。これは日本のたばこ産業の現状にかんがみまして、大きな激変緩和措置と申しますか、そういう配慮をしなければならぬ情勢のもとに、現実認識に立つてそういうことをやつたのであります。この点は臨調の皆様方にもよく御認識願ひたい。あるいは小売店の問題、指定の問題も同じであります。みんな為政者当局としてはそういう配慮をしつづけるのが穩当である、こう考へて今のような措置をとつておるわけでありまして。

○塩田啓典君 私もそういう点では総理のお考えを理解いたしまして、今回の法案に私たちが公明党も賛成をするわけでありますが、ただ、先ほどお話をいたしましたように、今後の自由化に伴つて外国たばこ産業がどういう状況で日本に来るか、そういう点を非常に憂慮しておるわけでありまして、先般当委員会の参考人、臨調第四部会長代理であつた岩村さんという、現在読売新聞社の客員研究員の方であります、その方の御意見は、特殊会社であれば附帯事業あるいは目的達成事業、こういうものにもおのづから限界がある。また先般の連合審査においても、新しくできた日本たばこ産業株式会社がいろいろな面で民業を圧迫しないかというふうな論議がありました。それに対して大蔵大臣あるいは専売公社の総裁も、そういう民業圧迫にならないように配慮していくという、こういうふうなお答えがあり、政府が出資しておる特殊会社であれば、私はそういう配慮も当然じゃないかと思ふわけでありまして、そういうことが競争力をつける上で足かせになるのではないかと。そういう意味でさっきの岩村さんは、将来は民営化を目指すべきである、こういう御意見だつたわけでありまして、そういう競争力をつける上で足かせになる心配はないのかどうか。そういう点は総理はどうお考へになりますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) たばこ産業というこの産業は、耕作者あるいは小売店という日本獨特の社会構造上の問題も抱えておりまして、完全に

民間商法を取り入れてやるということは現実的にそれは妥当ではない、そういう情勢にあると思っております。しかし、できる限り、外国商品も入ってくるわけでありますから、競争原理のもとに打ちかつような経営の合理化、刷新あるいは新しい商品の開拓とか販売流通方式の改革とか、そういうこともやってみようという考えを持っております。

日本の現状から見ると、たばこ産業株式会社にあつては、一年の葉たばこを既に持つておるというやうなハンディキャップを持つておるのであつて、そういう点は今の専売公社と同じことではありますけれども、我々は認識しておかなきゃならない。何も好んでそれをやっているとわけじゃない。日本の農業の現実から見てそういうことでありますから、そういう点はよく我々も理解していかねければ糧食な政治とは言えないと我々は思っております。

ではありますけれども、会社の役員や従業員の皆様は、今度は会社になるわけでございますから今までのやうな公社とは違ふ、新しい意識を持つていろいろな創意工夫を思い切つてやつてもらつて、そして自分たちの進路を開いていっていただきたい。政府もそれを期待しておるということを申し上げる次第なのでございます。

○塩出啓典君 総理及び大蔵大臣は、今回の特殊会社の形態は恒久的な形態である、こういう御答弁と理解しておるわけでありすが、私も願わくばこの形態を続けてもらいたい。そのことを願つておるわけでありすが、しかしビッグスリーと言われるたばこ産業等がかなりたばこ以外の兼業をして、そういうやうないろいろな強い基盤をバックに來る。そういうものに對抗していくためには新しくできたたばこ産業株式会社に対抗上もつといふことをやつていかなくちゃいかぬ。そういう場合には、現在の特許会社ではなかなか難しいという場合もあるんじゃないかと思うんです。経済は常に変動するわけです。そういうやうな意味での見直しというか、こういうものを

常にやつていく可能性はあるのかどうか。これは大蔵大臣と総理と両方にお尋ねした方がいんじゃないかと思ひます。

○國務大臣(竹下登君) 確かに塩出さんは、今の割高な産業を抱えておる我が国のたばこ産業の事態からすれば、とにかくも製造独占、これは民間・分割の前提として考えるべきでなく、恒久的措置として位置づけることはそれなりに結構であらう。しかしながら、言つてみれば、いろいろな手かせ足かせになつて、競争力というものを十全につけ得ないやうなことがあつてはいかぬ、こういう御心配から関連事業等々に対する問題についての御言及もありましたが、関連事業等々につきましては、可能な限り自主性の上に立つて私どもが認可するにいたしましたけれども、当然のこととして事前に民業圧迫とか、そういうことについての配慮を新会社自体もなされながら協議していくことでございますので、私はその点は大きく心配することはないであらうというふうに考えておるところであります。

しかし、いづれにしても、いかにビッグフォーとは申しながら、ビッグスリーは強敵でございます。これらがいろいろな石油業務から海運業から、スーパーマーケットから、そういうことをやつておるといふ実態はよく認識しながら、国内においてはまず、そして国際的にも、競争力をつけていくための目的事業あるいは附帯事業等については、今後新会社で十分考えられ、私もそれに対して大きな関心を持ちながら自主性を尊重して競争力というものの足かせになるやうなことをしてはならぬというふうに考えておるところであります。

○國務大臣(中曾根康弘君) 今回の改革は、この法案で示してありますやうに、製造独占、それから薬たばこの全量買い上げ、こういうことは暫定措置ではない、そういう考えに立ちまして法案を提出しておるやうなことでございます。

たばこ産業株式会社という名前にも示されておりますやうに、民間的手法を取り入れた効率的経営、そういうやうなことを非常に基本的に念願しております。そういう面から附帯事業等につきましても、民業を圧迫するやうな不当なことがない限りは、できるだけ新会社が健全に育つやうに配慮してやるべきものである。政府としてはそのやうに考えておる次第でございます。

○塩出啓典君 日本はたばこの原価の六割を占める薬たばこのコストが非常に高いわけでありすが、これは今後努力するにいたしましたけれども、ある程度限界がある。そういう意味で関税率二〇%の維持というのには私は非常に大事じゃないかと思うんですが、大蔵大臣の今日までの答弁では、今回の法案の改正で諸外国も納得をし、さらに二〇%も妥当な値であり、これをさらに下げるやうな心配はないと、こういう御答弁であつたわけでありすが、総理としてこの二〇%は恒久的に守れるという自信はありますか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 関税率の問題は、国際水準の問題として関連性を持つておる問題であると思ひます。我々は外国との比較におきまして、日本だけが著しく不当に関税率を下げるというやうなことはやるべきではない、それではたばこ産業関係に大きな打撃を与えるであらう、よく知つております。二〇%という数字はアメリカと同率でございますから、そういう国際水準をよく見きわめつつ国際的な非難が起きないように我々は配慮しつつ今後研究していく、検討していくということであると思つて、これが永久不動であるというやうなことは言い過ぎであると思ひますけれども、国際的均衡というのを考え、そして外国から非難を受けないように我々は配慮しつつ、日本のたばこ産業を守つていく、そういう考えに立つて実行してまいりたいと思つておる次第です。

○塩出啓典君 この法案が成立いたしますと、設立委員でございますか、そういう人が選ばれて、そして新しい会社の定款づくりとか始まるわけでありすが、この新しい会社の役員はスタートの時点ではまあば専売公社の皆さんが横滑りし

いうか、そのやうに理解していいのか。それと今後の三大ビッグメーカー等とのやうな競争の中において民間的な競争の考え方を導入する上において、民間人を役員の中に加えるとか、そういうことも場合によつては当然考えるべきである。これは自分の間は株主が国でございますから、その程度のこととはやはり考えてもいいんじゃないかなと思ふんですが、その点は総理のお考えはどうでしょうか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 新会社が設立されるときには当然設立準備委員会というものがつくられまして、その準備委員会においていろいろお考え願うという形になると思ひますので、政府としては目下全く白紙の状態で臨むべきであると考えております。しかし、公社からこのやうなたばこ産業株式会社という方向へ移行するという意味は、民間的手法を取り入れて労使自主責任体制のもとに活発な経営をやつてもらいたい、そういう考えで、いわゆるお役所仕事を排除するという意味も大きくあるのであります。したがつて、そういうことに適した人はなるのが好ましいと、そう思つております。しかし、一面において、この仕事の継続性というものもありませんし、安定性というものもありません。ですから、そういう諸般の問題は設立準備委員会においていろいろお考え願ふことである、そう考えております。

○塩出啓典君 私は、この新しい会社が臨調の精神の方向に向かつて、合理的、また活力を持つて前進されることを特に希望するとともに、政府としても、余り関与せず、できるだけ自由にしてやつていただきたい、このことを強く要望しておきます。

新会社の政府保有株式の公開、この放出の時期については、どういふ状況になつたときに放出をするのか、これを大蔵大臣にお尋ねいたします。

○國務大臣(竹下登君) これは三分の二と仮にいたしましたも、三分の一は直ちに売らなければならぬというものはもとよりございせん。政府保有株式の放出につきましては、新会社の経営の

実験、あるいはたばこ事業の実態等を総合的に勘案して行われるべきものであろうというふうな考へております。輸入自由化後の新会社の事業規模、それから業たばこ業の規模など、現段階でははっきりとした見通しをつけがたいものがありますので、公開時期について明示することにはなかなか難しい。国会においていろいろ御議論が行われましたようなものもろの点を勘案しながら、これはまさに慎重に対応すべき課題であるというふうに理解いたしております。

○堀出啓典君 これは総理にお伺いをいたしますが、現在通信委員会が審議しております電電法案にも関連するわけですが、将来この株の売却収入をどうするかという問題と、またそれをめぐっていろいろ利権争いがあるような、こういうような話も聞くわけでありますが、こういう電電公社あるいは専売公社の長年の努力によつてできた国民の財産とも言うべきものであります、この株の放出についてはどういふ姿勢で総理としては臨まれるのか、この点をお伺いしたいと思います。

それともう一つは、この使途については、いろいろきょうの新聞にも、郵政省の方が、これを全部財政再建に使うんではなしに、別な基金をつくつて、もちろん財政再建にも使うわけでありますが、これからの通信技術の振興のために使うという、こういうような案も出ております。私も、そういうことも大事ではないかと思うんであります、この将来の売却収入の使途については現段階においてはどのようなお考えであるのか、承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(中曽根康弘君) 新会社の資産は、国民の共同の財産、長い間国民の皆さんが蓄積してきた遺産でもありますし、現有財産でもございませう。そういう意味におきましては、国民の皆さんが納得できるような処理をすべきである、一部に偏在するようなへんばなことをやってはならぬ、公平、公正を旨とした処理がなされるべきである、そう思います。株式の処理につきましては、いづれそういう時期が来しました場合には、公正な

手続を経て、国民監視の中で、だれが見ても納得するというやり方でそれはやらなければならぬ、今申し上げたような方針に従つてやるべきである、そう考えております。

それからその益金をどうするかということでございますが、売却益金というふうなものは、これはまた国民の財産でありますから、これは国庫に収納されるべきものであり、それは国民がまた納得する、国益に沿つた方向でこれは使われるべきものである、そう思います。今、何に使うか、何に使うかということは言うべきでもないし、またその時点に立つて、そのときの財政や経済やそのときの国策上の必要性というものを考えて、国民が納得いくやり方で処理されるべきであると、こう考えております。

○堀出啓典君 先ほど申しましたように、総理は、行政管理庁長官の時代から、臨調あるいは行政改革に関与し、そしてその指揮をとつてきたわけでありましたが、今日振り返つて、我が国の行政改革についてはどのように評価をされておりますか。

○国務大臣(中曽根康弘君) 臨時行政調査会がつくられました、土光さん以下の委員が非常に精力的に御努力を願ひまして、また国民の圧倒的な御支持をいただいた、五次にわたる答申をいただきました。政府といたしましては、その答申のたびに、これを最大限に尊重してこれが実現に努める、そういう声明を發し、おのおのの時に従つてその手続を決め、また実行すべき目標を決めて一つ一つ実行してきたつもりでございます。しかし、国民の皆様方から見ますれば、まだやり足りない、国民の皆様方から見ますれば、まだやり足りない、御批判が厳しいあることもよく承知しております、私たちの力のあらざるところを恥じ入るのみでございます。

しかし、今回の処置は、昨年の秋の国会に七つの重要法案を提出いたしまして全部成立さしていただきました。そして国家行政組織法以下の改正も行い、総務庁の設置も終わりました、一歩ずつ前進させていたでいるわけです。年金の統合の問題もまた同じように、公的年金において一歩ずつ前進しておるわけでございます。今回は三十に及ぶ重大法案を提出いたしまして、健保以下この専売あるいは電電等々いろいろな法案を提出して御審議を願つておるところでございますが、これらの仕事を着実に実行いたしまして、そしてかねての手順に従つて行革大綱に従つた方向で一つ一つ今後片づけてまいりたい。次の大きな問題は国鉄という問題があると思ひます。あるいは、さらにその前に補助金の問題であるとか定員の問題であるとか、まだ幾つかの問題もあると思ひます。あるいは特殊法人の合理化の問題もあつたろうと思つております。それらの問題につきましても、順を追つて一つ一つ片づけていくように努力してまいりたいと思つておる次第でございます。

○堀出啓典君 私も中曽根内閣のいろいろな努力を認めないわけではないわけでありますが、しかしいろいろな努力にもかかわらず、現実問題としては、財政再建は余り進んでいない。と申しますのは、例えば特例公債依存体質脱却の年限も六十年からさらに六十五年に延びた。しかも、先般の財政確法においてはついに赤字国債の借りかえも認めなければならぬ。こういうふうにつじつま合わせ。最後の結論から見ると財政再建というのはまだだんだんおくれおくれである。しかし、これ以上の後退はもう許されたいんじやないか。赤字国債の借りかえを認めるという条件のもとで六十五年赤字国債脱却ということはどうしてもやらなければいけないと思ひますが、総理として、六十五年赤字国債脱却の見通しを申しますか、自信と申しますか、そういうものはあるんでしようか。

○国務大臣(中曽根康弘君) 六十五年赤字公債依存体質からの脱却がぜひ実現したい、全力を振るつて努力してまいりたいと思つております。予算編成のたびごとに赤字体質を減らさせようと思つて大いに努力しているところでございますが、最近公債の発行、単年度における発行というものは

はできるだけ抑制いたしてきておりまして、一兆とかあるいは六千億四角くらいずつ赤字公債発行の額を減らしてきております。その結果、単年度予算における公債依存率というものは二五％程度まで落ちてきています。この勢いでさらに進めてまいるように努力をしてまいりたいと思つております。

しかし、GNPにおける公債の累積率というものを見ますと、過去の公債発行というものがいかに大きく、重症の状態でのしかかつてきておりまして、これはたしか四五％以上になっていて、これはないかと思ひます。これは世界でも相当重症な部類に入ります。そういう面から国債費の項目等見ますと、これもふえてきておるわけであります。こういう中で、せつかく単年度の国債発行率を減らしていく努力はしておりますけれども、過去の重圧のしかかつてまいりまして、四苦八苦しながら今財政処理をやつておるわけでありますが、この構えを崩してはいけません、あくまで公債依存率を減らし、そして一定年限以後には汗を流しておかなければならぬ、さなければならぬう業がいままでも続いていく。そういう責任感を持ちまして必死に財政処理をしていかなければならぬ。そういう努力をしてこれからいろいろな経済政策あるいは歳入歳入の合理化等々懸命な努力をしてまいりますれば、六十五年赤字公債依存体質からの脱却ということはずしも不可能ではないと思つておるわけであります。それは、今のよううに二五％に減つてきたというところによつてもある程度努力をして成果が上がつていくということが見られるのでございまして、今後ともこの努力を継続してまいりたいと思つておる次第でございます。

○堀出啓典君 これは大蔵大臣にお尋ねをいたしますが、先般、昭和五十九年度の財源確保法案が本委員会でも成立したときの附帯決議に、「昭和六十五年を目標とする特例公債依存体質からの脱却は、現下の財政における最優先課題である。し

は、GNPにおける公債の累積率というものを見ますと、過去の公債発行というものがいかに大きく、重症の状態でのしかかつてきておりまして、これはたしか四五％以上になっていて、これはないかと思ひます。これは世界でも相当重症な部類に入ります。そういう面から国債費の項目等見ますと、これもふえてきておるわけであります。こういう中で、せつかく単年度の国債発行率を減らしていく努力はしておりますけれども、過去の重圧のしかかつてまいりまして、四苦八苦しながら今財政処理をやつておるわけでありますが、この構えを崩してはいけません、あくまで公債依存率を減らし、そして一定年限以後には汗を流しておかなければならぬ、さなければならぬう業がいままでも続いていく。そういう責任感を持ちまして必死に財政処理をしていかなければならぬ。そういう努力をしてこれからいろいろな経済政策あるいは歳入歳入の合理化等々懸命な努力をしてまいりますれば、六十五年赤字公債依存体質からの脱却ということはずしも不可能ではないと思つておるわけであります。それは、今のよううに二五％に減つてきたというところによつてもある程度努力をして成果が上がつていくということが見られるのでございまして、今後ともこの努力を継続してまいりたいと思つておる次第でございます。

たがって、政府は、この目標達成にいたる手順と方策を具体的に明らかにすべきである。先般、政府は来年度の予算の概算要求基準を発表したわけであり、国民の協力を求め、また政府の努力を示す意味においても六十五年に至る手順と方策を明らかにすべきだと思いますが、そういうものを明らかにする考えがあるのかどうか。それと、今大体六兆余の赤字国債は五十九年度で発行しておるわけであり、来年度においては一兆円以上、毎年一兆円以上減らしていけば六十五年にはゼロになるわけであり、そういうような考えであるのかどうか。この点はどうでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) まず最初は、六十五年脱却に至る手法をいまだ少し明確に示せ、こういう御意見であると思っております。今日までお示しいたしましたものは、一つの仮定的な前提を置いて、その中で要調整額というものを国会を通じて国民の皆様方にお示ししながら、その中でいかほどが財政削減によってこれが実現可能であるか、言ってみれば、最終的には国民の皆様方の選択をお願いする一つの資料として提供をしてきたわけであり、あります。

現実問題として、大蔵省の財政再建計画というふうなものは経済全体が流動的であり、まず中で、その一部である財政に対してきちんとしたものをとつくるのは困難な点がございます。しかし、たびたびの本院等における要請がございますので、私どもとしても従来御提出申し上げておりますところの後年度負担推計によるその要調整額というものを、例えば先ほど総理からのお話がありました、五十八年度決算におきましては、公債依存度は当初よりも確かに下がってまいりました。そういう努力の経過等をも踏まえてできる限り、最終的には国民の皆様方の選択でございますが、その選択の資料としていただくようなものを出せるだけ努力をしてみなさなうというふうな考へておるところであります。

それは残高で百二十二兆であり、これに一応平均の七%金利を掛ければ、後世代に対する負担は三百九十兆であります。仮に今、塩出さんもおっしゃいましたように一兆八百億円ずつ減額いたしました、昭和六十五年にこの赤字公債体質からの脱却をいたしましたらちよど百六十五兆になります。六十五兆が特例公債で百兆が建設国債という大ざっぱな計算になります、それを金利計算してみますと、五百十兆を六十年間にわたって後世代に負担を残すこと、そういうようなものもあるいは検討資料の中に御提示すべきものではないかな、こういう考へ方になつておるわけであり、あります。

いずれにいたしましても、厳しい道のりではございますけれども、理解と協力をいただきながら、後限りできないわけでございますから、この道を進めていかなければならぬ。それから一兆八百億円という、平均で刻んでまいりますとそういうことになり、その問題自身につきましましては、十二月予算編成の段階で経済、財政事情等、あるいは成長率の見通し等いろいろの問題がございますので、今から初めにウーン兆ウーン億円の減額ありきという形で今日時点で御提示するのは難しい問題であるかと思ひます。十二月の時点にならうかと思ひます。

○塩出啓典君 国債整理基金への定率繰り入れについてはゼロにするのか、あるいは全部入れるのか、あるいは新聞報道では五千億とか、そのあたりはもう決まっているんですか。これはどうされるんですか。

○国務大臣(竹下登君) その問題も予算編成の時点において諸般の事情を勘案しつつ総合的に検討すべきものであると思ひますが、あつて財政審等でも指摘があつておりますように、減額制度の方針はこれを堅持するということが、六十年版に全額入れないにいたしました、とりあえずその基金はそれなりの機能を果たし得るといふこと、六十一年度以降のことを考へれば、イーシーな道を必ずしも選んではならぬというふうな考へておるところであります。

うに考へておるところであります。なお、五十八年度の剰余金についての措置ということになり、これは今出たばかりでございますが、原則としては、当然のこと半分は入れます、なお大蔵大臣時代からの答弁で全額を入れる、こういうことに方針として、現時点で申し述べるならば、そのようなことであるかと思ひます。

○塩出啓典君 最後、もう時間がございませんで総理にお尋ねをいたしますが、今の大蔵大臣のお話のように、先般概算要求の基準を閣議了解しておるわけですが、来年度の国債発行をどうするか、定率繰り入れをどうするか、そういうことによつて要調整額も変わってくるわけであり、あります。そういう意味で、しかしごらんのように、内外からも公共事業をふやせとか、建設国債はいいいではないか、こういうような声もあるわけであり、私は六十五年脱却ということであるならば、そのあたり確固とした、余り細かいものではないにしても、国債の発行額はこうしていくんだ、定率繰り入れはこうするんだと、少なくともその程度の方針はある程度中長期的に立てて、もちろん経済の情勢の変化があればいろいろ変更することはいいと思ひますけれども、今のようないきなり場任せと言へば言い過ぎになるかもしれない、何となくそういう感じのするようないきなり決まらぬ感じが、もっと財政の姿を国民に知ってもらうことがまた協力を求めやすいことにもなつていくんじゃないかと思ひますけれども、そういう意味で来年度の予算についてはもちろんのこと、六十五年に至る手順と方策等についてはもう少し国民の前に明らかにするよう努力してもらいたい。私はそうすべきだと思ひますが、この点についての総理の御見解を承つて質問を終わります。

○国務大臣(中曾根康弘君) 塩出委員のおっしゃいますように、ある程度の見通しをつくることは我々も行なわなければならないものであると思ひます。ただ、現在の経済情勢、特に世界経済情勢というものは余りにも変動要因が多い点もございまして、そういう点も考へますと、そういう確かなものをつくる条件がなかなか生まれてこないでございまして。為替相場一つ見ましても、今のようないきなり変動しておるわけでありまして、そういう意味においてはその範囲内におきましてのできるだけ努力はしてまいりたいと思ひております。

また、十二月の予算編成を行うに当たりましては、六十五年赤字公債依存体質からの脱却という大目標、あるいは増税なき財政再建というこの理念を堅持しつつ予算編成を行つて、毎年毎年がその六十五年の目標に近づく踏み石になるような予算編成を毎年毎年実行していく、こういう考へに立つてめり張りの立つたやり方でやっていきたいと思ひております。

○近藤忠孝君 総理に最初に来年度予算の概算基準について質問いたします。最後まで大蔵、防衛の折衝の対象となつたのが軍費であり、七%の突出が決まつたわけであり、この際原防衛庁長官は、アメリカに對して努力の姿勢を示さなうならない、こう言つておられますが、総理も同じような立場ではないかと思ひます。

今回のこの概算要求基準の決定に当たつての政府と自民党の基本的な態度を私はこう見るんです。アメリカ大統領選挙を控えて日米間に防衛問題で波風を立ててはならない、そのために最もわかりやすい方法は防衛費の伸び率を前年度よりも伸ばすことだということだ。そう思ひますが、どうですか。

それからもう一つ、今回の概算基準について優先順位の高い選択を行ったということであり、結果的には軍事予算最優先、そして国民生活予算は二の次の次というところではないかと見ざるを得ません。世論調査を見ますと、民生の安定向上、それを求める声が大変強いんですが、この国民世論に逆行するのではないかと思ひます。いかがですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 今回の七%の防衛費の概算基準というものは、一つには防衛計画大綱の水準にできるだけ早く到達したいと、かねがねこれは国会でも言明し約束しておることを行わんとする一環として考えたものであります。アメリカを顧慮してやつたものではありません。

しかし、といっても、財政の状況があり、苦しい厳しい財政状況でございますから、それとの調和点も考えなければならぬ。そういう意味において、防衛計画大綱水準への達成という面と、それから財政的な厳しさというものの調和点を七%という数字で示した。これはそれでもうすべて決定したというわけではないのであって、要するに概算要求の基準であつて、最終的には十二月の予算編成のときにそれは確定され決めるべきものである、そういうことで御理解願いたいと思ひます。

○近藤忠孝君 しかし、国民生活の方は、今後の問題があるとしても、しかし大筋がこれで出まして、一方、今切実に民生安定を求める国民の声がある、今の段階ではそれにこたえていないじやないかと、こういう批判に対してはどう答へられますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 社会保障費の関係を見ますと、

〔委員長退席、理事岩崎純三君着席〕

昨年に比べましてことしはかなり大蔵当局も配慮いたしまして、厚生省に対して自助努力は要請しつつも、大蔵省としてはまたかなりの面倒を見た概算要求基準になっておるのであります。防衛費だけを見たところではないのであります。

そういうように、ある程度社会福祉関係の費用、それからODA、外国に対する経済協力の伸び率等々も考えて今のような数字が決められておるのでございまして、ちゃんとそういうようなバランスの感覚も持ちつつやっておるということを御認識願いたいと思ひます。

○近藤忠孝君 防衛費、それから対外協力費、エネルギー対策費、例年のやつですね。それから福

祉予算については当然増をむしろこれは削つておるわけなんです。しかしその議論は時間がないのでやめます。

もう一つは、増税なき財政再建は、これは総務会長の金丸さんの発言ですが、義務教育を受けたい日本人ならできつこないと思ふのが常識だと、こう言つておられます。またもう一人、政調会長の藤尾さんは、百二十兆の国債累積残高の原因について、これは第一次、第二次石油危機を政府が国民や経済界に責任転嫁することなく乗り切つてきたためだ、六十五年度赤字国債依存体質からの脱却のために国民や経済界が責任がないと言ふのは横着過ぎると。これは積極予算と増税を主張していることになるんで、結局、應酬の増税なき財政再建への自民党の政調会長あるいは総務会長からの大變痛烈なる批判だと思ふんです。先ほどから増税なき財政再建は断固維持しますと、こう言つておるんですが、総裁選給みもありますけれども、果たして維持できるんだらうか、そういう点が一つ。

それからもう一つ、本法案の関係で申し上げますと、これはこの間の財源確保法案でも議論になつたとおり、六十五年度赤字国債脱却について、総理はやりますと言つけれども、自信があるかと言へば、自信があるかどうかお答えにならなかつたんで、これはなかなか難しいということとは大体金丸さんの言ふとおりだと思ふんです。となりますと、電電やたばこ産業株式会社の株を放出することによつて、相当ある部分を考えているんじゃないか、今のうちからですね。その辺はどうでしょう。

○国務大臣(中曾根康弘君) 増税なき財政再建は不可能ではないと、私はそう思つております。臨調答申で言われている増税なき財政再建というものは何であるか、その定義を本院におきましても瀬島さんがたしか申し述べたと思ひますが、そういうような定義に従つてよく検討してみますれば、努力しがいのあるターゲットをつくつていただいておると、そう私は考えております。

党人というのは弾力性のある発言をよくするもので、私もよくやつたことでありますが、しかし政府の責任当局としては、言つたことは実行していくと、そういうことで努力しておるところなのであります。

六十五年赤字公債依存体質からの脱却ということも同じように、これからの経済政策やあるいは歳出歳入の見直しとか、さまざまな組み合わせ等によりましてこれを実行していきたいと、そう考へておる次第でございます。

○近藤忠孝君 たばこ産業株式会社の株の放出や電電の株の放出、それも当然その一つになると思ふんですが、そういう点から見ました場合に、

〔理事岩崎純三君退席、委員長着席〕
おおよその資本が大体今決まってくるんですが、そういう面から見ると、少しこれは低いんじゃないんだらうか、仮にプレミアムがつくとしましてもね。そういう点では、大切な国民の財産を安く、大体買うのは大企業ということになるわけだ、そこにこれは譲り渡すことになるんじゃないか。こういう点についてはどうお考えでしょう。

○国務大臣(中曾根康弘君) これは先ほども御答弁申し上げましたように、専売公社あるいは公社の財産というものは国民の皆様方の大事な共同の財産でございます。これを処理するという場合には、国民の皆様方が納得のいく、一方に偏しない公平な公正な処理が行われなければならぬ。我々としてはそういう万般の措置を講じて御納得のいく処理の仕方をやりたいと考えております。

○近藤忠孝君 私の本会議の質問で、今回の市場開放はアメリカなどの、要するに民間にばこ産業を背景とするアメリカなどの要求に屈したんでないか、それに対して総理はいとも簡単に、そういったことはありませぬということなんですが、事実経過を見ると果たしてそうなんだらうかという点で、これは一九七八年以來の長い日米たばこ戦争とも言ふべき経過があるわけですね。

例えば牛場・ストラス会談で日米たばこ問題の討議が開始され、その後アメリカのガット提訴、ずっと来まして関税の大幅な引き下げ、これは八〇年の三月に三五%、これが九〇%に、八一年四月、九〇%が三五%にと、これが大体日米たばこ戦争の第一ラウンド、一応の決着がついたはずなんです。しかし実際一箱百円程度のこの価格差は解消されてないですね。

そうすると、今度は恐らく自民党あるいは政府も含めて、大体この関税引き下げで済むんだらうと、こう思つておつたんですが、どうもそうでない。結局、関税を思い切つて引き下げても目に見える市場拡大は見られないというので、アメリカの方は、一たん決着した日米たばこ問題の八〇年の合意の見直しを八一年十二月の日米貿易小委員会を持ち出してきて、再びたばこ戦争に火がついた。これが私は第二ラウンドだと思ふんです。

そういう中で、いろいろアメリカ側からいろいろ人が来たり、例えば自民党政調内の専売に關する特別委員会、これは当初は専売制度は守るという立場を堅持しておつたんですが、その辺に対する働きかけも随分あつたようです。そういう経過を経て變つてきたんじゃないか。となりますと、まさにアメリカ側の要求に一つ一つ道を崩されてこつたという段階、八十年続いた専売制度をやめるといふ事態になつたんじゃないか。こう経過を見ると見ざるを得ないんですが、いかがですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 先ほど申し上げておりますように、今回のたばこの措置というものは、臨時行政調査会ができてから公社公団の見直しをやつたわけで、これはアメリカとの関係を顧慮してやつたんでない。行政改革の理想から見て、いろんな特殊法人や中央官庁に手をつけたと同じように、その一環として公社公団の見直しをやつた。そういう意味において電電公社も、あるいは国鉄も、あるいは専売公社も同じように見直しの対象になる。そして民間的手法の導入、あるいは効率化、競争原理の導入、あるいは市場開放、そういうような諸原理に基づいて今回の改革

は行われたのであります。

たまたまその後アメリカ側からたばこあるいは自由貿易というような面で要請があったことも事実でありますけれども、それは臨調がそういうふうな諸原理を決めて改革を始めたところへ複合して出てきている問題で、それがまた臨調がやろうとしている方向と同じ方向に合致していることでもあるわけですが、競争原理とかあるいは開放とかということは合致していることでありまして、それで今回の措置になったのでありまして、アメリカ側から要請されたからそれでやったというものではないのであります。

我々の考えにおきましては、関税率を二〇％に下げたという点については、これはおっしゃるようなアメリカとの関係がありまして、私もそれを意識してやったことは間違いないと思います。これは自由貿易を推進するという意味から我々はやらなきゃいけない。日本は自由貿易によって一番恩恵を受けている国でもありますからそれはやった方がいい。そういうことではやりましたが、今度の公社の再編成という問題はアメリカ側との関係とは関係はないのであります。

○近藤忠孝君 臨調を持ち出してくるんですが、私は経過から見ますと、臨調自身も、具体的には申しませんが、アメリカ側のずつとたび重なるいるんなある意味では強引な市場開放要求、これに押し切られたんではないか、こう思わざるを得ません。しかし時間が来ましたので終わりますけれども、そういう面でも、総理の来る前にいろいろ合理化の問題その他も論じてきましたけれども、あらゆる分野に大変な過酷な競争が持ち込まれ、労働条件あるいはたばこ耕作者の状況の大変な変化というふうなものをもたらしわけで、私はこれに對しては反対であるということを申し上げて、時間が参りましたので質問を終わります。

○栗林卓司君 たばこについて質問いたします。専売公社の再編成、新会社の発足ということ、総理は競争原理の導入あるいは自主責任体制、こうおっしゃるんですが、競争原理の導入と

いうのは、実はその中身は海外との自由競争なんですね。国内で国際競争が行われるという事態だと思ふんです。私は、専売公社の規模並びに日本のマーケットの広さからいって、いつまでも輸入自由化を禁止しておくべきじゃない、むしろ積極的に開放していくべきだと思っております。そのことには賛成なんです。ただ問題は、総理が言われる自主責任体制ですが、競争原理というのは、実は自由な海外との競争なんだ、こうなるとまいりますと、自主責任体制というのは、なるべく手足を縛らない、できるだけ自由調達にやってみようというところが一番いいと思ひますし、加えて、そういう荒波に乗り出すわけですから、なるべく重荷はしよわしたくないというのも当然な配慮だと思ふんです。ところが、従来の公社の育ってきたいきさつ等踏まえまして純粋の民間会社というわけにはいきません。普通でしたら企業の社会的責任の範囲内で社会性を担えばよろしいんですが、それが、それ以上に新たにたばこ産業株式会社がある程度は担ってやらなきゃいかぬという面が特殊法人になつてきたんだらうと思ふんです。そこで、その重みなんですか、重みというのは負わされていることは間違いないで、それはたばこ産業株式会社が今後の国際自由競争という荒波の中で渡っていくのに渡っていく重荷なんだと、そうお考えなんでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) なかなかこれは厳しい情勢にあると率直に申して考えております。一つはたばこ耕作者十万人に及ぶこれらの方々の生活も考えなきゃなりません。生きがいも考えなきゃなりません。また二十五万に及ぶ小売店の問題も考えなきゃなりません。そういう社会的性格を持った問題を内包しているのがこの改革の中に入つておるわけでございまして、でありますから、政治といたしましては、まずまず皆さんがこれなら無理もない、そういう糧だと思はれる線をはかざるを得ないので、そういう点から見れば、効率化という面から見れば十分だと指摘される点があると思ひますが、しかしそれが政治の

糧健なりや方ではないか、私たちはそう考えてやつておるわけです。しかし、それがまたある意味においては、たばこ産業株式会社の面から見れば重荷になるという点も考えざるを得ません。その点は我々としても十分考えていくべき問題であると思つております。

○栗林卓司君 そこで、若干数字を申し上げて具体的にお尋ねをしたいんですが、新たにたばこ産業株式会社の予想利益、税引き後利益というのは三百億円だと伺っているんです。そこで、三百億円というのは多いのか少ないのかなんですが、レイノルズ、フィリップ・モリス、当面の競争相手ですが、これが一体年間に広告宣伝費を幾ら使っているかというのを見てまいりますと、押しなべて両社とも四百億から五百億円。ということは、新会社の税引き後利益というのは広告宣伝費にも当たらぬ。これからはそういった広告宣伝費を含めた競争場裏に入っていくんですけれども、負けはなるかといつてやってみますと、利益がなくなつてしまふようになるんです。

ところが、片方では一年分の葉たばこの在庫があるんです。当然それは倉庫に保管しておかなければいけません。保管料は幾らか。年間四十億であります。ではこの葉たばこ、当然資金が寝ているわけですから、金利相当分は損失として見なければいかぬ。年間二百億円であります。一年間の葉たばこ在庫のために二百四十億。この数字とさっきの三百億を比べますと、これ足すのはちょっと乱暴なんです。この際大ざっぱに足してまいりますと、三百億に二百四十億足すと五百四十億。やつとどうにかこうにかレイノルズとフィリップ・モリスと競争ができる、せめて広告宣伝費の財源と見合う分ぐらい。今までは公社になつたわけですから、その分ぐらいの利益は確保できるかもしらす。

しかもそれだけではいけません。企業になりまして収益力でしょう、市場支配力、技術力があります。ではこの技術力にレイノルズにしてもフィリップ・モリスにしても一体幾らかけている

か。当然のこととして、負けるわけにはいきませんから新会社も一生懸命かけていくようになります。いかにも収益性が低過ぎるということはだれの目にも明らかなんです。

そこでお尋ねしたいのは、仮に新会社がこうなつたら一年分の在庫を何とかして始末しなきゃいかぬ。大蔵大臣は計画的にやっていたらどうかないと思ひますというところなんです。これは長く抱えていちゃしょうがないものですが、仮に五年で整理をするとして、年間二割減反をしなければならぬ、大ざっぱに言つて。こうしなければ一年分の在庫というのは消えてまいりません。輸出をするといひまして、総裁がえらい努力をされても年間三千トンぐらい、今十三万トンぐらいあるんですからとても焼け石に水。そこで自主責任体制ということで減反をします、それは契約です。契約は全量買い上げですが、契約段階で大幅に減反をしますというのをもうのびきりならぬ事情として会社が決めた場合、政府としてはそれはやむを得ないとお考えなんでしょうか。そういうことは激変緩和からいつてまかりならぬと、こういう立場で臨まれるんですか。

○国務大臣(竹下登君) これはその審議会です。いう問題に対しては新会社を中心になられ、事前からかなり濃密な議論を重ね、激変緩和の面も配慮しつつも、しかし一歩でも二歩でも、その在庫をなくするための措置としてだけでなく、全体の合理化措置の中でもより減反をお願いされるであります。そういうことの結果に對しては我々は尊重して対応すべきだと。栗林さんの御議論というのは非常に端的なわかりやすい御議論でございます。その御議論どおりに端的にできないところに重い荷物を背負つておるということに對しても御理解をいただきたいというふうに考えるわけでありまして。

○栗林卓司君 先ほどの鈴木委員の御質問と私似たことをお伺いしているんですが、その重荷というのは新会社がしようんでしようか、それとも政府なんぞしようか。今両方ともひっくり返して新会

社に何となく気分的に負わせているわけですね。したがって、これは恒久処置だとおっしゃっている。でも、極めてまいりますと、どうしたってこれはえらい減反になっちゃう。といつてもそれじゃ国も困る。といつて今そんなこと言ったらこの法律案そのものが吹っ飛んじゃう。とりあえずは恒久処置でまいりますと云つていかないと、腹れかけた来わんみたいなものを抱えて、とりあえずは自重しなきゃいかぬとなるんですが、新会社としますとそこまでの責任は負えるんだろうか。私は政府の責任だと思ふんです。

同じことを申し上げますと、これは総理にお尋ねをします。二〇%の関税がございました。アメリカを意圖して二〇%にしたんですとお答えになりました。ということは、もう少し言いますと、二〇%で日本の業たばこの値段の高いのがカバーされるかされないかは検討してなかったんです。当時の関係から見て私はやむを得ないと思ふ。今、大ざっぱに言つて、日本の業たばこというのはアメリカに比べて倍と見た方が妥当だと思います。ということは、業たばこの原価としますと四割増しなんです。四割増しというのは、これは大ざっぱに話を続けてまいりますが、二〇%では半分しか救えない。そこで新会社としますとどうなるか。国産業たばこを使う割合を今三分の二使っているんですが、三分の一にしたい。輸入国産業たばこは三分の二、そうすると二〇%で何とか、どうにかこうにか日本の業たばこを使つても間に合うことになる。したがって、新会社としては急速に国産業たばこの使用比率割合を上げてまいりますということをするのと、それともただめだということになるんでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) これは原則的に言えば、国産業たばこの原料費を倍として、そしておおよそそれが四〇プロになり、二〇プロが関税でもつてそれが償却され、あとの二〇プロを業たばこそのもので計算しますと、これは栗林委員のおっしゃるとおりになると思ひます。しかしながら、今私どもが考えておりますのは、そこにだけ合理

化、効率化の焦点を置くんじやなく、たばこ産業全体の中でこれを措置していこうと、こういう考え方になつてこれから新発足するわけでございませう。したがって、それはすべて新会社の責任だ責任だという印象をお与えしたようなお答えもあるいはしたかも知れぬ。しかし私どもは、そのようなものを仮に財政的措置においてそれをガードしますと言つた場合に、私は自主努力というものの精神がその途端から、親方目の丸とは申しませんが、依存体質に変わつていくということをそれ以上にもたまたま私どもは厳しく考へていかなきゃならぬではないかと、こういう考え方でありませう。

○栗林重司君 なかなかお答えづらひ面での質問を私はしているんですけれども、くどくお伺いしなければいけないのは、確かに一年分の割高な国産業たばこの在庫を余分に抱えておりますと、しかも国内で国際競争があるんですから、そのときに、二〇%の関税では守り切れぬ割高のたばこに向かうのたばこで競争する、収益力は落ちる、しかも相当の金をかけて新技術は開発していかなくやいかぬ、市場支配力という意味では向こうの宣伝に負けてはならぬ、しかも決着はマーケットで決まるんです。新会社がどんなに頑張ろうと、政府がどんなに期待しよう、それはマーケットの消費者が勝敗を決めるんです。そのときに担える荷物というのは私はおのずから限られていゑると思ふんです。そこでいろいろな状況があつて、これは恒久処置というお答えなんではしやうが、またそれをここで撤回することは到底困難でありましようが、大蔵省のかかわり方、自主責任体制の本当の自由な姿等をひくるめて、ときどきの迅速な見直しをぜひお願いをしておきたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 結論だけを見ますと、いと非常に悲観論が見えますけれども、私は必ずしもそう悲観してはおらぬのです。日本人の嗜好とか、あるいは販売技術とかんとかというものは日本の流通過程を通じてくるので、その日本独特の流通過程というものはなかなか外国は入り

にくいもので、ですから年じゅう文句を言っているわけですから、向こうは。こういう日本人の直接ポットに入るような消費物資というものは、日本人の好みや嗜好に合ったものでなければならぬ。それではないと思ふんです。バタ臭いやり方でそれほども入るとは私は思ひません。だから、今度出てくるたばこ産業株式会社、余り大蔵省の制肘なんか受けないで、思い切つていろいろばんばんやつていけば、私はかなり伸びてくるし、おもしろみのあるものが出てくるであらう、それを見守つていきたい。また、そういうふうな勇氣づけていきたい。そういうふうには思つております。

○青木茂君 臨調見解と専売五法案の関係について御質問申し上げます。

総理は内閣が足立以来、増税なき財政再建、行政改革に政治生命をかけるとおっしゃつたわけですね。これは本音の部分も建前の部分もいまだに変わらぬという前提で御質問申し上げますけれども、先般この委員会専売五法案に対する参考人の意見聴取をいたしましたときに、旧臨調の岩村さんですか、第四部会の会長代理、その方に私は御質問を申し上げたわけなんです。この専売五法案を臨調で衝に当たつた方として、大いに満足していらつしやるのか、かなり満足していらつしやるのか、かなり怒つていらつしやるのか、この四つのうち、どちらですかという御質問をしたら、かなり怒つていらつしやるんだとお答えだつたわけですね。この点について、どこの点を臨調の人は怒つていたのか、総理はどういうふうにお考えでしょう。

○国務大臣(中曾根康弘君) それは必ずしも満足ではないと私も想像できます。それは業たばこの全量買い上げとか、あるいはたばこ指定店の問題であるとか、そういうような点について民間的手法というからつとしたものがない。そういう点について御不満を持つていらるんではないか。しかし、こは政治の政治たるゆえんであると私たちは思つております。

○青木茂君 必ずしも満足しておるんではなしに、かなり怒つていらるんので、ちよつと強いんですよ。

おっしゃるやうに全量買い取りというところに問題の焦点があると思ふんですけれども、過剰在庫を一年分抱え、しかも外国に比べて割高である。これを全量買い取りして果たして新会社が株式会社、営利追求機関としてやつていけるかどうかという点については私も大變疑問で、新会社がかわいそうだなという感じがしないでもない。で、どうでしょう。全量買い取りは法文に明記してあるんですけれども、これからは契約全量買い取りなんだから、業たばこ審議会なんかしつかりつくられて、その中に利益代表ですか、利益代表といふものを入れてしまつたら審議会自体の機能が動かないんじゃないかという気がして仕方がないわけなんです。そういう意味で、これからできる審議会に利益代表的な人たちはできるだけ排除して、いわゆる学識経験者を中心に構成していくという方向というものはおとりになれないものでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) これはどの審議会も同じであります。関係者の意見もよく聞き、また国民の代表的な普遍性を持った意見が述べられる、客観的な結論を得られる、そういうような考えの構成にすべきである。しかし、その中には業たばこ耕作者の関係の方々も入ることを必ずしも排除するものではないと私は思ひます。

○青木茂君 ちよつと専売公社に伺いたいんですけれども、業たばこ審議会なるものの構成ですね、構成はどういうふうになつてまいりましょうか。

○説明員(長岡實君) 現在のたばこ耕作審議会の委員が構成十一名でございまして、学識経験者六

名、それから葉たばこの耕作を代表する者五名と
いうことで構成されております。

新しい法律の葉たばこ審議会も、審議会の委員
は十一人であり、学識経験者と耕作の代表者で構
成するということになっておりますので、大体そ
の人数の点におきましても現在と同じような姿に
なるのではないかと考えております。

○青木茂君 各方面の意見を聞くことは結構だと
思いますけれども、今公社の方から同った構成で
すと、どうしても耕作代表のウエイトが少し高
過ぎて、もしこれらの人々が自分の視野の狭い利
益で審議会を振り回すと仮定するならば、審議会
自体が全くもって動きがとれなくて、困るのは新
公社ではないかという気がして仕方がないわけで
すよ。少し耕作代表の数が多過ぎるということ
は、どうでしょうね、そうお思いになりませんか
でしょうか。

○国務大臣(竹下登君) これは製造独占を新公社
は許されるわけでございますから、今までは製造
専売ですね、そうなりますと実質的にまさに買い
手独占と、こういうことになります。買い手独占
ということになるならば、葉たばこ耕作者の皆さ
ん方は労働三権の問題もございせんし、この審
議会での発言の場というのはいく大事に考えてあ
げなさいかぬ問題ではなからうかというふうに
考えております。

○青木茂君 そこに私は臨調の皆さんの心配があ
るんじゃないかと思ひますね。買い手独占とはい
うものの民営なんだから、いかにしてコストを安
く利潤を上げるとかというのが民営ですね。したが
って、極端なことを言つてしまえば、どういうふ
うにつくろうと実は民営公社の自由なんですすよ
ね。そこにプレッシャーグループとはいひません
けれども、利益代表の人たちがこんなに多く入っ
てきたら、どうしても新公社の運営というものは
首が回らないというのか、やれないんじゃないん
か。そこまで新公社に重荷を負わして果たして運
営できるであろうかという心配は依然として尽
きないんですけれども、少し耕作者側に押された

んじゃないんですか、この構成は。

○説明員(長岡實君) 現在の構成が葉たばこ審議
会に移行いたしましたも恐らく維持されるであろ
うというお答えを申し上げたわけでも、新会
社に移行いたしましたからのことではございませ
んが、私は新しい制度が公社から株式会社組織にな
ったということを考えますと、耕作者も株式会社
が成り立たないような主張はできなくなるんじや
ないか。また株式会社の方は株式会社の方といた
しまして、これは政府関係特殊法人でございま
すから、利潤追求だけを第一義的な目的にするべ
きではないかと。当然、葉たばこ農業の実態を十
分に把握しながら事業を営んでいかなければなら
ないわけでもございませうけれども、その両者の立場
が議論される器は株式会社組織の中であるとい
うことによつて、新公社の経営に当たるとは耕作
者の方に対しては公社の経営内容その他について
も、将来の見通しについても十分に御説明を申し
上げて、理解を得ながら日本のたばこ産業集団全
体が維持できるように運営していただければなら
ないというふうには私は考えておる次第でござい
ます。

○青木茂君 恐らくや新公社の幹部におなりにな
ると思われの方の御発言ですから、これはやむを
得ないですね。しっかりとやっていただきたいとい
うふうにお願ひするしかないんですけれども、ど
うも私は学生の及落会議に学生代表を入れるとい
うようなことは大変疑問を持つわけなんです。
それと、ちょっと横道に二つばかりそれで申し
わけございませうけれども、時間がなから二つ
まとめて申し上げます。

今の全量買い入れの中に利益代表を入れるとい
うことは、常識的に考えればそれに振り回される
ということにならざるを得ないと思ひます。
それと関連をいたしまして、今問題になつてお
ります国会の行革である定数問題にも、利益関係
者を余り入れると、これは動きがとれないとい
うことになるんじゃないかと思ひますから、この定
数問題におきましても、ちょうど臨教審のように

全く国会議員を外しました権威のある第三者機関
をおつくりになつて、その答申を最大限に尊重
されるというお考えを総理自身お持ちなのかどう
かということを一つ伺ひたい。

それからもう一つ、先ほど政治の政治たるゆえ
んというお言葉がございましたけれども、それと
絡みまして、政府の衝に当たられる方がおっしゃ
ったこと、政府というのか与党というのか、おっ
しやったことが国民に不安を与えてはいけな
いと思ひます。そういう意味において、
思うわけでございませう。そういう意味において、
この前の藤井沢の藤尾政調会長の国債利子棚上げ
とか半分にしろとかいうのは非常に国民に不安を
与えております。もちろん私もよく放言しますか
らそれをとがめるものではございませうけれど
も、まあ夏の夜の、あれは夏の朝か、夏の朝のさ
れごとというところで、この席上で総理からそうい
うことは絶対にないという明快な御答弁をお願い
したい。この二つを伺ひまして終わります。

○国務大臣(中曾根康弘君) まず、定数の問題で
ありますが、これは第三者機関をつくらせてその判
定に服してやれ、法律をつくらせてやれと。そうい
う御議論は前からある議論なんです。これも一理
のある議論で、それがすんなりそのとおり行われ
るならば、それも一案だと思ひます。と
ころが、この定数問題というものは各政党の消長
に関する問題であり、また議員の生存権に関する
重大な問題であつて、そういうような致命的な問
題をそんな人の手にゆだねられるかという、そう
いう本能的要求も実はあるんです。今までのい
んな経験をしてまいりましたが、それはできないん
です。結局、そういうグラウンドルールに関する
ことは出場者が決めて、そしてルールを決めたら
そのまゝ服する。だから、出る選手が自分たちで
決め合つてやるのが一番確実な方法だ。選手が言
ったことはもうしようがない。いろいろ議論があ
つて、食い違つたりまたとまらなかつたりする危険
性が非常にあるんですけれども、それでも議会議
議という面から見たらグラウンドルールは自分た
ちで決めるべきだと、そういう原理に基づいてや

るといふのも一つの考えで、むしろ後者の考えの
方に私は近い。現実を見ますとそういうことにな
らざるを得ない、そう思つております。

それから国債利子等の問題は——政治家とい
うものは自分の個人的意見をばんばん言うくせを持
つておまして、私なんかもうさういふくせが非常
にあつて、しばしば怒られたりなんかするんです
けれども、そういうことで御理解をお願いいたし
たいと思つております。

○青木茂君 実は大いに意見があるんですけれど
も、時間が参りましたからいたしませんけれど
も、一つだけ、国債の利子棚上げとか半減とかい
う問題は、政府として絶対そんなことはいないとい
うことは言つていただきますと国民が非常に不
安を持ちますから、それだけ一つ。

○国務大臣(中曾根康弘君) 金融秩序とか経済と
いうものはちゃんとしたルールにのつとつてその
ルールを守つていくという、そこで信用関係で成
り立っているものでありますから、その信用を崩
すようなことはやつてはいけな、やる意思はあ
りません。

○青木茂君 終わります。

○野末陳平君 今回の法案は臨調の答申から見れ
ばかなり後退であるかもしませんが、現状から
してまずまずだと、そういう気がしまして、私は
この新公社の将来に期待したいと思ひます。た
だ、総理の頭の中に、この新公社をいづれ完全
な民営化するのかどうか、その辺です。つま
り、いづれ経営形態の見直しをするというよう
な含みが今度の法案の中にあるのかどうか、その
辺、総理のお考えを聞いておきたいんです。

○国務大臣(中曾根康弘君) この点につきまして
は、前にもしばしばお答えいたしましたように、
今回の法案、今回の改革におきましては新公社に
製造独占を与える、それから葉たばこの全量買い
上げ制を実施する、こういう点は暫定措置として
は規定しておらない、そういうことで御理解を願
ひたいと思つておる次第です。

○野末陳平君 次に、たばこ消費税なんです、

消費者の方はたばこを買う段階でもって納税済みなんです。しかし、集める側では三本立てになりまして、かなり複雑なんです。

税金全体についてですが、臨調答申は、もう言うまでもなく、国税と地方税の徴収事務を総合化、効率化、こういうことをうたっております。現在でも国と地方自治体で税務の実務面では交流とか協力があるのは承知しているんですが、非常に不十分ですね。これからさらにどういう点に留意して、どこを改めていって一層の効率化を図っていくかと政府はなさっているのか、その辺、総理のお考えあるいは大蔵大臣のお考え、聞いておきたいんです。

○國務大臣(竹下登君) これは正確には答弁をいたしませんでしたが、五十七年の十二月一日の国と地方団体の税務行政運営上の協力についての了解事項というのが国税庁長官と自治事務次官の間にあるわけでございます。したがって、これはまさに市町村にまで徹底を図ってもらいたいということでございます。それに基づいて、確かに国税庁と自治省の了解事項、そうしてまた自治省と国税庁の間のそれに基づく賦課徴収に関する資料、情報の交換と申しましょうか、そういうことにつきましては、相互協力が大変濃密という言葉は少し過ぎるかもしれませんが、綿密に日を追ってなっておりますというふうに私どもは理解いたしております。

したがって、野末委員もそうでございますが、よく言われます、もう思い切って地方税の中には徴収を国に委託して、場合によってはそれが譲与税のような形になってもいいじゃないか、こういう議論もございしますが、地方自治の本質ということになりますと、自分たちで苦労して自分たちの自治体の特定財源は集めようというところにまた地方自治の原点としての意義という議論もあるわけでございますので、全般におきましては、今度のたばこ消費税のみでなく、国税、地方税の事務の総合、効率化という問題についてあの線に沿ってこれからも一層綿密な情報交換、資料提供等々

を行って十全を期したいというふうに考えております。

○野末陳平君 その原点の議論はわかるんですが、しかし、総理にこれはお伺いしたいんですが、この地方自治体の立場を重んずる余り、一方においてむだが出てきては何にもならないわけではどうもその辺が、いずれは一本化していくというシステム化をしなければいけないと思うんですね。行革を今後遂行するために、徴税については国と地方を通じた新しいシステムを研究していかなくやならぬのじゃないでしょうか。今でも税制は複雑ですから、これを簡素化しなければならぬし、それからその結果行政コストが減ってくるということも当然必要で、この際いずれは一本化するという、臨調で言うところの総合化といえますか、効率化といえますか、それを目標に機械化による新しいシステムというものを検討していかなくやならない。それをやっていかないと五年も六年もたつてもいまだにこのままだと非常にむだが多くなつて行革の命取りになる。こういうような気もするんですが、その検討についてはどうでしょう、総理。

○國務大臣(中曾根康弘君) その点は野末さんの言われることは妥当であると思ひます。

○野末陳平君 いずれそういう研究もしてほしいと思ひますね。大蔵大臣の主張なさる自治体の原点というのはいんですけれども、しかし徴税という事務的な問題に関しては、そんなにそれを行政のむだまで犠牲にして重んじていいかどうか、その辺は疑問なので、ひとつ検討をお願いしておきたい。

それから最近たばこについては嫌煙権とかあるいは健康問題とか、いろいろ議論になっておりますけれども、先進国の実情と比較しますと、総理、日本では禁煙のエリアというものがちよつと少な過ぎるような気がして、これをもつと拡張していくというか拡大していくことが時代の流れじゃないかという気がするんです。これは私個人の提案なんですけれども、例えば

禁煙車だつて、国鉄私鉄を問わず、もつとふやす方向にあるんだろうと思ひし、それから公共の施設なども病院とかお役所を中心にしても禁煙の場所をふやす。極言すれば、本来こういう公共の施設は禁煙であるべきで、たばこを吸う場所を別に設けるという方向ではないかと思ひます。これから、そんなことを含めまして、どうでしょうか、公共の場所を中心に禁煙のエリアを拡大していくということは今後検討課題にしたらどうかと思ひますが、総理のお考えをお聞かせください。

○國務大臣(中曾根康弘君) 結構だと思ひます。衛生的で、かつ人の迷惑にならないような、気分のいい環境をつくるということは政治の一つの目標でございますから、そういう意味において、たばこの嫌煙人もおりますし、また好きな人もいます。しかし人の迷惑にからぬということは大事な点で、清潔を維持するということは大事であると思ひます。

最近、アメリカでは公の会議の席上で、こういうアシュトレイ、たばこの灰皿を置かないやうですね。日本だけ置いてあるのはアメリカあたりではそういう点で、こういうのを置いておくとかみん吸う、その場合、会議が禁煙で空気がよくなるかと、いろいろな面を考えているのかも知れません。そういう点では、我々の方もエチケットとかあるいは環境の浄化とか、そういうことで考える必要があると思ひます。

また一面において、のみたい人がそれでまたエシジョイして堪能しているわけですから、それを妨害するというのはまた悪いことで、十分堪能してのめるような場所を設定するというのも一面においてエチケットである、そうも思ひます。

○野末陳平君 当然それは喫煙権もあれば嫌煙権もあるわけですが、日本の場合はどうやらたばこを好きな人中心に何となくできています。ですから、あえて……。たまたまアメリカの話ですが、事実アメリカでは非常にそういう禁煙という面になるさくなつていくやうです。で、私ひとつここで、またちょっと嫌われるか

もしもせんけれども、お役所でたばこを吸っているという、これはそろそろ考え直さなければならぬと思ひます。区役所でも市役所でもいいんですけれども、吸いながら仕事をしています。これは喫煙所がないからかもしれないんですが、お客に対してはたばこ吸いながらいろいろ執務している。これは余り感じのいいものじゃないんじやないか。時代の流れとして、こういうことも改める方向にあるような気がするので、仕事場では——民間の会社ではそういうところはありますよ。もうやっているところがあります。ですけれども、公務員とあえて限定するわけではないんですけれども、お役所で余り市民に向かつて応対するときにたばこなど吸っている、あれはよくない、そういう気もするんです。こういうところから改めていくべきだと思ひついで、最後にそれについて総理に聞いて終わりにしたいと思ひます。

○國務大臣(中曾根康弘君) まあ役所で一日じゅう吸つていかぬというの、ちよつとかわいそうな気がしますが、だから、人の迷惑にからぬやうな時間には吸つて、お客さんが来たら消すとか、あるいは場所を変えろとか、ともかくたばこをくわえたまま人に応対するとか、たばこを持つまま人に応対するというのは、ちよつとこれは失礼じゃないかと思ひますが、四六時中一切吸っちゃいかぬというのかわいそうな気がします。そういうのは要するにエチケットの問題で、常識の線に沿つた応対をまずやる、そして来庁した人々に不愉快な気持ちを与えないやうにやるということがエチケットではないか、こう思ひます。

○委員長(伊江朝雄君) 他に御発言もないやうです。五案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより五案の討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。○鈴木和美君 私は、日本社会党を代表して、ただいま質疑を終了いたしました。たばこ事業法案等専断改革五法案に対し、反対の立場から討論を行

うものであります。

まず、私は、本委員会の審議におきまして政府並びに専売公社が前向きな答弁をされたことは、それなりに評価いたします。しかし、私は次の理由から残念ながら反対せざるを得ないのであります。

その第一は、今回の専売改革法案は、去る五十七年七月の臨時基本答申を受けた内容のものであり、我が党は常に、臨時及びその答申の基本的性格は財界擁護に偏し、福祉の後退を行わせる国民不在の答申であると認識しているところであり、したがって、臨時に即した本改正案に対しては反対せざるを得ないのであります。

第二は、たばこという商品が基本的に国際的商品という性格を持っていることは否定しませんが、これを完全自由化に踏み切るには、国内たばこ産業の体質が名実ともに強化されていなければならないと見えます。

その観点に立てば、健康喫煙問題についての国民的コンセンサスの定着、葉たばこ原料の過剰在庫の解消方策の確立及び公社職員の年齢構成を配慮した適正な転換条件の整備などが事前に整っていないければならないと考えます。これらのことから、本改革案によるたばこの自由化は時期尚早と言わざるを得ません。

また、今日までの専売制度における実績を検討しても、五十八年度を例に見れば、専売納付金は一兆六千六百億、地方たばこ消費税は七千七百八十一億、国及び地方財政に大きく貢献し、財政専売としての地位を確定していることは見逃すことができません。

他方、約十万户のたばこ耕作者、二十六万店のたばこ小売人、三万七千人の公社職員、さらに数多くの塩事業関係者すべてがこぞ現行制度で十分に国民の期待にこたえ得るとしていることから見れば、本改革案を提示する必然性は見当たらないのであります。

第三には、経営の自主性、当事者能力の拡大が現代の公的企業には欠かせないにもかかわらず、

依然として官僚的、行政的介入、干渉の余地が多く見られることに不満を感じるものであります。

すなわち、役員選任解任、事業計画などについて大蔵大臣の認可に拘束されるなど、依然として新会社の当事者能力を束縛する規定が盛り込まれて、監督官庁が株主としての権限に基づき、積極的に介入する余地が残されていることは遺憾の至りであり、この立場からも新会社の自主性尊重は完全に確立しているとは言えません。

第四は、本委員会の審議を通じてさらに不安が色濃くなったことと見えます。葉たばこ耕作の全量買い取り制度は、維持されたとはいえ、将来の国内葉たばこ産業の安定化及び日本農業の構造的体質からくる葉たばこ耕作者の生活については依然として不安が解消されていません。加えて、公社職員についても将来の年次別合理化計画が提示されなかったこと、かんがみ新会社への移行条件並びに移行後の労働条件を初めとする雇用安定という重要課題についても不安を持たざるを得ません。

最後に、今次改革案では、現行の専売納付金制度を消費税制度に改めることとしておりますが、その税率は従価換算で五・四％と他税に類を見ない税負担の限界を示すものであり、今後においてこの水準を維持されることを強く求めるところであります。

また、新会社に対しては、利益が生ずれば法人税などの納税義務を生じることとなり、このほか固定資産税などの負担も増加し、さらに株主配当もしなければならぬこととなります。

このように、公社制度と比べて格段の負担が加わることとなります。本来、激化する国際競争のもとで内部留保の充実など経営基盤の強化に努めるべきときにもかかわらず、それが極めて困難となることと予想され、強固不安の念を抱くところであり、

政府は、かかる事情を考慮して、今後の経営基盤強化に向けて適切な配慮をなされんことを切に要望して、私の反対討論を終わります。

○岩崎純三君 私は、自由民主党・自由国民会議

を代表して、ただいま議題となっております、たばこ事業法案以下五法律案に対し、賛成の討論を行うものであります。

提案されております専売改革は、明治三十七年以來八十年に及ぶ日本専売制度の歴史に一大転換をもたらし、その基本的な柱は、開放経済に即応するなどのため輸入たばこの自由化に踏み切るとともに、国際競争力確保の観点から、専売公社を合理的企業経営が最大限可能となる特殊会社へ改組する点にあります。

確かに、本改革の前提となつて臨調答申の内容と若干の食い違いがあることは否定できないところであるが、臨調答申の意旨を踏まえ、競争原理の導入による効率化の促進を図るため、輸入の自由化を行うこと、さらに経営の自主責任体制の確立などのために公社制度を抜本的に改革する、という二点に絞つて見ても、その基本的趣旨に沿つた改革案内容であると言えるのであります。

特に割高な国産葉たばこを抱えた現状のもとで、たばこ輸入自由化を行えば、なお我が国たばこ産業が国際競争力を確保して健全な発展を遂げるためには、専売公社を政府出資の特殊会社に改組し、製造独占権を付与する以外ないと判断されたことはまさに當を得たものと言えます。

そこで、具体的内容を見てまいりますと、まず日本たばこ産業株式会社の株式は、常時二分の一以上、当分の間三分の二以上政府が保有することとしておりますが、今日までたばこ産業を支えてこられた関係者の不安を除去するとともに、新会社の設立の目的に沿つた事業運営を担保するため、常時二分の一以上、たばこ産業の健全な発展の目的が明らかになるまでの経過措置として当分の間三分の二以上の株式を政府が保有すること

は適当な措置と言えましょう。

次に、改革による激変緩和措置が各所に講じら

れているということとあります。すなわち、葉た

ばこの買い入れにつきましては、契約によるとはいえ、全量買い取り制が維持されるとともに、新会社の中に葉たばこ審議会を設置し、公正さが担保されるよう配慮されておりますし、定価制とたばこ小売人の指定制を堅持することにより流通秩序の維持も図られるよう措置されておるところであります。

また、輸入たばこの自由化のもとで、我が国たばこ産業の健全な発展を図るという新会社の目的に沿つた運営が行われるためには、新会社の経営はその自主性にゆだねられるべきものでなければなりません。その点では既存の他の特殊会社に比べ政府による関与は最も少ないものであり、一部に政府が株主権の行使により積極的に事業運営に関与するのではないかと心配もありましたけれども、本委員会の論議を通じて、新会社の経営の自主性が守られることが明らかにされておるところであります。

さらに、適正な労使関係維持と労使一体となつた経営の効率化に取り組めるよう労働三法の適用も図られております。

次は、たばこ消費税制度であります。専売公社が特殊会社に改組されることに伴い、現行専売納付金制度にかえてたばこ消費税制度を設けることになっておりますが、たばこの税負担率水準や国と地方への財源配分などは基本的に現行水準を維持することとしており、また税率を定めるに当たりましては、従価税と従量税を併用、その比率を八対二としていることは、たばこが重要な財政物資であること、さらには諸外国の税制とのバランスから見ても適切な措置と考えるものであります。

最後に、塩事業についてであります。塩は国民生活における必需物資であるところから、公益専売制度が維持され、加えて営利目的の新会社に塩事業を独占させることの弊害を除くため、事業

経理の区分、塩専売事業運営委員会の設置などの諸措置が講じられていることは適正なものと言え

ます。今後、国内の塩産業の自立化に向けて関係者の努力が期待されておるところであります。

以上、数点にわたりました。賛成の立場からの意見を述べたものでありますが、今回の改正案が実りある改革となり、外国に資本との競争に打ちかつことにより、たばこ産業の健全な発展が図られ、それに携わる人々の生活基盤が守られますことを切望して、私の賛成討論といたします。

○近藤忠孝君 私は、日本共産党を代表して、たばこ事業法案等専売五法案に対し、反対の討論を行います。

第一に、アメリカの我が国に対する不当な市場開放要求に屈した結果、専売制度が廃止に至ったという点であります。

アメリカ政府の我が国に対するたばこ市場開放の要求は、いわゆるビッグスリイと言われる巨大なばこ会社による世界第二の市場である我が国に対する市場競争戦の一環をなしているものであります。これらアメリカたばこ会社は、相次ぐ関税の引き下げで先進国中最低の関税水準になったにもかかわらず、我が国に対する輸出がふえないのは我が国が専売制度をとっているためであるとして、一端決着済みの日米合意を覆し、一気に専売制度の廃止を迫ったのであります。これは明らかに不当な要求であり、内政干渉にわたるものであります。

第二に、本法案は臨調行革による民間活力論に基づく国鉄、電電などと並ぶ三公社の民営化の一環であります。

三公社はそれぞれ今日ますますその公共性の發揮が求められており、公社制度を維持しつつ、その国民本位の改革が求められています。いわゆる公社の民営化論は公的規制を取り払い、これを民間資本の利潤追求の対象にしようとするものである、断じて許されません。

専売公社に關して言えば、喫煙と健康問題に対する関心が世界的に高まっている今日、その製造、流通、消費について公的な規制が求められる必要こそあれ、もうけ本位の販売競争を必然化する

る民営化や輸入自由化は、まさに逆行であります。

第三に、本法案によって我が国のたばこ産業がビッグスリイの支配する国際たばこ資本の激烈な競争と市場競争戦に巻き込まれる結果、資本主義的合理性と効率化が最優先され、公社で働く労働者はもとより、葉たばこ生産農民、たばこ販売店に至るまで徹底した合理化が待っているものであります。

既に大蔵省と公社は、一分間八千回転の高速機の導入と工場の統廃合計画を策定する一方、営業所を三分の一削減するなどの第一線事業所の統廃合を既に着手と進めており、これによって一層の労働強化と一万人以上の余剰人員が生み出されることは必至であり、職員、労働者の不安は高まっております。

ところが、本法案と一体不可分の関係にあるこの合理化計画の内容について、一部の団体、一部の政治家には説明しておきながら、本委員会における我が党のたび重なる要求に対していまだに提出されないことは極めて遺憾であります。

また、葉たばこの過剰在庫とコスト高を理由とした葉たばこ耕作者への合理化攻勢も一段と強まることは必至であります。本法案で、形の上では全量買い取り制度が維持されるとはいえ、契約そのものが企業主義的判断でなされる結果、契約面積、買い入れ価格ともに切り詰められ、葉たばこ農家の経営を一層窮乏に追いやることは明らかであります。

特に零細な経営が大半を占めている小売店も、先行き不安が募っています。当面、小売許可制が維持されるとはいえ、輸入自由化で外国たばこ会社が商社などの販売ルートを使って直接販売する動きも出ており、既にその販売攻勢は激化しているものであります。

以上のような数々の重要な問題点のある本法案に対し、私は断固として反対するとともに、未解明の問題を多く残したまま採決を強行することに遺憾の意を表し、私の反対の討論といたします。

○塩田啓典君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました専売五法案に対して、賛成の討論を行うものであります。

たばこ専売制度は明治三十七年に、日本専売公社制度は昭和二十四年に制度が設けられて以来、財政収入の確保に寄与してまいりましたが、行政改革に対する国民の強い要求や貿易摩擦による海外からの市場開放要請など、時代の変遷、環境の変化等を背景としてその見直しの必要性がとみに高まっております。このような状況を踏まえ、一昨年七月に臨時行政調査会により提出された「行政改革に関する第三次答申」において、専売制度、公社制度の根本的改革の提言がなされたのであります。本法律案はこの臨調答申の趣旨に沿ったものであり、中曽根内閣が最重要課題として掲げる行政改革の一翼を担うものであります。

我々は、たばこ専売の改革について、長年専売公社制度を支えてきた葉たばこ生産農家、たばこ小売店、公社職員など関係者の生計維持に配慮することを前提にして臨調答申の示す方向を支持する立場を貫いてまいりました。

今回の改革法案は、特殊会社という経営形態については現在の専売公社より経営効率の向上が期待できる上、たばこ輸入の自由化は現在の国際情勢からやむを得ない措置であり、貿易摩擦の緩和にも貢献するものと評価し、賛成をいたします。この賛成ということは、改革の方向が自他に賛成であるという意味であって、改革案そのものに全く問題がないという意味ではありません。

今回の改革が関係者に多大な不安と動揺を与えたことは確かだと思えます。しかし、その結果、不安を静めるために専売公社からたばこ産業株式会社に移行したとしても、中身は極力従来の形を残す、言いかえれば実体としては前と変わらずという法案をつくったとしたら問題であります。

たばこ及び塩の双方について言えることであります。本法案の問題は国際競争に耐え得る企業体質をどうつくるかという点であります。

たばこは明年四月一日以降輸入自由化となり、

以上の過剰在庫は新会社の経営基盤を弱体化させるのではないかと懸念があります。たばこのコストに占める葉たばこ原料の割合は約六割であり、葉たばこのコスト低下は国際競争力をつけるため避けて通れない問題であります。

我々も、約九万三千戸もある全国葉たばこ生産農家にとって全量買い取り制度を存続させることは必要と考えております。しかし、今後は広く国民の声を聞くため、葉たばこ審議会の民主的な構成と運営の確保に配慮し、葉たばこ生産農家の協力を得ながら、コストの低下、適正在庫の実現に努めるべきであります。

以上、このような問題点が存在するものの、行政改革推進の立場及び市場開放の波に乗った国際化時代を迎えた今日、本法律案は一歩前進するものと評価して賛成をしますものであります。

最後に、八十年に及ぶ専売制度を支えてこられた関係者各位に深く敬意を表するとともに、内外の厳しい環境の中で船出する新会社が、今日までのよき伝統を受け継ぎ、重要な使命を達成されることを心から願うものであります。関係者のますますの御努力を期待し、賛成討論とします。

○栗林卓司君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となりましたたばこ事業法案外四法案に対し、賛成の討論を行います。

この賛成ということは、改革の方向が自他に賛成であるという意味であって、改革案そのものに全く問題がないという意味ではありません。今回の改革が関係者に多大な不安と動揺を与えたことは確かだと思えます。しかし、その結果、不安を静めるために専売公社からたばこ産業株式会社に移行したとしても、中身は極力従来の形を残す、言いかえれば実体としては前と変わらずという法案をつくったとしたら問題であります。

たばこ及び塩の双方について言えることであります。本法案の問題は国際競争に耐え得る企業体質をどうつくるかという点であります。

塩については輸入塩との間で既に競争関係にあり
ます。この現状に対処するためには経営力、市場
支配力、技術力、資金力のすべてにわたって企業
力を蓄積し、活力を養っていかねばなりません。
それが可能となる環境は、あくまでも自由で
潤達な民間企業においてのみ期待し得るところで
あります。

補助金は産業から自立心と活力を奪い、やがて
守ろうとする産業そのものためにすると言われ
ますが、同じ意味で日本の業たばこ産業を真に育
成しようというのであれば、外の冷たい風にさら
さなければなりません。全量買い上げなどの長統
きするはずがない保護政策に寄りかからせるこ
とはやがて業たばこ産業そのものを失うことにな
る道であります。

私はこうした点で提案された法律案には迫り来
る新時代への緊張感も活力も感じられません。過
度に激変緩和に目を奪われた法案の内容であり、
早急な見直しを強く要請して賛成の討論を終わ
ります。

○委員長(伊江朝雄君) 他に御発言もないよう
です。五案に対する討論は終局したものと認め
ます。

○委員(伊江朝雄君) 他に御発言もないよう
です。五案に対する討論は終局したものと認め
ます。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

○委員(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(伊江朝雄君) 多数と認めます。よって、竹田四郎君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、竹下大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。竹下大蔵大臣。

○国務大臣(竹下登君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。ありがとうございます。

○委員長(伊江朝雄君) なお、五案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(伊江朝雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時三十分散会

昭和五十九年八月二十五日印刷

昭和五十九年八月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局